

豊川市 公園施設等利活用・適正化計画

～ 地域に愛される

”暮らしを豊かにする空間”

としての公園の再生 ～



目 次

1. はじめに.....	5
1.1 計画の目的	5
1.2 地区区分	5
1.3 計画の位置づけと役割	6
1.4 計画期間	6
1.5 対象とする公園	7
2. 公園を取り巻く状況.....	9
2.1 公園の役割	9
2.2 国の動向	10
(1) 新時代における公園行政に求められる観点	10
(2) ストック効果向上について	10
(3) 今後の公園のあり方について	11
(4) 都市公園以外の公園のあり方の見直しについて	11
2.3 公園の概況	12
(1) 公園の概要	12
(2) 公園の規模・配置	14
(3) 公園施設の状況	20
2.4 現状把握のための各種調査結果	21
(1) 市民アンケート	21
(2) 町内会利用調査	29
(3) 位置情報ビッグデータ	30
(4) 子ども調査	32
(5) 公園の美化活動アンケート	33
2.5 維持管理の現状	34
(1) 維持管理費の推移	34
(2) 維持管理費の形態	35
2.6 公園の現状と問題点	36
2.7 本計画で対応すべき課題	39
3. 公園の利活用・適正化における基本的な考え方	41
3.1 目指すべき姿	41
3.2 基本目標、基本方針	42
(1) 基本目標	42
(2) 基本方針	43

4. 利活用・適正化に向けた公園の再編	45
4.1 公園の再編の考え方	45
(1) 本計画を検討する地区単位について	45
(2) 検討手順について	46
4.2 個々の公園の再編に向けた評価（1次評価）の考え方	47
(1) 再編の分類	47
(2) 身近な小さな公園における再編に向けた評価	48
4.3 地域特性に応じた公園の再編に向けた評価（2次評価）の考え方	50
(1) 地区別公園再編方針の役割について	50
(2) 公園の再編にあたっての機能タイプ（役割設定）について	51
(3) 機能タイプの設定方法について	52
4.4 地区別公園再編方針	54
(1) 地区別公園再編方針について	54
(2) 公園の再編モデルケース	55
(3) 地区別公園再編方針	58
5. 公園の利活用・適正化における推進方策	112
(1) 再編の効果を確認する指標	112
(2) 推進方策及び施策	113
6. 公園の利活用・適正化における推進体制	116
6.1 推進体制	116
6.2 再編の実施プロセスについて	117
6.3 再編スケジュールと計画の進行管理	118

巻末資料

用語解説

策定の経緯

豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会設置要綱

1. はじめに

1.1 計画の目的

現在、本市には264箇所の公園があり、その多くは設置から30年以上が経過しています。公園施設の老朽化に加え、人口減少や少子高齢化社会による社会情勢の変化、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進等のニーズの変化に伴い、公園施設の機能が十分に発揮されていない状況がみられるとともに、経年劣化等により多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えています。

これらのことから、公園の長期的に安定した維持管理や今後も適切な機能を維持していくため、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」を策定し、効率的な利活用の推進を図っていきます。本計画策定にあたり、「第7次豊川市総合計画」や「第3次豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市緑の基本計画」、「豊川市立地適正化計画」等の上位・関連計画や地域のニーズを踏まえ再編方針を定めます。

本計画では、地域特性やまちづくりの方向性との整合を踏まえ、①使いやすく魅力ある公園の再編、②地域全体で公園利活用推進、③長期的に安定した維持管理を目指します。

1.2 地区区分

地域全体における公園機能の向上を図るため、生活圏を供する小学校区に着目し、以下のとおり、地区を設定します。

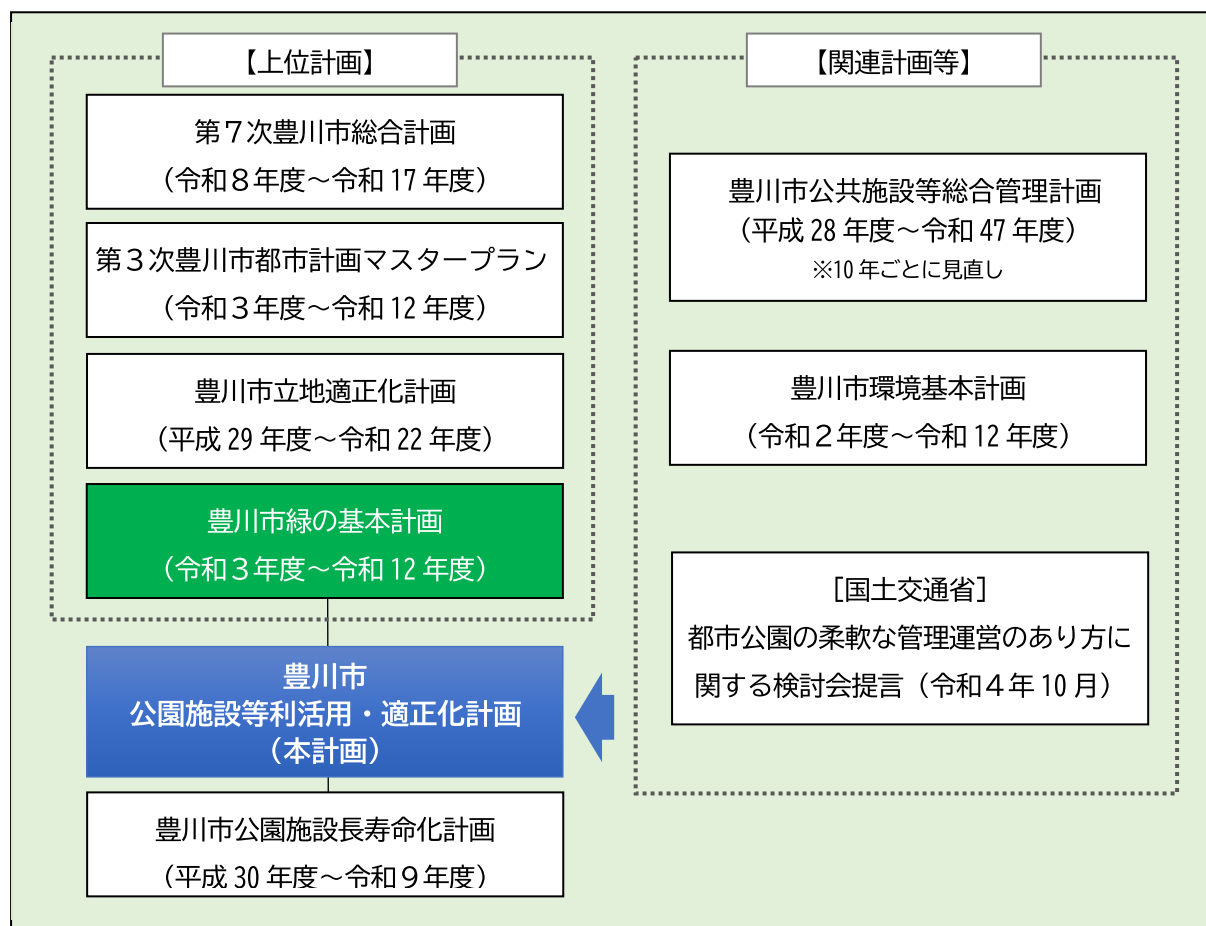


図 地区設定 (小学校区)

1.3 計画の位置づけと役割

本計画は、本市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開した「豊川市緑の基本計画」に基づいて策定します。

また、「第7次豊川市総合計画」、「第3次豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市立地適正化計画」等の上位・関連計画との整合を図ります。



1.4 計画期間

本計画の期間は、概ね20年後の都市を展望しつつ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを実施します。

1.5 対象とする公園

本市で整備されている公園には以下の種類があります。

都市公園

①都市計画法に基づく都市計画公園

- ・都市計画法に基づき、都市計画決定された公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの

②都市計画公園以外の都市公園

- ・地方公共団体が都市計画区域内に設置する都市計画施設ではない公園又は緑地

児童遊園等

- ・都市公園以外の市が管理する公園で児童遊園やちびっ子広場等

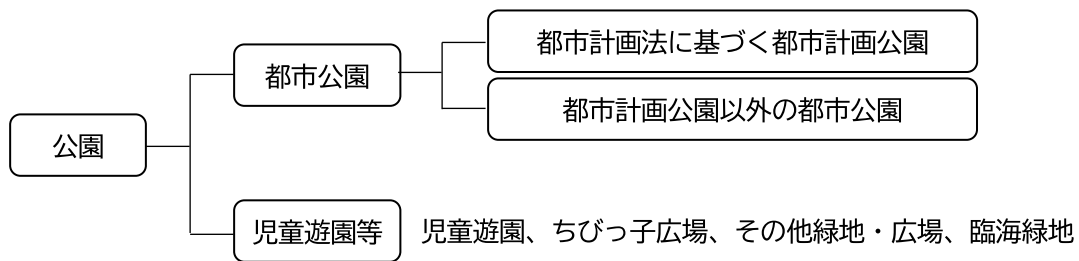


図 対象とする公園

本計画では都市公園及び児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地・広場、臨海緑地を対象とします。

なお、都市公園については住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまでさまざまな規模、種類のものがあります。公園の機能、目的、利用対象等について次ページに示します。

表 計画の対象とする公園数

区分	種類	公園種別	計画対象数(箇所)	公園の内容	該当する公園
都市公園	住区基幹公園	街区公園	97	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	美幸公園 曙公園 桜木公園 他
		近隣公園	11	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	三明公園 新道公園 本野原第一公園 他
		地区公園	4	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カンントリーパーク)は面積4ha以上を標準とする。	桜ヶ丘公園 弘法山公園 佐奈川散策公園 手取山公園
	都市基幹公園	総合公園	1	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。	赤塚山公園
		運動公園	2	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。	豊川公園 スポーツ公園
	都市緑地等	都市緑地	7	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	行明緑地 緑町緑地 三上緑地 酢屋下緑地 御油松並木公園 豊川海軍工廠平和公園 さくら広場
	その他の公園	児童遊園	36	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。	赤代児童遊園 西桜木児童遊園 他
ちびっ子広場		58	都市計画法施行令25条第6号・7号、都市計画法施行規則第21条に基づいて設けられた緑地・広場等の他、上記に該当しない公園。	西の谷ちびっ子広場他	
その他緑地・広場		46	港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾環境整備施設(緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等)。港湾法に基づいて愛知県により設置され、本市へ移管又は管理実施。	西ノ谷広場 炮土土広場 他	
臨海緑地		2		御幸浜緑地 佐脇浜緑地	
計			264		

注) ・計画対象となる公園の数は令和8年3月現在。ただし、供用開始予定の街区公園2公園(大木2号公園、駅東1号公園)を含める。
 ・近隣住区=幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位
 ・「都市公園」分の内容欄は国土交通省ホームページを参照

2. 公園を取り巻く状況

2.1 公園の役割

公園とは、法律上の定めはないものの、国土交通省が定める「第13版 都市計画運用指針」においては、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地と示されています。

公園の効果については、以下の2つの効果を持っています。

【公園の効果】

利用効果：公園緑地を利用する住民にもたらされる効果

存在効果：公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等の都市構造上にもたらされる効果

参考 公園の効果



出典：国土交通省

2.2 国の動向

(1) 新時代における公園行政に求められる観点

国土交通省では「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（平成 26 年 11 月設置）」において、「ストック効果をより高める」、「民間との連携を加速する」、「公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 点を重視し、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの方向性を示しています。

また、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤が一定程度整備されたステージにおいて、公園行政は緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に発揮させるステージへ移行すべきとされています。

(2) スtock効果向上について

公園のストック効果を高めるための工夫として、ストックの再編の考え方には、「機能の再編」と「配置の再編」の 2 つがあります。

今後はこの 2 つの再編の考え方を重視することが求められています。

「機能の再編」

- ・公園ごとの特性に応じて魅力向上、機能分担を行う
- ・核となる公園を中心として機能重複の解消、選択と集中による魅力向上を図る

「配置の再編」

- ・小規模公園の集約・統合により機能向上を図る
- ・公園用地を活用して公共施設を集約化し都市機能の向上を図る

参 考 公園の再編のイメージ

【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



出典：国土交通省

(3) 今後の公園のあり方について

令和4年には国土交通省から民間との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について提言が示されています。

この提言では「使われ活きる公園」の実現に向けて、3つの取組みが求められています。

- ◇新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする
- ◇しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる
- ◇管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる

出典：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国土交通省）」資料

(4) 都市公園以外の公園のあり方の見直しについて

令和7年3月19日に国土交通省から「開発行為に伴い設置する公園について（技術的助言）」の通知が発出されています。

本通知では、適切な維持管理が困難になっている開発行為に伴う既存公園についても、公園ストックの再編・廃止について検討すべきとの考え方が示されています。

2. 公園等のストック再編・廃止について

過去に開発行為に伴い設置した小規模な公園等（以下「既存公園等」という。）については、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、設置目的を十分に果たしていないものも見受けられる。

このような既存公園等については、周辺の公園等と機能を分担させることにより有効活用や魅力向上を図ることや、量的に地域のニーズを既に充足している場合には廃止することも考えられる。

廃止にあたっては、地域の町内会等と管理協定を締結している場合は、関係者間で十分な調整を図るとともに、周辺住民等への丁寧な説明を重ね、地域の合意形成を図るべきである。また、既存公園等が都市公園として位置付けられている場合には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第16条の規定や、都市公園法運用指針（令和6年12月国土交通省都市局）の7「都市公園の保存規定について（法第16条関係）」を踏まえ、検討する必要があることに留意すること。

出典：国土交通省

2.3 公園の概況

(1) 公園の概要

①市民1人当たりの公園面積

○都市公園

本市の都市公園面積は約250haであり、市民1人当たりの都市公園面積は13.06㎡/人です。この市民1人当たりの都市公園面積は、全国平均の約10.8㎡/人、愛知県平均の約8.04㎡/人（出典：「令和4年度末愛知県都市公園現況」）を上回っている状況です。

表 都市公園の整備量（令和6年4月現在）

区 分			①都市計画公園		②都市計画公園 以外の都市公園		小 計		備 考
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
都市公園	基幹公園	住区公園	73	20.6	21	4.3	94	24.9	
		近隣公園	10	14.4	1	1.8	11	16.2	弘法山公園 供用3.47ha
		地区公園	2	7.6	2	8.4	4	16.0	
		都市基幹公園	1	25.1	0	0	1	25.1	
		運動公園	2	20.4	0	0	2	20.4	
	小 計		88	88.1	24	14.5	112	102.6	
	広域公園		1	137.3	0	0	1	137.3	県営東三河ふるさと公園 都市計画決定面積175.0ha
	都市緑地		4	6.8	2	3.3	6	10.1	緑町緑地は未供用で含まない
合 計			93	232.2	26	17.8	119	250.0	

※面積の数値は供用面積とする。六光寺公園、大木2号公園、駅東1号公園は含まない。

○その他の公園

都市公園以外の市が管理するその他の公園は、市内に設けられている児童遊園やちびっ子広場等の小さな公園や、三河湾沿いの沿岸部の埋め立て地に設けられた臨海緑地等があり、都市公園同様、レクリエーションの場として市民に親しまれています。

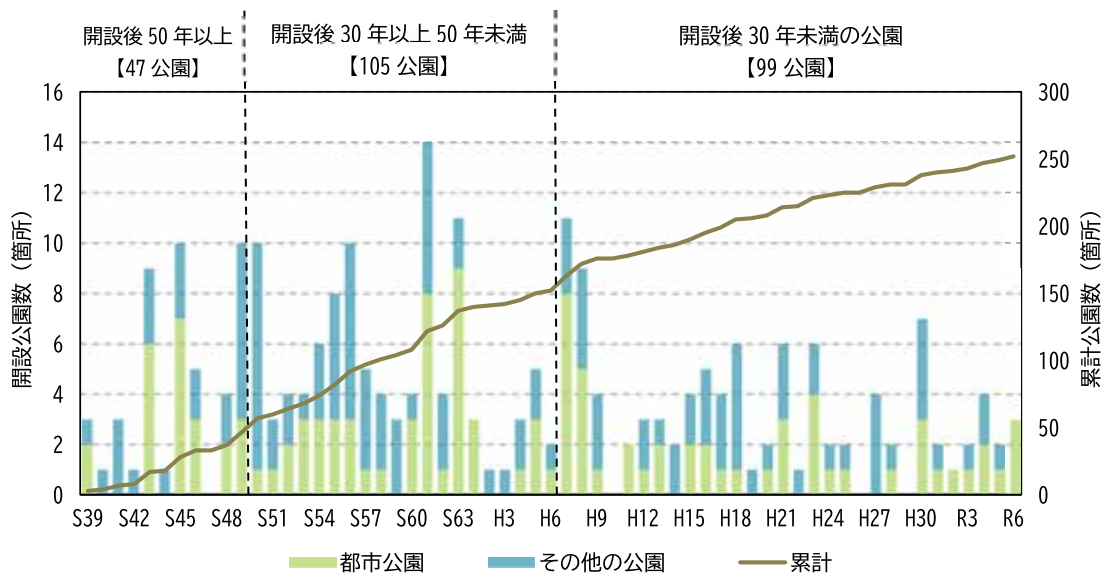
表 その他の公園の整備量（令和6年4月現在）

区 分		箇所数	面積(ha)	備 考
児童遊園		36	2.5	
ちびっ子広場		58	3.1	
小 計		94	5.6	
緑地・広場	緑地・広場	46	9.3	
臨海緑地	御津臨海緑地	2	12.3	
	三河臨海緑地	1	12.5	
小 計		49	34.1	
合 計		143	39.7	

②開設年度・開設後の経過年数

本市の都市公園、その他の公園の開設後の経過年数は、50年以上が経過した公園が47公園、30年以上50年未満の公園が105公園あります。

今後、開設後50年以上経過する公園が増々増加する見込みとなっており、計画的な改修、更新、再編等が必要となっています。



※都市公園の内、東三河ふるさと公園、六光寺公園、緑町緑地は含まない。その他の公園の内、緑地・広場について10公園の供用年度が不明

図 公園の開設年度

公園の経過年数別の配置図をみると、50年以上経過している公園は、中心市街地周辺と昭和40年代に開発された住宅団地に多くみられます。

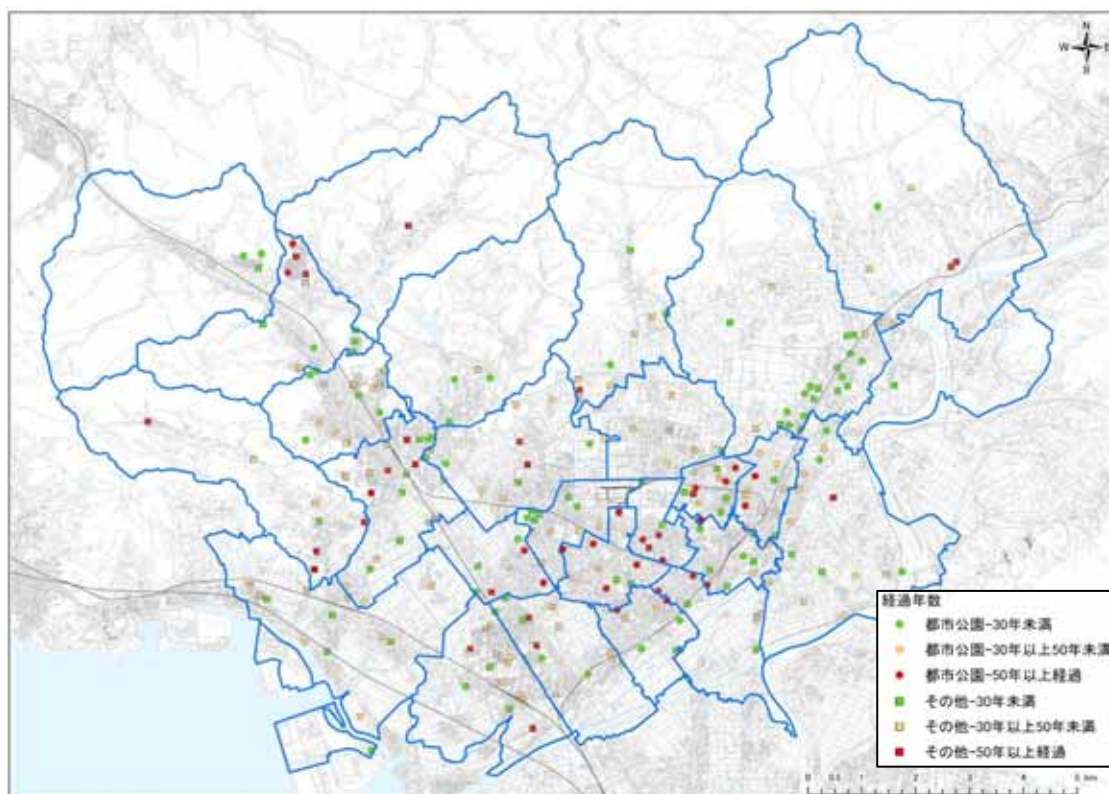


図 公園の経過年数

(2) 公園の規模・配置

①公園の規模

公園規模は、街区公園が中心となる 1,000 m²以上 2,500 m²未満の公園が最も多くなっています。本市には県営東三河ふるさと公園や赤塚山公園、臨海緑地等の 100,000 m²以上を超える大規模な公園も存在しています。

また、面積 330 m²を下回る小規模な公園が約 15%を占め、40箇所も存在しています。

表 面積別公園種別数の内訳

面積区分	都市公園						その他の公園					合計
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	広域公園	児童遊園	ちびっ子広場	緑地・広場	臨海緑地	
330 m ² 未満	-	-	-	-	-	-	-	3	22	15	-	40
330～ 500 m ² 未満	-	-	-	-	-	-	-	10	14	5	-	29
500～ 1,000 m ² 未満	8	-	-	-	-	-	-	18	16	6	-	48
1,000～ 2,500 m ² 未満	47	-	-	-	-	1	-	5	6	11	-	70
2,500～ 5,000 m ² 未満	30	-	-	-	-	2	-	-	-	6	-	38
5,000～ 10,000 m ² 未満	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
10,000～ 50,000 m ² 未満	-	11	4	-	-	3	-	-	-	3	1	22
50,000～100,000 m ² 未満	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2
100,000 m ² 以上	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	4
合計	94	11	4	1	2	6	1	36	58	46	3	262

※六光寺公園、緑町緑地は含まない。

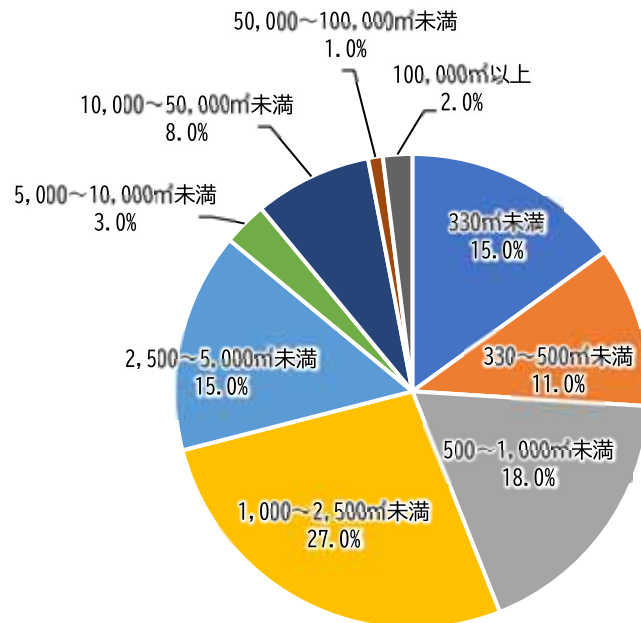


図 面積別公園数の割合

②公園の配置

○立地適正化計画と公園配置現況

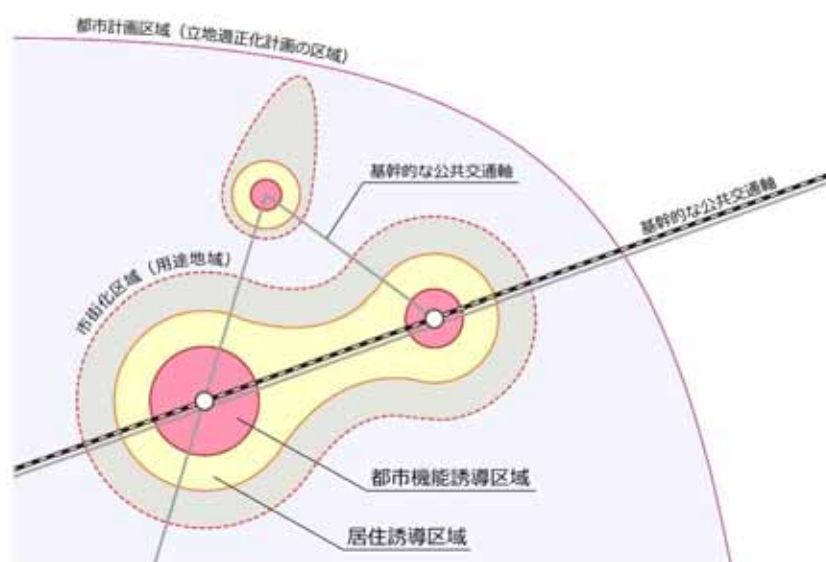
都市計画区域内には市街化区域と市街化調整区域があり、この区域区分を設定することで、道路・公園・下水道等の基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図っています。

公共交通と連携したコンパクトなまちづくりの推進に向けた「豊川市立地適正化計画」では、市街化区域の中に、都市機能施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を定めています。

これらの区域と公園の配置を重ねると次ページのとおりです。

都市機能誘導区域、居住誘導区域内には公園が配置されている状況ですが、一部には居住誘導区域内の中で公園整備が進んでいない地区がみられます。

参考 立地適正化計画制度のイメージ



出典：国土交通省 立地適正化計画の手引き【基本編】

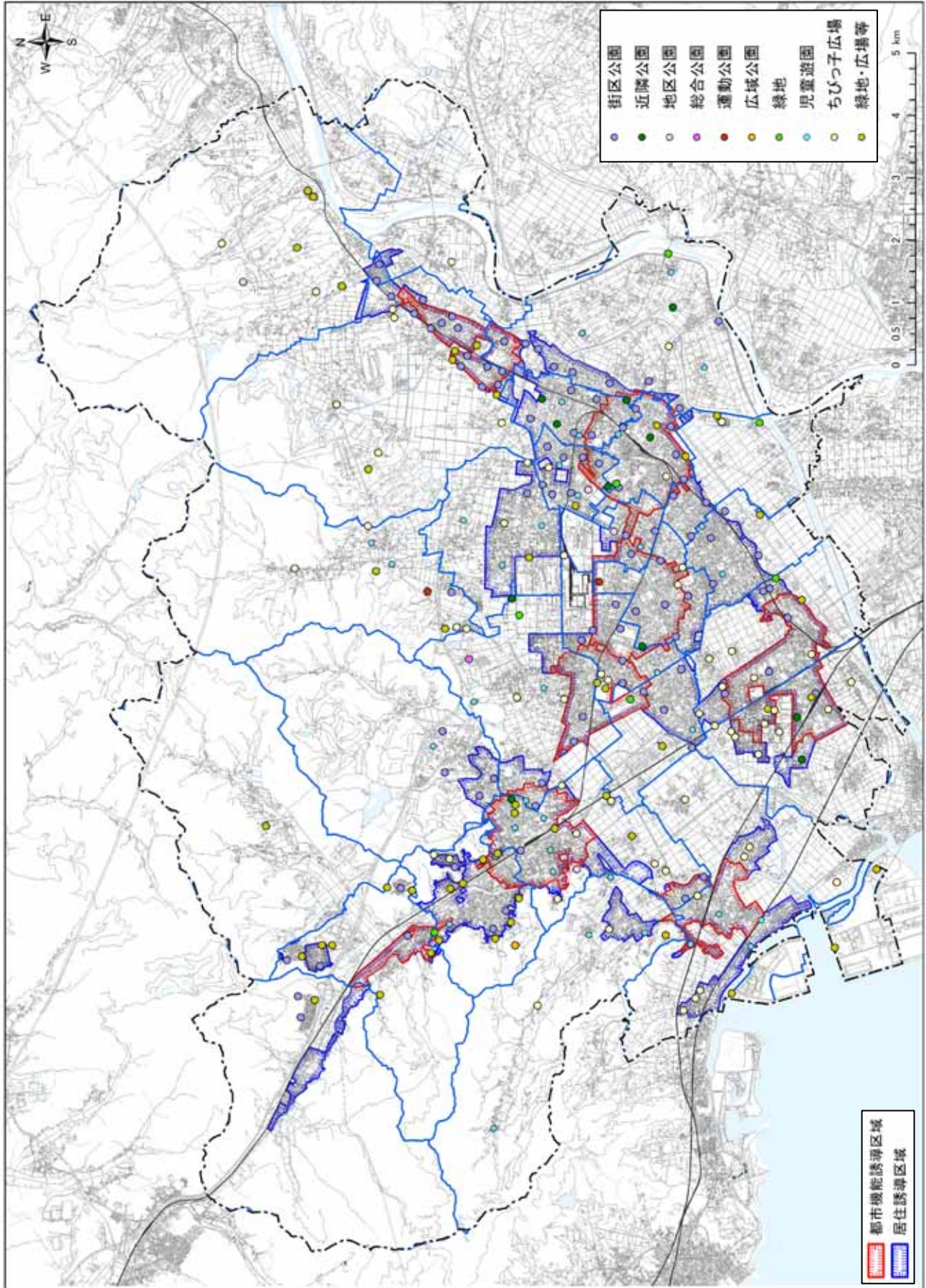
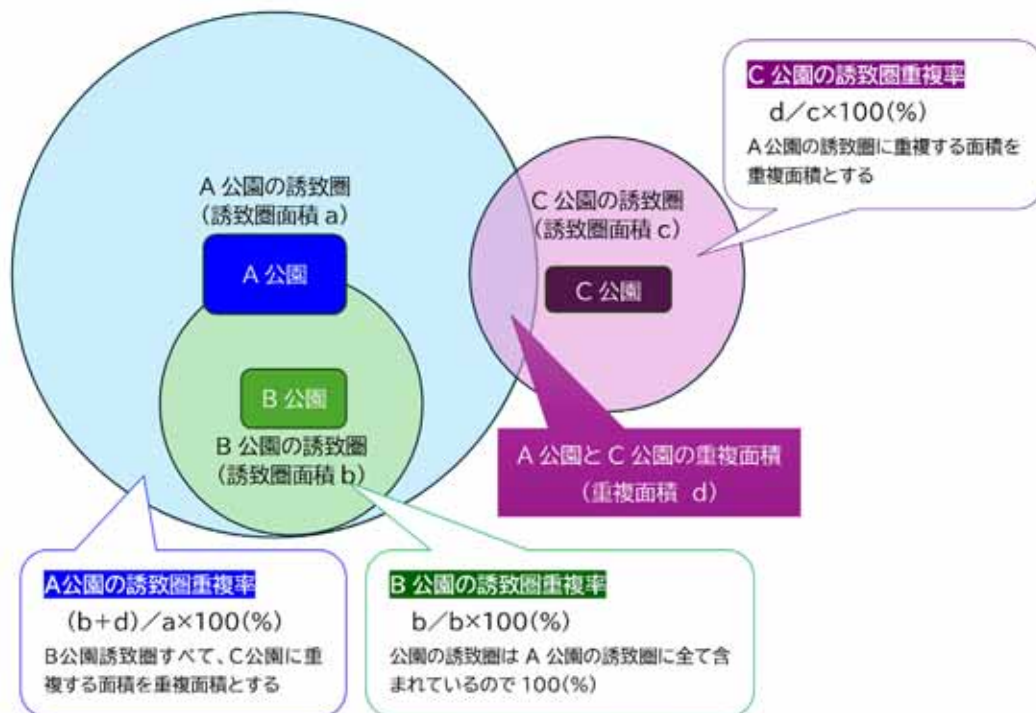


図 立地適正化計画における誘導区域と公園配置

○公園誘致圏の重複率

都市計画運用指針における公園の誘致距離を参考に、各公園の公園誘致圏の重複率を算出し、充足状況を把握します。公園誘致圏の重複率は地域によって大きく異なりますが、公園種別ごとの重複率の平均は、街区公園、近隣公園、その他緑地広場で 50%程度となっています。

■公園誘致圏重複率(%) = 当該公園の誘致圏内における重複面積 / 当該公園の誘致圏面積 × 100



種別		対象公園数 ※	公園誘致圏 (半径)	重複率 (平均)
都市公園	街区公園	97	250m	49.9%
	近隣公園	6	500m	54.3%
	地区公園	—	—	—
	総合公園	—	—	—
	運動公園	—	—	—
	都市緑地	3	250m	38.5%
その他の公園	広域公園	—	—	—
	児童遊園	36	250m	38.5%
	ちびっ子広場	58	250m	39.3%
	その他緑地・広場	33	250m	51.6%
	臨海緑地	—	—	—
計	233	—	—	

※ 対象公園数は次ページのとおり、大きな公園を除く身近な小さな公園を対象とする。

図表 公園誘致圏の重複率

■身近な小さな公園

本計画における「身近な小さな公園」とは、本計画の対象とする公園のうち、公園誘致圏半径が250m又は500mである、街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地とします。

表 対象公園数及び公園の誘致距離の設定内容

種別	公園数			公園誘致圏半径	公園誘致圏の設定内容	
	全体	市所管	対象			
都市公園	街区公園	97	97	97	250m	都市計画運用指針において公園の配置に関する誘致距離は、街区公園 250m、近隣公園 500mを標準とすることが望ましいと示されている。 ただし、市内 11 箇所の近隣公園のうち、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている5公園（新道、本野原第一、礼通、稲荷、大崎）は対象外とする。
	近隣公園	11	11	6	500m	
	地区公園	4	4	—	—	都市計画運用指針において地区公園の誘致距離 1 kmを標準とする記載はあるが、市内の地区公園は広域的な利用であるため対象外とする。
	総合公園	1	1	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
	運動公園	2	2	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
	都市緑地	7	7	3	250m	市内7箇所の緑地のうち街区公園と同種機能を持つ3緑地（行明、酢屋下、さくら広場）を対象とする。
その他の公園	広域公園	1	—	—	—	県管理公園のため対象外とする。
	児童遊園	36	36	36	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
	ちびっ子広場	58	58	58	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
	その他緑地・広場	46	46	33	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。 ただし、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている1公園（南山グラウンド）や狭小な緑地等は対象外とする。
	臨海緑地	3	2	—	—	身近な小さな公園ではないため対象外とする。
合計	266	264	233	—		

網掛けは、誘致距離の設定の対象外を示す。

注) 計画対象となる公園の数は令和8年3月現在。ただし、供用開始予定の街区公園2公園（大木2号公園、駅東1号公園）を含める。

【都市公園】

都市公園である街区公園は、居住誘導区域内では概ね適正に配置されていますが、桜木小学校区や一宮西部小学校区等では公園誘致圏が重複し、長沢小学校区、御津南部小学校区、三蔵子小学校区、小坂井西小学校区、小坂井東小学校区では公園の空白地がみられます。

【都市公園以外】

都市公園以外の公園（児童遊園やちびっ子広場等）の配置は市全域となっていますが、代田小学校区や国府小学校区、小坂井西小学校区等では近接した配置となっています。

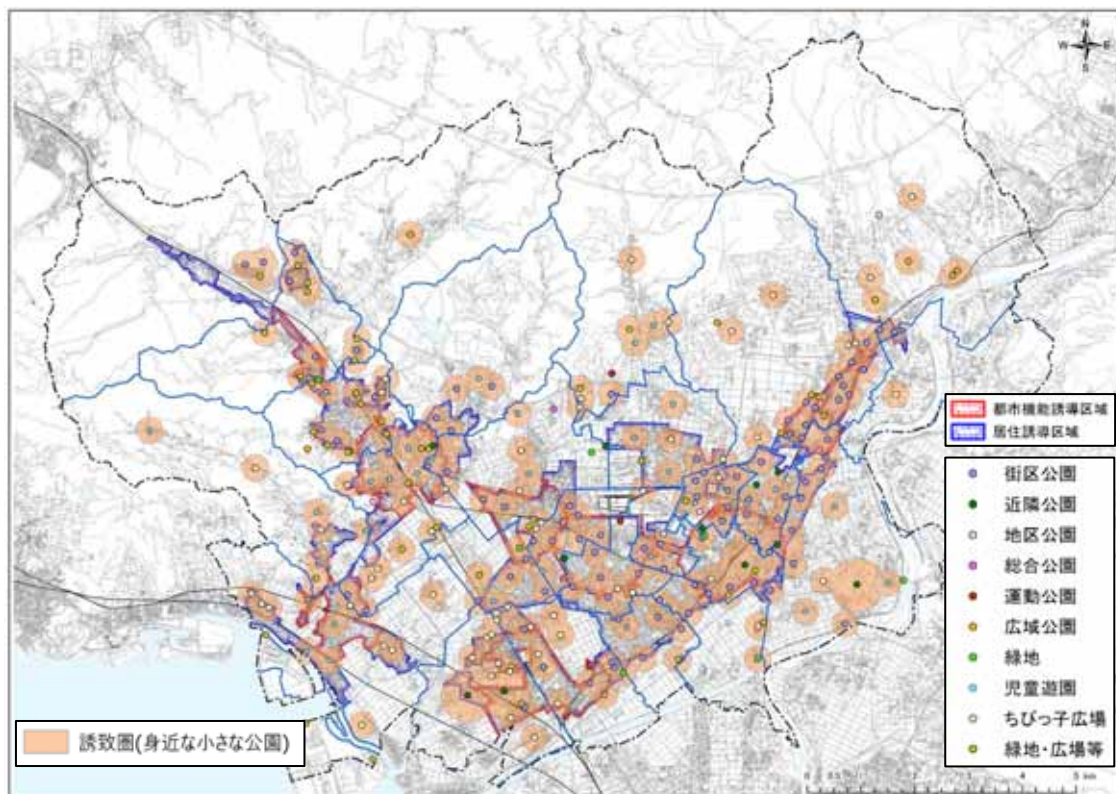


図 公園誘致圏図

(3) 公園施設の状況

本市では、平成30年に都市公園を対象に「豊川市公園施設長寿命化計画」を策定しました。この計画における調査では、全公園施設の約22%に重度の劣化があると判定(C、D判定)しています。それを受けて、今後10年間の修繕・更新計画を策定し、順次対策に取り組んでいます。都市公園法により平成5年までは児童のための公園には「ブランコ」、「砂場」、「すべり台」の設置が義務づけられていたこともあり、街区公園等は類似した遊具の設置がみられます。

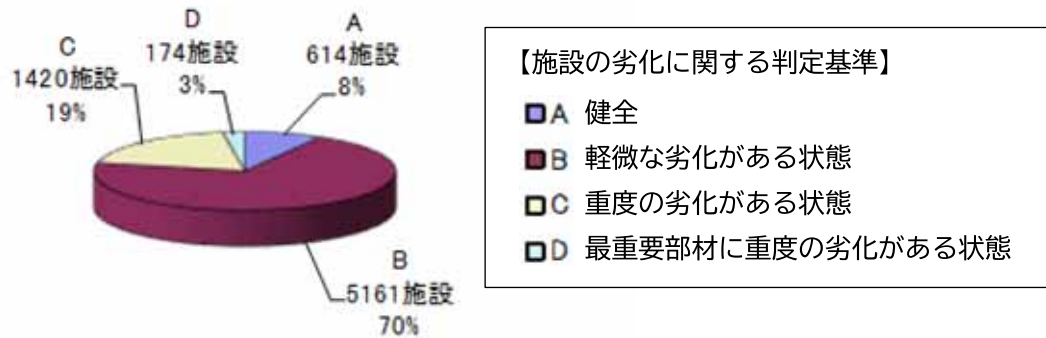


図 都市公園の施設判定結果(赤塚山公園を除く)

■劣化している施設の状況



ひび割れしている園路



休憩施設付近の舗装の剥がれ



再塗装が必要な照明柱



座板の劣化がみられるベンチ

出典：豊川市公園施設長寿命化計画

2.4 現状把握のための各種調査結果

本計画の策定にあたり、市民の公園利活用・維持管理への意見を反映させるため、「公園の利活用に関するアンケート調査」及び町内会の公園利用や位置情報ビッグデータによる「利用状況調査」を実施しました。

また、本計画とは別に、公園に関連する市民ニーズ調査として、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「子ども調査」（令和6年度、豊川市子育て支援課）及び公園維持管理に関わる団体への「公園の美化活動アンケート調査」（令和6年度、豊川市公園緑地課）を別途実施しており、それらも併せて各種調査結果を示します。

■本計画策定において実施した調査

調査名	本計画内での略称
公園の利活用に関するアンケート調査	市民アンケート
町内会における公園利用状況調査	町内会利用調査
位置情報ビッグデータによる利用状況調査	位置情報ビッグデータ

■既存の調査

調査名	実施年・担当課等	本計画内での略称
豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査	令和6年3月 子育て支援課	子ども調査
豊川子ども調査	平成29年4月 子育て支援課	
公園の美化活動アンケート調査	令和6年度 公園緑地課	公園の美化活動アンケート

(1) 市民アンケート

■調査概要

アンケートの目的	公園の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくことを目的とした「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」策定に関わる市民ニーズの反映
アンケート対象者	市内在住 18 歳以上で各小学校区の人口配分を踏まえ 4,000 人を無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年10月21日～令和6年11月20日
回収結果	回収数 1,730 通（回収率 43.3%）
主な設問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性（年齢、性別、住まい 等） ・「身近な小さな公園」の利用状況、感じていること 等 ・「大きな公園」の利用状況、感じていること 等 ・公園の行政（税金）負担の考え方 ・ボール遊びについて ・公園について今後望むこと ・自由回答

①利用頻度

【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が60.0%と最も多く、「年に数回程度」、「月に1～2回程度」と続いている。週1回以上利用する人は11.9%である。

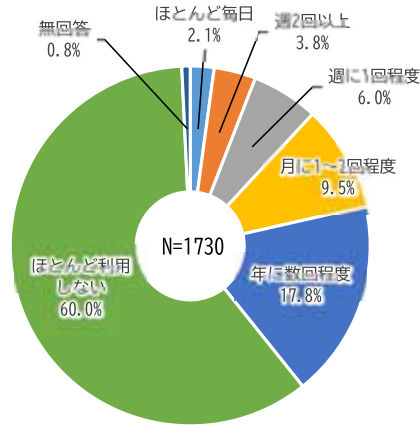


図 利用頻度(身近な小さな公園)

公園が密に配置され公園誘致圏の重複が多い市街化区域の地区において、利用していない人の割合は5割弱の結果であり、公園利用には地域差はあるものの、利用している人は限定的な傾向がうかがえる。

【大きな公園】

大きな公園の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が42.5%と最も多く、続いて「年に数回程度」が36.9%である。

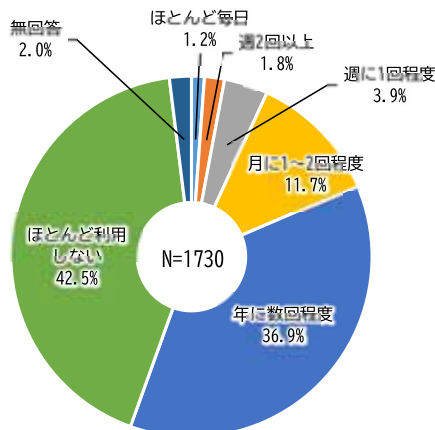


図 利用頻度(大きな公園)

大きな公園利用者の約6割が赤塚山公園を利用しており、大きな公園の利用頻度が高くなるのは、赤塚山公園がよく利用されているためと考えられる。

②身近な小さな公園までの距離

身近な小さな公園までの距離については、「ふつう」が 51.5%、続いて「近い」が 19.1%であり、「遠い」とした人は 2.7%で最も少ない。

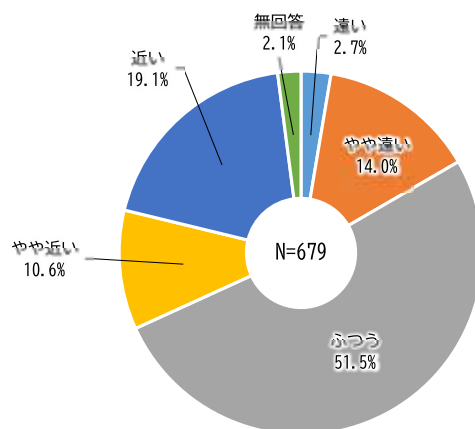


図 身近な小さな公園までの距離

公園までの距離は約 8 割が「ふつう」～「近い」と回答が多い一方で、公園が少ない地区では半数程度の人が高くと感じており、地域に応じた機能見直しの必要がうかがえる。

③公園の広さ

【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の広さについては、「ふつう」とした人が 58.8%であり、半分以上の人が適当と思っており、「広い」までを含めると 70.4%である。

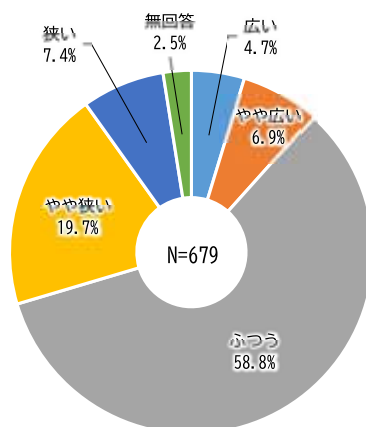


図 公園の広さ（身近な小さな公園）

公園の広さは約 7 割が「ふつう」～「広い」と回答しているが、散歩や花を楽しむ等の静的な利用、又は遊具や広場で遊ぶ動的な利用等、年齢によって求める公園の広さが異なっていることがうかがえる。

④公園の施設量

【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の施設量については、「やや少ない」38.7%、「ふつう」38.0%である。

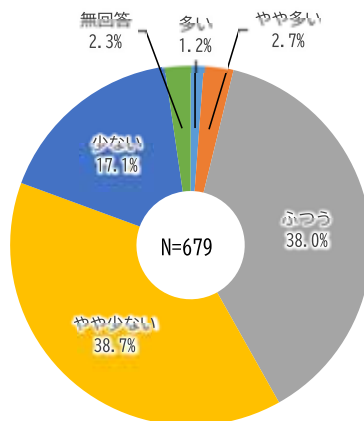


図 公園の施設量（身近な小さな公園）

公園で子どもと遊ぶ機会が多い30～40歳代では、公園の施設量が「やや少ない」との回答が多いことから、現状の公園施設が利用者ニーズに即していないことが考えられる。

【大きな公園】

大きな公園の施設量については、「ふつう」が54.2%、続いて「やや少ない」が20.9%である。

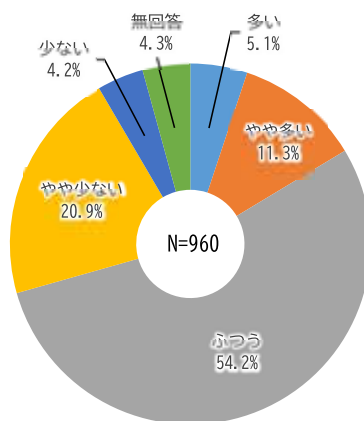


図 公園の施設量（大きな公園）

大きな公園では、公園で子どもと遊ぶ機会が多い30～40歳代や乳児を持つ親は施設が多いと感じており、利用が多い赤塚山公園の施設が充実しているためと考えられる。

⑤身近な小さな公園に対して感じていること

身近な小さな公園に対して感じていることについては、「遊具やベンチが老朽化し、安全でない」、「伸びた雑草や樹木の管理が行き届いていない」が各々34.5%、33.3%である。

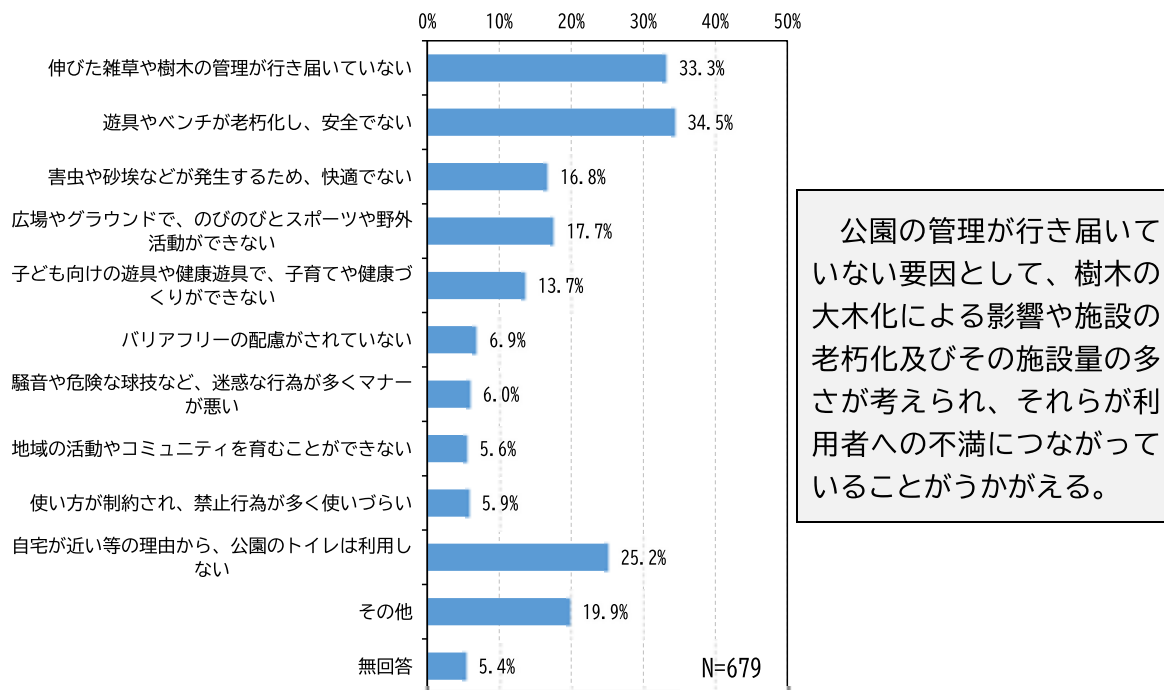


図 身近な小さな公園に対して感じていること（複数回答）

⑥身近な小さな公園以外の利用する施設

身近な小さな公園以外で利用する施設については、「商店街やショッピングセンター、カフェ、喫茶店」が 58.7%と最も多く、続いて「図書館や文化会館、文化・交流施設」が 29.1%である。

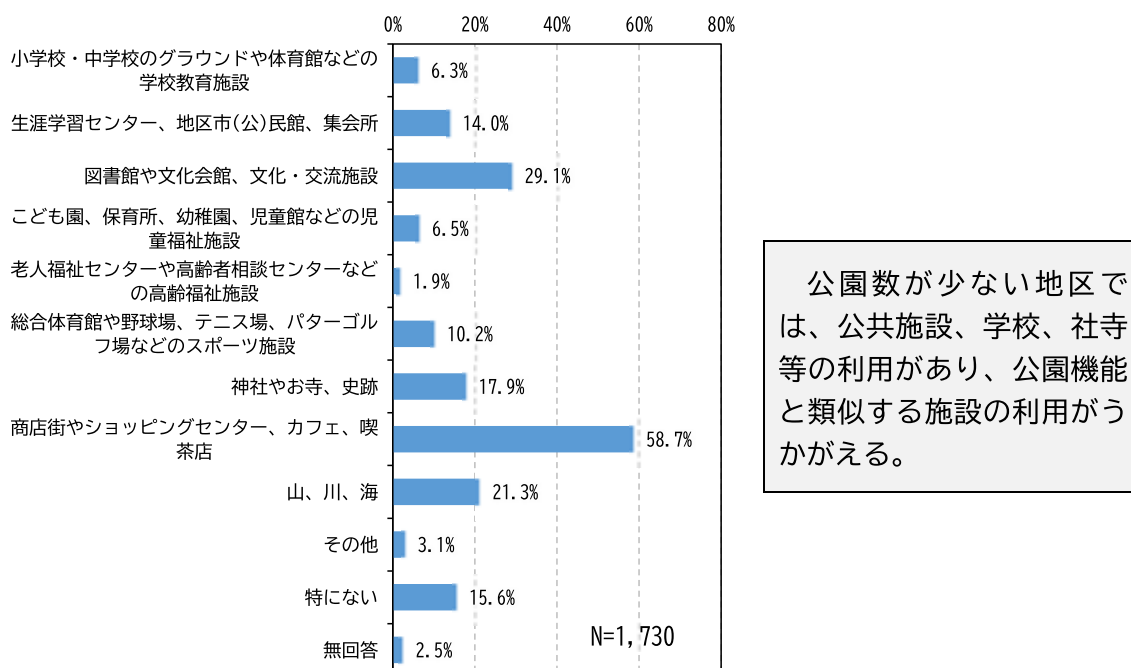
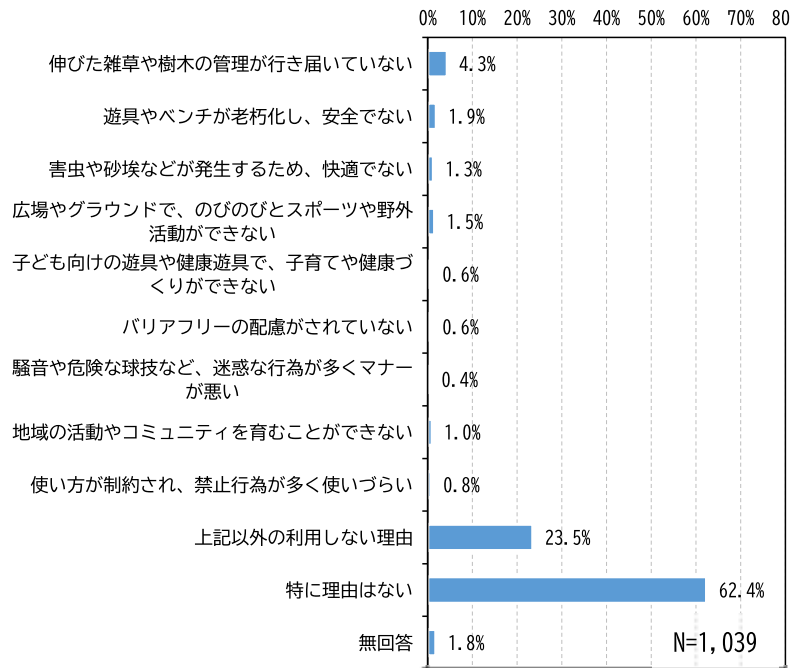


図 身近な小さな公園以外で利用する施設（複数回答）

⑦身近な小さな公園を利用しない理由

身近な小さな公園を利用しない理由については、「特に理由はない」が 62.4%、「その他の利用しない理由」が 23.5%である。

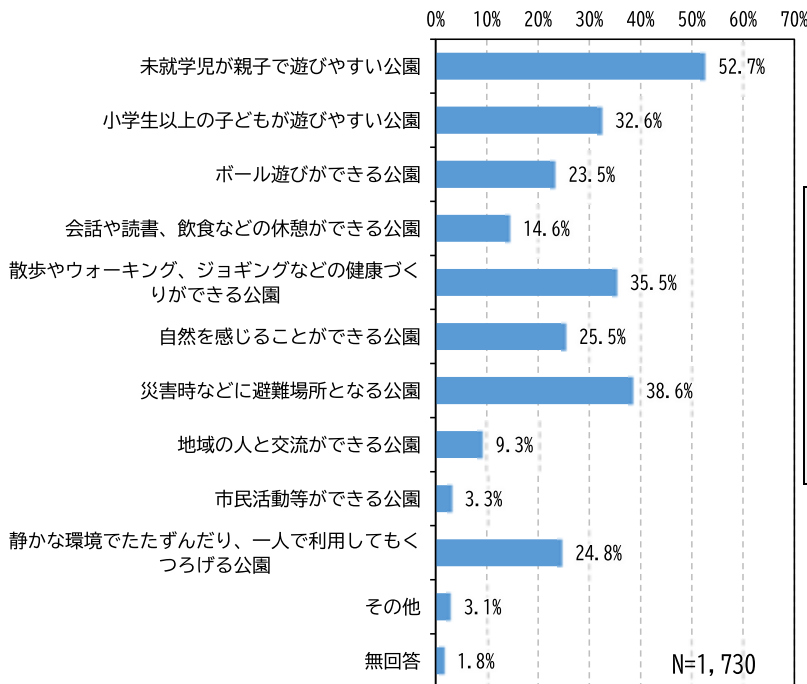


特に利用目的がないことが大半を占めていることから、単に施設を充実させるだけでは利用が増えるものではないことがうかがえる。

図 身近な小さな公園を利用しない理由（複数回答）

⑧身近な小さな公園の役割

身近な小さな公園に求める役割については、「未就学児が親子で遊びやすい公園」が最も多く 52.7%、「災害時などに避難場所となる公園」38.6%、「散歩やウォーキング、ジョギングなどの健康づくりができる公園」35.5%と続いている。



公園の役割としては、幼児・児童の利用、防災、健康づくりが重要と考えられ、それら地域ニーズに沿った公園機能の再編の必要性がうかがえる。

図 身近な小さな公園の役割（複数回答）

⑨大きな公園に望むこと

大きな公園に望むことについては、「花や緑が豊かな景観」28.0%、「マルシェ、キッチンカー等の飲食イベント」25.1%、「災害時の避難機能の充実」23.2%の順に多く、全体として幅広く回答が分かれている。

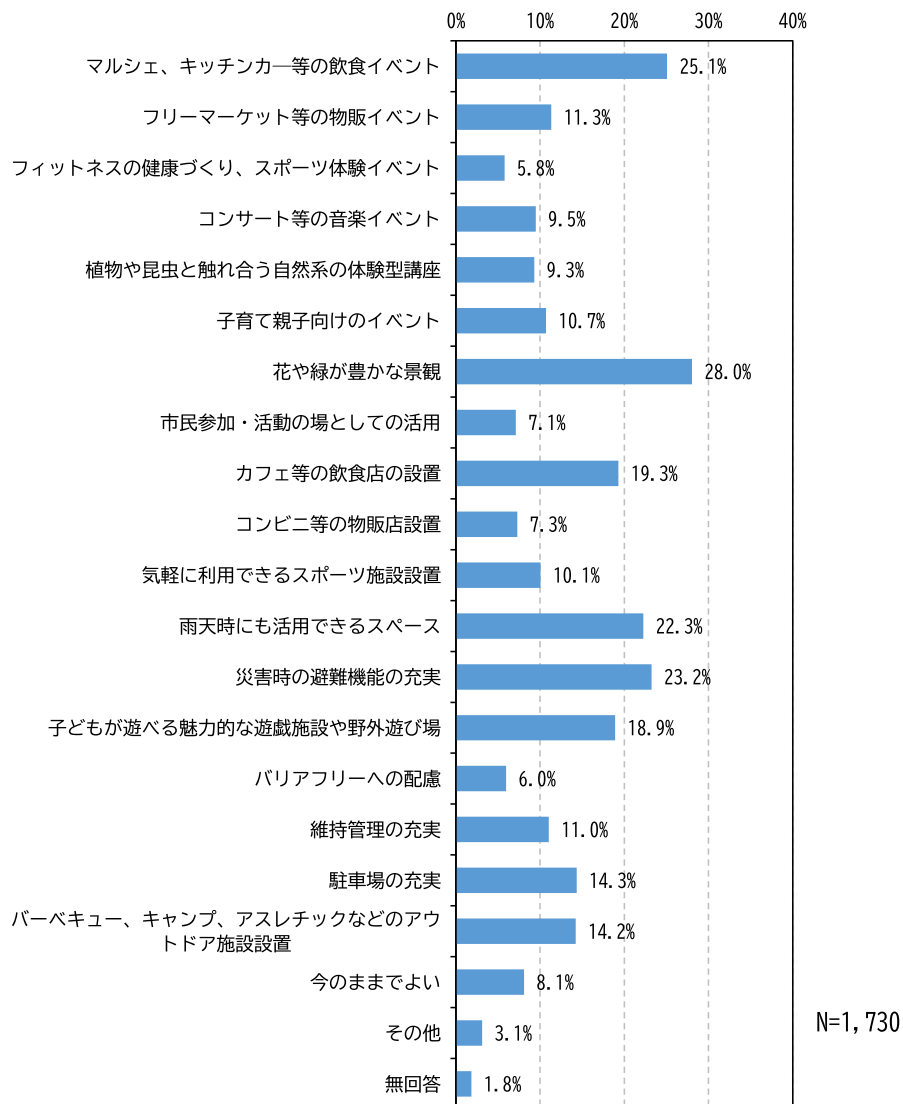


図 大きな公園に望むこと（複数回答）

大きな公園に望むこととして、花や緑の豊かさや魅力ある利用(各種イベント、遊戯施設や野外施設等)、防災機能の向上を中心に幅広い回答が寄せられており、多世代を対象に多様な機能が求められている。

⑩利用されていない身近な小さな公園について

利用されていない身近な小さな公園については、「役割の見直しを行い、存続」が最も多く 49.0%、続いて「集約・統合、他用途で有効活用」が 24.0%であり、「現状のまま」とする人は 10.5%で少ない。

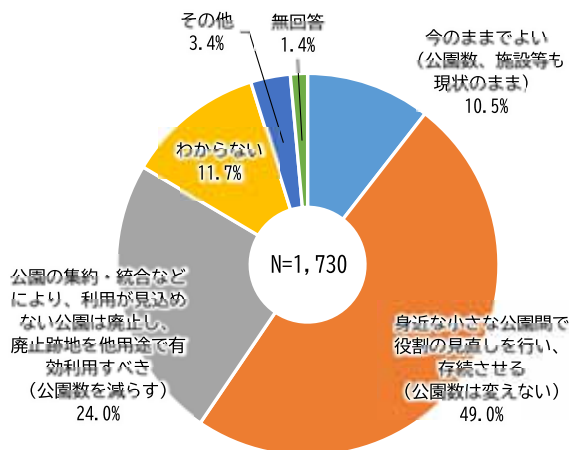


図 利用されていない身近な小さな公園について

利用されていない公園については、今のままでよいとする人は約1割と少ないことから見直しの必要性が高いことがうかがえる。

⑪行政負担の考え方について

公園に関する行政負担の考え方については、「現状並みとすべき」が最も多く 44.6%、続いて「わからない」とした人が 21.7%である。「負担を増やし、充実すべき」と「負担を減らす」はそれぞれ約1割で少ない。

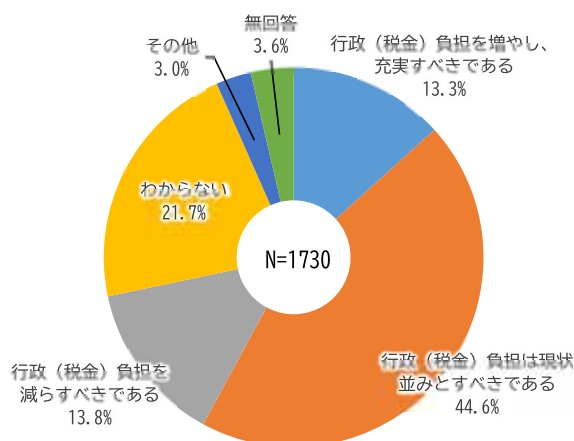


図 行政負担の考え方

行政負担の考え方として、現状並みや減らすべきとの回答が約6割であり、行政負担が増えないことを多くの人が求めていることがうかがえる。

(2) 町内会利用調査

■調査概要

調査の目的	公園の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくことを目的とした「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」策定に関わる町内会の公園利活用についての現況調査
調査対象者	市内の各町内会における会長 159名
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年11月18日～令和6年12月18日
回収結果	回収数140通（回収率89.3%）
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園 95箇所 ・児童遊園 36箇所 ・その他緑地 34箇所 ・ちびっ子広場 58箇所
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会による活用頻度 ・町内会が活動を実施している公園数 ・町内会の活動人数 ・町内会の活動で公園を利用していない理由

町内会での利用は、身近な小さな公園で「清掃維持管理活動」、「子どもの遊びなどの活動」が多く、その他の活動として「防災活動、消防訓練」、「季節のイベント、お祭り」等がみられる。

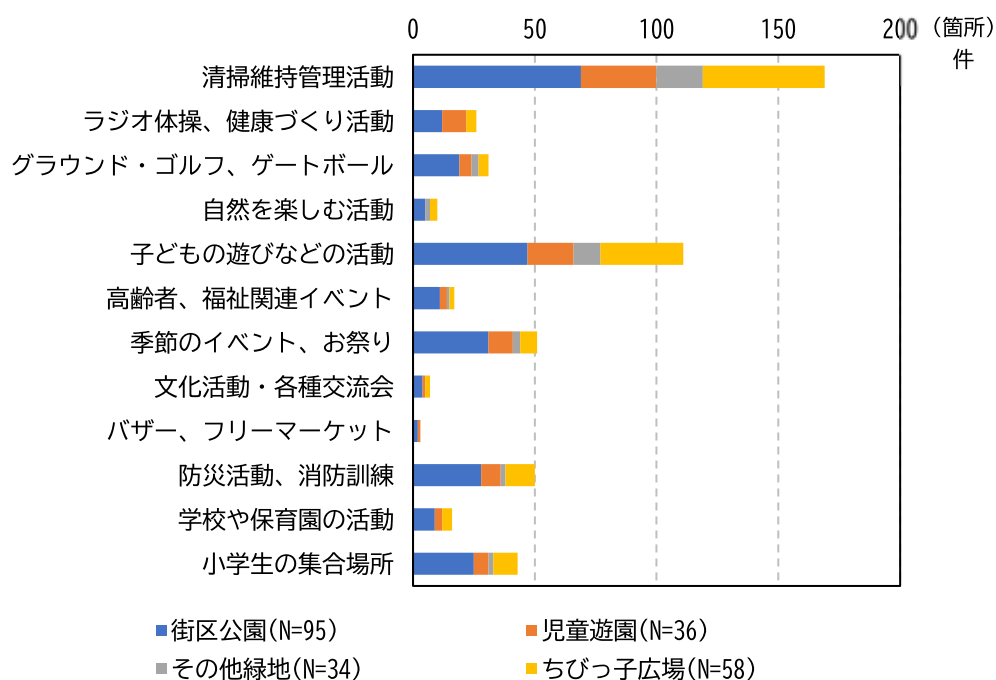


図 町内会における公園の活動件数

地域差はあるが、清掃活動以外ではほとんど利用されていない。

(3) 位置情報ビッグデータ

■調査概要

調査の目的	本市の公園の利用状況や利用特性の現状を把握し、公園施設利活用・適正化計画にむけた基礎資料とするための調査
調査対象	都市公園、児童遊園、ちびっ子広場
調査対象期間	平成30年8月～令和6年7月
調査方法	KDDI Location Analyzer (KLA) の統計データを活用。KLAはauスマートフォンユーザーの位置情報を拡大推計したビッグデータであり、GPS情報を基に実人数に近い形で推計値（推計値≠実際の人数）を算出。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、利用者属性、滞在時間、時間帯別の利用者数の変化を把握 ・期間内におけるリピーター率を分析（都市公園のみ）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・10代以下のデータ未提供、秘匿処理のため人数データが1～3割程度少なめに算出される傾向がある。 ・除去する少人数の閾値（しきいち：境目の値）はプライバシー保護のため非開示。0人なのか、秘匿処理をしているかは分からないように処理されている。 ・公園に隣接して集会所等がある場合等はその公園以外の利用者を抽出することがあるが、これは位置情報の誤差の影響と考えられる。

①年別利用者数

- ・公園利用者は年々減少傾向となっている。

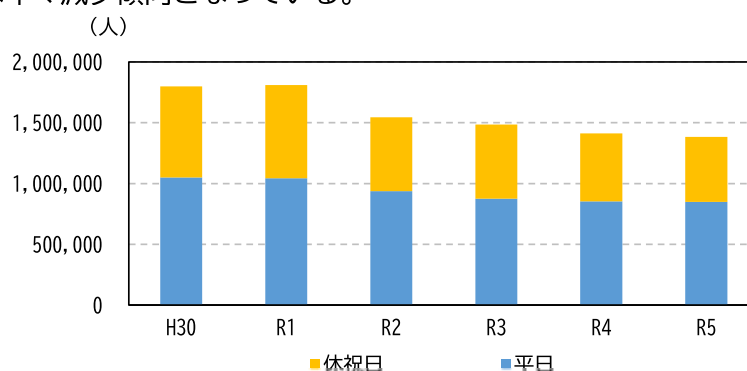


図 年別利用者数（都市公園）

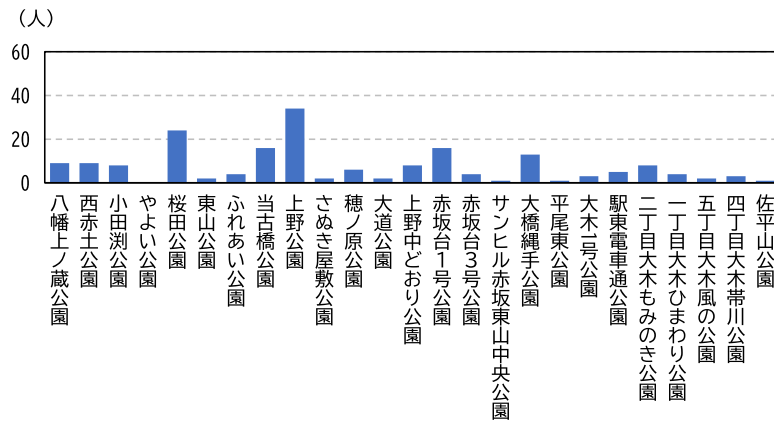
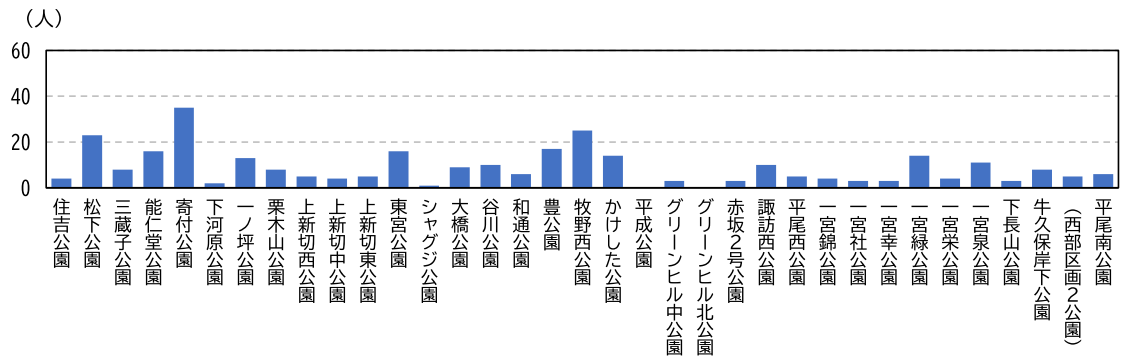
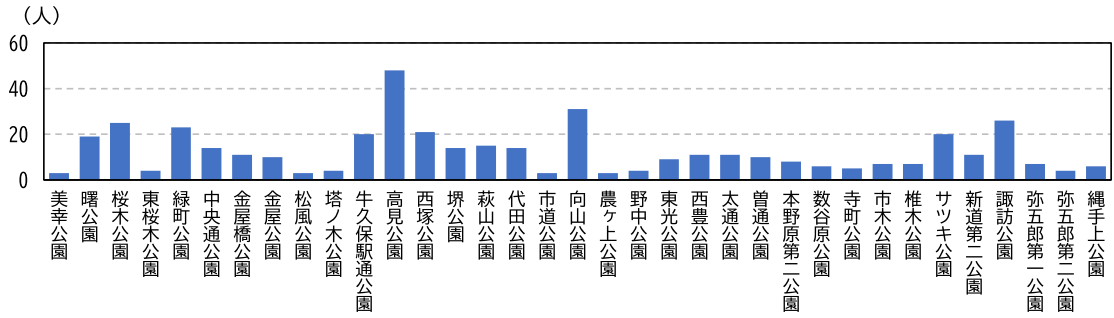
※データの集計は各年8月～翌年7月を1年として集計している。

②公園別日平均利用者数

- ・市内では「赤塚山公園」の利用者が最も多く、次いで、「県営東三河ふるさと公園」、「豊川公園」、「佐奈川散策公園」、「スポーツ公園」、「桜ヶ丘公園」の順となっている。街区公園においては、概ねスポーツ施設のある公園や面積が広い公園の利用者数は多くなっている。
- ・公園当たりの1日平均をみると、大きい公園の利用者が多く、面積規模の小さい街区公園では日平均10人以下となっている。

利用者数やリピート率の多い公園と少ない公園が混在しており、概ね公園面積が大きい公園の利用が多く、小さい公園では利用が低くなる傾向がみられる。利用者層は公園によって異なり、子どもの利用は全体的に多いが、地区によってはさまざまな年代の利用がみられる。

【街区公園】



【近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・都市緑地・広域公園】

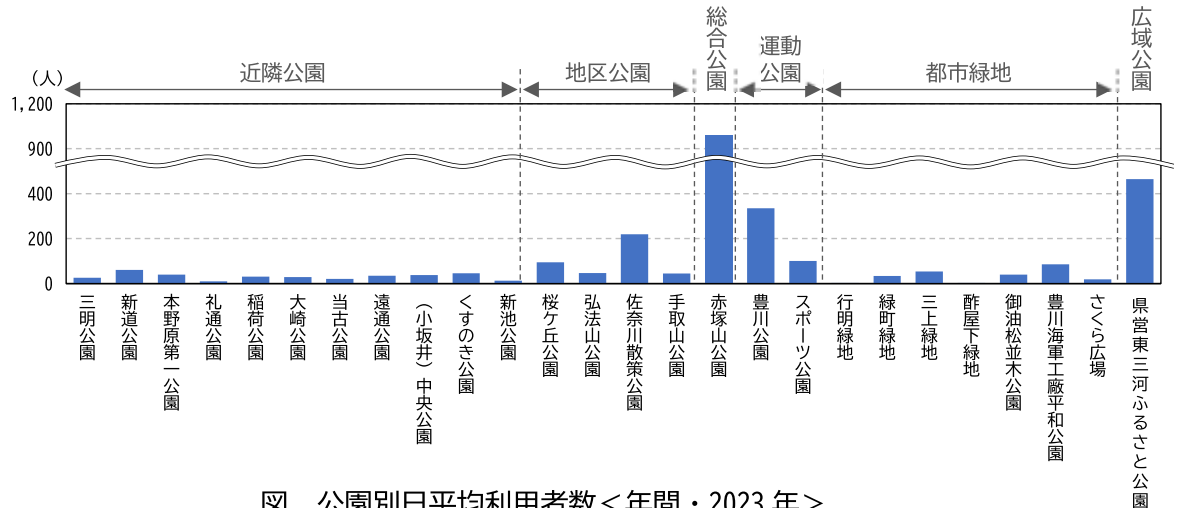


図 公園別日平均利用者数<年間・2023年>

(4) 子ども調査

(豊川子ども調査及び豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査における自由意見の抜粋(子育て支援課実施))

■調査概要

アンケートの目的	子どもの学習状況や生活習慣を中心に調査し、子どもたちの健康とよりよい学習環境及び「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とする
アンケート対象者	(豊川子ども調査) 豊川市立小学校5年生、豊川市立中学校2年生の中からそれぞれ750人を無作為抽出 (豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査) 豊川市在住の就学前の子どもがいる家庭及び小学生の子どもがいる家庭の中からそれぞれ2,000人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収及びWebでの回答
調査実施期間	令和5年12月23日～令和6年1月19日
回収結果	(豊川子ども調査) 小学5年生 回収数351通(回収率46.8%) 中学2年生 回収数340通(回収率45.3%) (豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査) 就学前児童 回収数903通(回収率45.2%) 小学生児童 回収数945通(回収率47.2%)

【小学生の意見】

- ・小学生では、公園に関する意見は全228件中40件であり、18%を占める。
- ・遊具の増設や自由に好きなだけ好きなことができる公園、ボール遊びができる公園がほしい等、自分たちの遊び環境や施設に対する意見が多い。

【中学生の意見】

- ・中学生では、全173件中11件(6%)と公園への意見の割合は低い。
- ・広いスペースや多くの人と交流できるような公園整備に関する意見があり、小学生の意見で多かった遊具に関する意見は少ない傾向である。

【就学前の保護者の意見】

- ・就学前の保護者からは、よく利用されている赤塚山公園等の評価がよい。
- ・公園整備や管理に関わる全体的な意見、遊具の機能の向上や駐車場確保への要望等がある。

【小学生の保護者の意見】

- ・小学生の保護者からは公園の新規整備や屋内で遊べる施設、外遊びの企画への要望、維持管理面をしっかりとしてほしいという意見がみられる。
- ・バスケットコート等のスポーツ施設整備への意見も多い。

(5) 公園の美化活動アンケート

■調査概要

アンケートの目的	「愛着ある（魅力ある）公園」を維持していくよりよい方法を検討するための調査
アンケート対象者	都市公園・児童遊園・広場で美化活動をしている全団体（令和6年4月1日現在）62団体
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年9月20日～令和6年10月21日
回収結果	回収数 57 通（回収率 91.9%）
回答者の管理区分内訳	都市公園 74 箇所、児童遊園等（その他広場）21 箇所

【主な結果】

- ・清掃活動の頻度では、約半数の団体が週1回以上の活動を行っている。
- ・清掃活動を継続していく上での課題は、活動メンバーの高齢化やそれに伴う人材の確保等が挙げられている。
- ・活動に必要な道具の支給等の行政からの支援策についても要望があり、今後の活動に向けては、各種イベントの実施や SNS 等での情報発信を求める意見がある。

表 公園の美化活動調査 結果概要

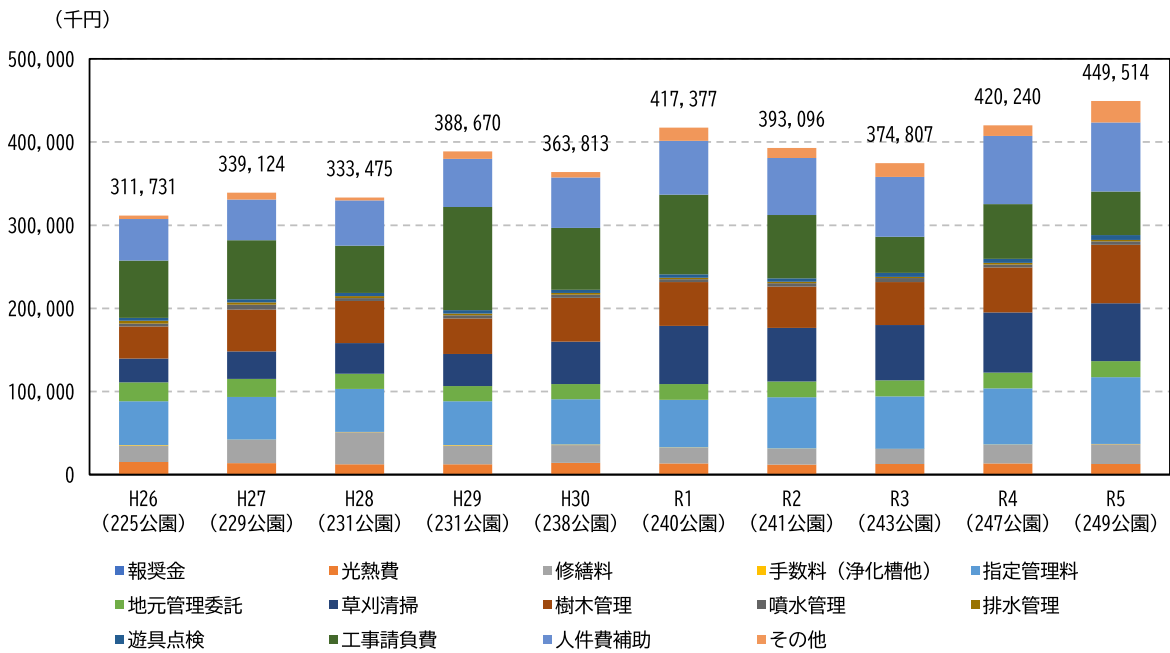
設問番号	項目	調査結果の概要
1	清掃の活動人数	●10名以上が最も多い。 ・「5人未満」(12.3%)、「5人以上10人未満」(17.5%)、「10名以上」(70.2%)
2	活動の内容 (複数回答)	●除草、清掃が中心であるが、遊具・施設点検(3団体)等を実施している団体もある。 ・除草(57団体)、清掃(53団体)、剪定等の樹木管理(44団体)、花壇の手入れ(35団体)
3	清掃活動の頻度	●多くの団体が週1回以上の頻度で実施している。 ・「毎日」(13.0%)、「週に2~3度」(13.0%)、「週に1度」(20.4%)、「月に1度」(37.0%)
4	清掃の活動を継続していく上での課題	●メンバーの高齢化に伴う人材の確保が必要である。 ・「メンバーの高齢化」(42.9%)、「活動を行う人材の確保」(33.9%)、「活動のための消耗品等の確保」(8.9%)
5	剪定ハサミの貸し出しや花苗や肥料等の補助金制度	●補助金制度へのチラシを作成する等の周知が必要である。 ・「支援策を活用したことがある」(25.9%)、「支援策は知っているが、使ったことはない」(16.7%)、「支援策があることを知らなかった」(51.9%)
6	清掃の活動をしていく上での行政からの支援策	●地元委託料に消耗品費が含まれているものの、現在の清掃活動をしていく上では、支援策が不足している。 ・「活動に必要な道具(竹ぼうき・熊手・てみ・剪定ハサミ)の支給」(21.4%)、「活動に便利な物品貸し出し(ブロアー・草刈り機)」(15.9%)、「活動PRのための旗(のぼり)、帽子等のグッズの支給」(9.5%)
7	やってみたいなど思うイベント等	●活動と併せて各種イベント等をやってみたいとしている団体も多い。 ・「花壇づくりをして花を植える活動」(12.8%)、「地元小学校・中学校と連携した清掃活動」(11.5%)、「老朽化したベンチや遊具の塗装ボランティア活動」(9.3%)、その他のイベント(19.8%)
8	清掃の活動内容を発信	●市ホームページや SNS で情報発信してもらいたいとしている団体も多い。 ・「市ホームページや SNS で発信してもらいたい」(25.9%)、「町内会等で独自で発信しているが、市でも発信してもらいたい」(3.7%)

2.5 維持管理の現状

(1) 維持管理費の推移

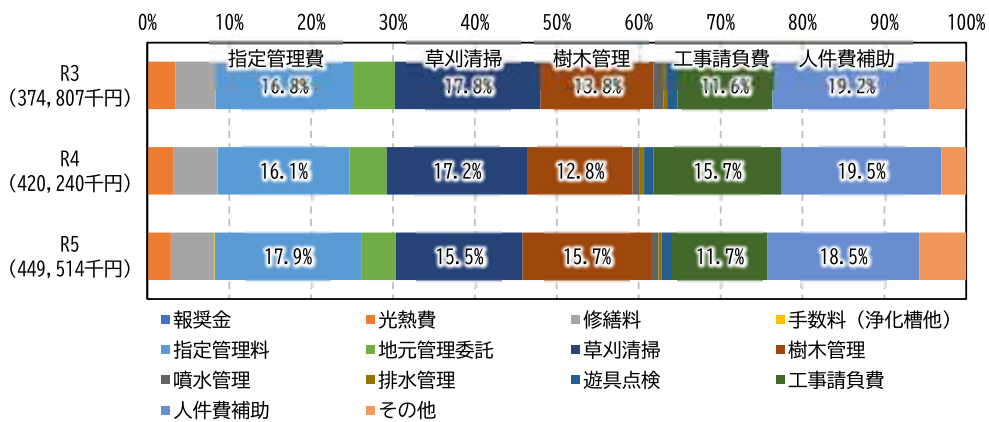
公園全体の維持管理費の推移をみると、10年前に比べて約50%程度高くなっています。これは、新設した公園数や、開設後50年経過した公園等、各種設備の維持・更新に係る費用が増加していることが原因です。

主な維持管理費の直近3年間の内訳をみると、指定管理料や樹木管理、草刈清掃の費用が多くなっています。特に、令和5年度の樹木管理、草刈清掃の費用はそれぞれ年間7,000万円程度となっています。



※令和6年4月1日時点の維持管理費

図 全体維持管理費



※令和6年4月1日時点の維持管理費

図 直近3年間の維持管理費の内訳

(2) 維持管理費の形態

公園の維持管理は、行政と地域市民の協働による維持管理が行われています。協働の形態としては、地元の老人会や町内会が除草・清掃・剪定等を行って、市は都市公園法に基づく管理の他、専門的な樹木管理、清掃、遊具点検、噴水管理や浄化槽管理等について実施しています。

赤塚山公園は、指定管理者制度を活用して管理運営しています。

表 公園管理形態

公園区分		箇所	方式	
都市公園	住区基幹公園(街区・近隣・地区) 都市緑地	119	直営 市民協働	
	総合公園	赤塚山公園	1	指定管理者
	運動公園	スポーツ公園	1	直営 指定管理者
		豊川公園	1	直営 指定管理者
その他の公園	児童遊園、ちびっ子広場、緑地・広場	140	直営 市民協働	
	臨海緑地	2	直営	
計		264		

2.6 公園の現状と問題点

各種調査結果及び考察からの問題点を以下に示します。

「規模・配置」について

○本市の1人当たり都市公園面積は国が標準として示す10㎡/人以上を確保している

- ・本市の公園数は260箇所を超えている。
- ・本市における1人当たり都市公園面積は13.06㎡/人であり、国における都市公園の1人当たり敷地面積の標準として示される10㎡以上(都市公園法施行令)を確保している。なお、全国の1人当たり都市公園面積は約10.8㎡/人、愛知県は約8.04㎡/人となっている。

○規模の小さな公園が多く存在している

- ・330㎡未満の公園(児童遊園等を含む)が40箇所存在し、公園全体の約15%を占めている。
- ・大きい公園の利用が多く、小さい公園は利用者数や地域活動等の利用が比較的少ない状況がみられる。

○一部の地域で公園誘致圏の重複、同質な公園の集積がみられる

- ・公園種別ごとの各公園の公園誘致圏重複率(市平均)は、街区公園49.9%、近隣公園54.3%、児童遊園38.5%、ちびっこ広場39.3%、その他緑地・広場51.6%であり、都市公園やその他の公園間で公園誘致圏の重複がみられる。地区によって差はあるものの、市街化区域内では身近な小さな公園の公園誘致圏重複率が高い状況にあり、地区内のすべての公園が重複率50%以上の地区も一部にみられる。
- ・街区公園や児童遊園・ちびっこ広場等の近接する公園同士で同じような遊具が存在し、同質な公園の集積がみられる。特に市街化区域内の公園では公園誘致圏が重複して、かつ同質な公園が配置されている状況が多い。

○公園の配置に偏りがみられる

- ・土地区画整理事業等で整備された箇所では適正に公園は配置されているが、十分でない地区もあり、公園の配置に偏りがみられる。
- ・市街化区域内では、歩いて行ける身近な小さな公園が適正な間隔で配置されているが、市街化調整区域内では公園そのものの配置が少なく、緑の量は豊かであるものの、幼児の遊び場やコミュニティ形成の役割としての公園機能について十分でない状況がみられる。

○公園機能と類似する施設が存在する

- ・よく利用する公園以外の施設では、憩い・交流の場となる商業施設や文化施設、身近な社寺等の利用が多い。地区によっては公園数が少ない箇所もあるが、文化施設やスポーツ施設等の公共施設、住宅地や集落に多く点在する社寺等が存在し、学校等が利用されている。

○一部の地域でニーズへの不適合がある

- ・高い人口密度が維持される地区、高齢化率が高い地区、年少人口割合が高い地区等、地区によって人口特性や地域特性が大きく異なっており、公園の機能と地域のニーズが合っていない公園が存在している。

「利用」について

○市民アンケートより

- ・子・孫等の家族と一緒に遊ぶ他、散歩等の健康づくり、遊具での遊び、花や緑を楽しむことの目的が多く、複数の公園を使い分けて利用している。
- ・よく利用する公園では、各地域の中で比較的規模の大きな公園、施設が充実している公園が多く利用されている。
- ・身近な小さな公園への交通手段は、徒歩・自転車が約8割を占めているが、地区によって大きく差がある。市街化調整区域内では徒歩・自転車は約5割程度にとどまり、自家用車の割合が高くなっている。
- ・身近な小さな公園の満足度のうち、公園までの距離については、適当（ふつう）～多いが約8割、公園の広さは適当（ふつう）～広いが約7割となっている。
- ・身近な小さな公園に感じていることとして、遊具やベンチの老朽化等の施設の安全性や、伸びた雑草や樹木等の維持管理に不安を感じている人の割合が高い。一部の地区では、使い方の制約のため利用しにくいことへの意見が比較的多い。
- ・身近な小さな公園に求める役割は、幼児遊びや防災機能確保、健康づくりの順に意見が多くなっている。
- ・ボール遊びについては、許容する意見が多い一方で、安全な道具を使う、時間帯の利用等のルールを求める意見もある。

○子ども調査より

- ・小学生からはさまざまな遊具があり楽しい公園やボール遊びができる公園、中学生からは遊具より広い公園や交流できるスペースを増やしてほしい等、公園の魅力向上を望む意見が多い。
- ・保護者からは赤塚山公園はよく利用していることや遊具機能・維持管理面の向上、住居に近い場所での公園整備や運動施設整備への要望がある。また、外遊びの企画や遊具の汚れ等は自分たちで管理してもよいのか等の積極的な公園利用活動に向けた意見もある。

○町内会利用調査より

- ・身近な小さな公園で「清掃維持管理活動」、「子どもの遊びなどの活動」は多く、その他の活動として「防災活動、消防訓練」、「季節のイベント、お祭り」等がみられる。
- ・地域差はあるが、清掃活動以外では公園はほとんど利用されていない。

○位置情報ビッグデータより

- ・公園利用者は令和2年（2020年）以降から年々減少傾向となっている。
- ・利用者数やリピート率の多い公園と少ない公園が混在しているが、概ね公園面積が大きい公園では利用が多く、面積規模の小さい公園では利用が低くなる傾向がみられる。利用者層は公園によって異なり、子どもの利用は全体的に多いが、地区によっては多世代での利用もみられる。

○その他

- ・令和5年度における利用申請数をみると全355件の内、豊川公園と赤塚山公園で約5割を占めている。また、利用申請がある公園は全公園数の約2割に該当する51公園であり、残りの約8割の公園では利用申請がない状況となっている。

「管理」について

○市民アンケートより

- ・利用されていない公園のあり方については、「現状のままでよい」とする人は約1割で、多くの方が現状の機能見直しや集約・統合・廃止による他用途での有効活用を求めている。
- ・行政負担の考え方としては、「負担を増やし充実すべき」とした人は約1割程度で、約6割の人が「現状並みとすべき」や「減らすべき」としている。
- ・今後10年で50年以上経過する公園は100箇所程度となり、多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えている。市民アンケートでは、遊具等の劣化に関する不満の意見が多くみられる。
- ・人口減少が進む中、維持管理費は年々増加傾向にあり、特に施設の老朽化に伴う更新費や草類・樹木の伸長、増加に伴う管理費が増加している。市民アンケートでは、公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、一部の地区からは公園を利用しない理由にもあげられている。

○町内会利用調査より

- ・管理形態について、従来からの直営方式の他、行政と地域住民との協働や指定管理者等によるものもある。
- ・管理団体の会員の高齢・少数化、担い手不足により、清掃活動等の継続が困難な団体も出てきている。
- ・機材等の貸出等の活動支援への要望や、活動状況についての情報発信を行い、活動を知ってもらいたいという意見や、活動と合わせた各種イベント(花壇づくり、地元小学校や中学校と連携した清掃活動等)をやりたいとの意見等がある。

2.7 本計画で対応すべき課題

■既存ストックの有効活用により「質」を高める

課題1 量より質を高める公園整備

- ・本市の1人当たり都市公園面積は、国が示す標準値である10㎡/人以上を確保しており、今後は既存ストックを有効活用し、量より質(施設面、運営維持管理面)を高めるための取組みが求められています。
- ・本市は、山や川等の良好な緑地環境に恵まれており、それらを公園配置にも活かしていくことが重要です。

課題2 公園配置の見直し

- ・機能が類似する公園が複数分布している箇所では、該当する公園の役割や利用状況等を勘案した上で、集約・統合も含めて配置の見直しを図る必要があります。
- ・利用が少ない公園、開発行為により提供される小さな公園、都市計画決定後に未取得・未整備が続く長期未整備の公園等の課題のある公園については、公園の適正配置の再編と活用方法の見直しが求められています。

■変化する利用ニーズに対応した公園機能や公園の使い方の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

- ・子どもの成長や生活スタイルが変わることで、求められる公園へのニーズは常に変化し、公園規模や地域環境(まちの形成過程、土地利用の方針、人口構成、公園分布状況等)によって利用ニーズが異なっています。画一的な仕様になっている公園ではそのニーズに対応しきれないことから、ニーズに沿った公園機能、施設内容の見直し等ができる仕組みを含めた方針転換が必要となっています。

課題4 公園が使いやすくなる柔軟な使い方への転換、利用機会づくり

- ・公園を利用するさまざまな世代に憩いの場として楽しく過ごす空間を提供するため、公園の使い方に関する設定や周知、安全への配慮、快適な環境管理、公園を利用する機会づくりや情報発信等を行っていく必要があります。
- ・市民アンケートでは身近な小さな公園の役割として“幼児・児童の利用、健康づくり、防災”が重要と回答されており、遊具や広場の魅力化、スポーツ・レクリエーションが楽しめる環境整備、オープンスペースを活かした防災機能への配慮が求められています。
- ・本市の財政状況を考えると、常に変化する利用ニーズに対応するハード整備には限界があり、市民が利用したくなる公園とするにはイベント等のソフト事業による対応を含めた仕様や柔軟な使い方への転換等を再編に併せて取り組む必要があります。

- ・公園は近隣住民が地域への愛着を醸成する場としての役割もあり、公園の利用目的がない人も含めて多くの人が公園に訪れるような、きっかけづくりが求められています。

■効果的・効率的な公園整備と管理運営

課題5 更新時期にある公園の再整備

- ・経年劣化している公園施設については、早急な再整備や施設改修が必要です。その中で、類似した遊具が複数分布する地域では、各公園施設の差別化を図り、地域全体で公園の魅力を高める再整備や施設更新が求められています。

課題6 限られた財源を踏まえた整備、管理運営

- ・維持管理費が年々増加傾向にある中、人口減少や少子高齢化社会を勘案し、限られた財源の有効活用を図った効果的、効率的な公園の整備、管理運営が必要です。そのためには、維持管理コスト縮減に向けた取組みが重要となります。
- ・雑草や樹木等の管理が行き届いていない状況が利用低下の要因のひとつになっており、計画的で効率的な維持管理とともに、維持管理しやすい公園施設への見直しが必要となっています。

課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・清掃等の維持管理に関わる地元団体の活動継続についての課題は、メンバーの高齢化やそれに伴う人材の確保等があります。そのため、地元団体の管理を継続するために管理がしやすい公園にしていくことが求められています。また、地域と公園との継続的な関わりを持った公園管理・運営の仕組みづくりが重要であり、町内会等の公園活動に対し積極的に支援していく必要があります。
- ・公園の管理は町内会だけでなく、利用実態に即した団体等と連携を図る等、公園を取り巻く地域環境に応じた柔軟な管理形態が望まれています。
- ・公園施設の効率的な運営及びサービス水準の向上のため、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等の民間活力導入を推進していく必要があります。

3. 公園の利活用・適正化における基本的な考え方

3.1 目指すべき姿

本市には 264 箇所の公園がありますが、市全域や近隣市からの来訪者等の利用も期待できる広域性を持つ大きな公園から、日常的に利用されている身近な小さな公園等、その形態はさまざまです。公園は種別や特性により役割が分担されており、利用者は自分たちのライフスタイルに応じて、憩いやレクリエーション、健康づくり、散歩、スポーツ、災害時のオープンスペース等、暮らしの中で活用しています。

そのような暮らしにおいて、これまで人々が公園を利用しながら時間をかけて身に付けた生活スタイル、いわゆる「公園カルチャー（文化）」が培われてきました。

今後は人口減少や少子高齢化社会による社会情勢の変化、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進等のニーズの変化がさらに進んでいく中で、公園がある地域に居住している人の現在の生活だけではなく、公園を取り巻く地域のこれまでに積み重ねられてきた歴史やさまざまな知恵等も活かしていくことがさらに求められています。また、地域によっては、人口構成の変化に伴う公園に対するニーズの変化や同質の公園の集積等により公園が活用されていない状況もあり、将来の暮らしを想定した公園配置の見直しが必要となっています。

本計画は、地域の方が公園をさまざまに利用できる場所や機会を提供することによって、自分たちのライフスタイルに応じた生活の一部として公園を活用し、公園が「地域に愛される”暮らしを豊かにする空間”」となるように公園の適正化・利活用に取り組みます。また、地域全体の公園機能の向上により、地域力の発現の場として大きな力を発揮し、まちの暮らしの活力となり、豊川らしい新たな公園カルチャー（文化）が進化していくことを目指します。

そこで、本計画の目指すべき姿を以下のとおりとします。

**地域に愛される”暮らしを豊かにする空間”
としての公園の再生**

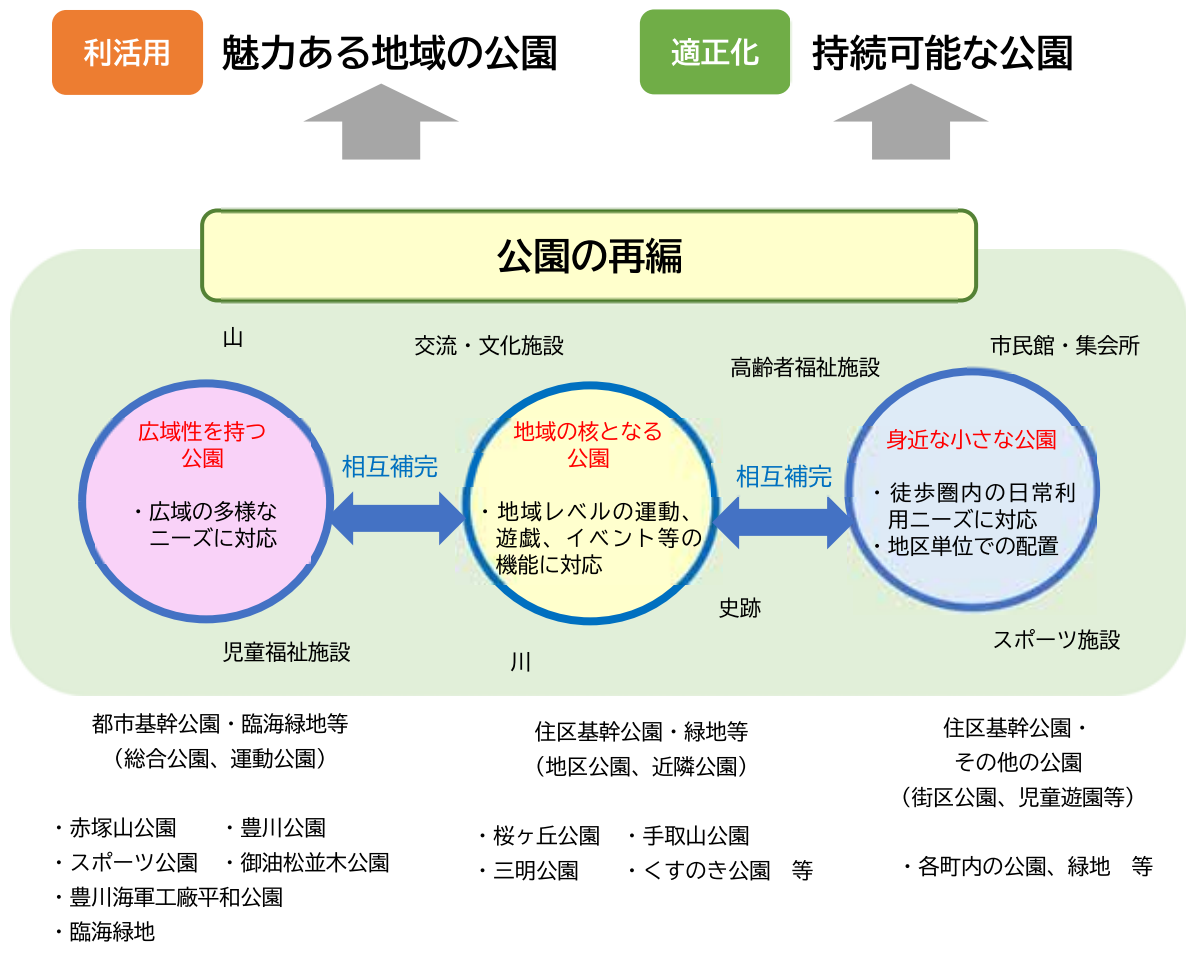
3.2 基本目標、基本方針

(1) 基本目標

目指すべき姿を踏まえ、各公園について「広域性を持つ公園」、「地域の核となる公園」、「身近な小さな公園」といった役割分担を行うことで、都市及び地域全体で利用者の目的に応じた公園の再編を実施します。

各公園の役割分担を図りながら、公園相互のネットワークや周辺に存在するまちの資源や公共施設、山や川等の自然との関連性を考慮することで地域全体のニーズを満ちし、持続可能な公園、魅力ある地域の公園の実現を目標とします。

この2つの目標を達成するために、魅力ある地域の公園に対して「市民満足度の向上」、持続可能な公園に対して「維持管理コストの縮減」の指標を設定し、事業の進捗を図ります。



(2) 基本方針

① 公園機能の適正な再配分

市域全体の公園機能の向上を図るため、公園機能の適正な再配分を行います。

[対応する主な課題]

課題1 量より質を高める公園整備

課題2 公園配置の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

- ・まちづくりの方向性との整合を踏まえ、徒歩圏域を一つの範囲とし、その中で公園や類似機能のまとまりから機能を再配分することで地区全体の公園機能の向上を図り、市域全体の公園の魅力づくりにつなげます。
- ・地域の核となる大きな公園と身近な小さな公園で、規模に応じた適切な役割と機能の配置を行います。
- ・公園近辺に存在する自然資源や史跡、公共施設等、まちの財産とのネットワークや相互補完を図った配置を行います。
- ・機能の類似や周辺土地利用、人口状況、防犯面・防災面等の課題があり、今後も利用が見込めない公園については集約・統合により周辺の公共施設への活用や転用を検討します。

② 公園の利活用の推進

さまざまな人が使いやすく魅力ある公園となるように機能の向上や利活用の推進に取り組めます。

[対応する主な課題]

課題1 量より質を高める公園整備

課題2 公園配置の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

課題4 公園が使いやすい柔軟な使い方の転換、利用機会づくり

課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・地区特性に応じて使いやすく魅力ある公園となるよう公園機能の充実を図ります。
- ・さまざまな人が、お互いに譲り合いながら気持ちよく公園を利用できるような柔軟な使い方への転換や、公園を利用する機会づくりに取り組みます。
- ・多様な利用者が年齢層や利用目的に応じ、それぞれの機会ですっきり利用できるよう、地区の特性に応じた各公園の機能特化を進めます。
- ・都市の景観や環境保全、防災等の公園が持つ存在機能によって得られる心理面の有益性を維持し、利用目的がない人も自然と訪れることができる場所に向けた整備に取り組めます。

③ 公園の柔軟な管理運営

既存ストックの効果的・効率的な改修の実施や官民連携を図った柔軟な管理運営を推進します。

[対応する主な課題]

課題2 公園配置の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

課題4 公園が使いやすい柔軟な使い方の転換、利用機会づくり

課題5 更新時期にある公園の再整備

課題6 限られた財源を踏まえた整備、管理運営

課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・安全・安心・快適な公園利用につながる改修を優先しつつ、各公園の役割や機能に沿った改修を行います。
- ・既存ストックの再生・延命化、余剰機能の廃止等、効率的な管理を検討し、行政負担軽減を図ります。
- ・公園管理は、地域との合意に基づき、町内会との連携以外にも公園で活動する団体等も含めて協働を推進し、柔軟に対応できる体制を整えます。
- ・町内会や民間団体が公園を活用しやすくなるように活動支援等を検討します。
- ・多くの人が集まるような核となる公園には、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用する等、民間活力の導入を推進します。

4. 利活用・適正化に向けた公園の再編

4.1 公園の再編の考え方

(1) 本計画を検討する地区単位について

公園は新たなまちづくりの核となる場として、管理運営に重点を置き、柔軟に使いこなしていくことが求められています。そのために、本計画では、地区全体のまちづくりにつながる公園づくりを目指し、地区の核となる大きな公園の機能向上を進めます。

また、その周辺に位置する身近な小さな公園については、徒歩圏半径 500m程度^{※1、2}の圏域において公園や類似機能がまとまって存在している状態を「群」として設定し、各公園の立地状況や公園特性、立地適正化計画における位置づけ、周辺の類似施設、緑地ネットワーク等を考慮して、機能の特化・再整備や集約・統合等の見直しを行います。公園単体の魅力アップを行うのではなく、群及び地区全体の公園機能の向上、コスト管理を図ります。以下に公園の再編イメージを示します。

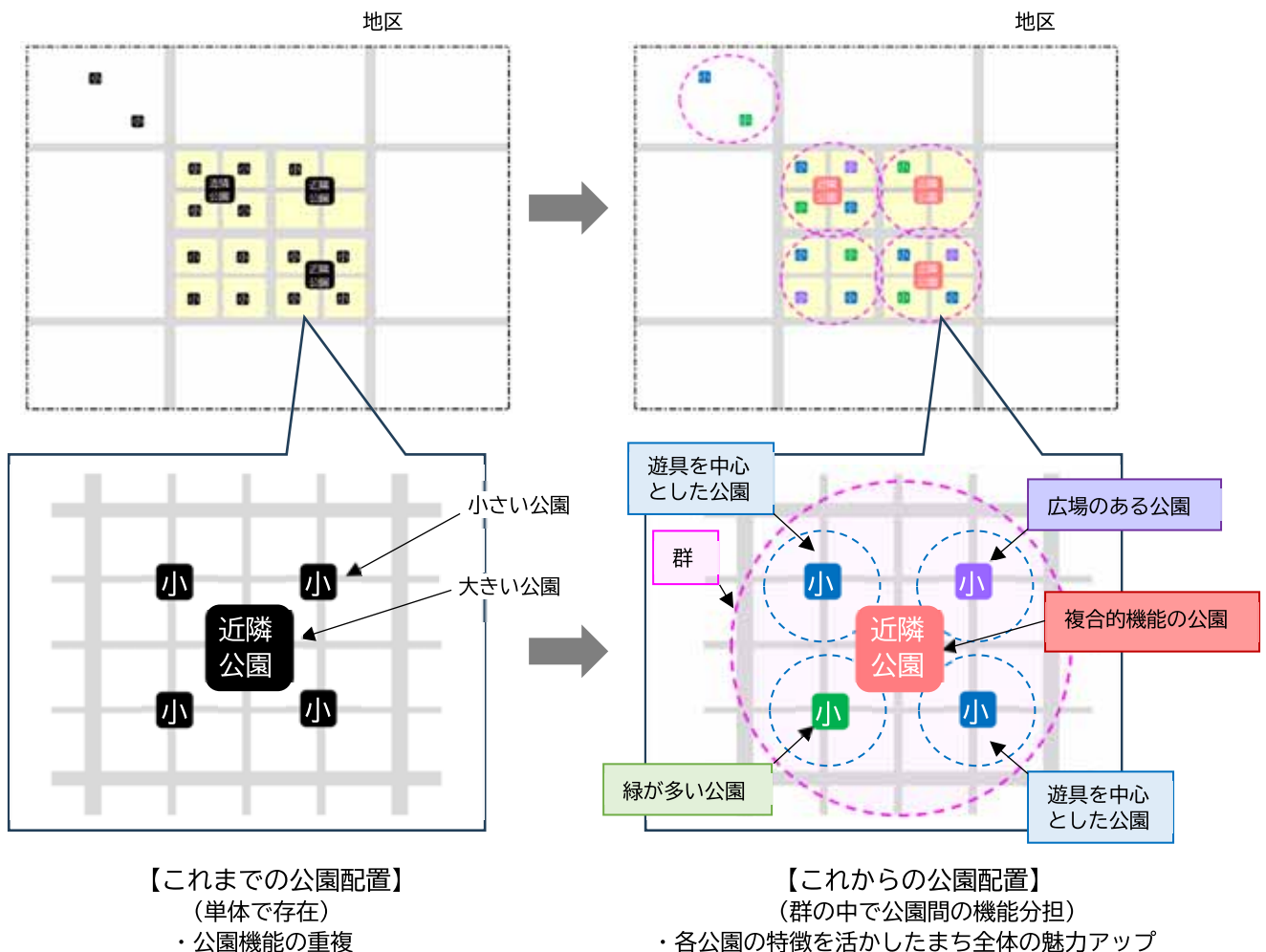


図 群としての公園配置

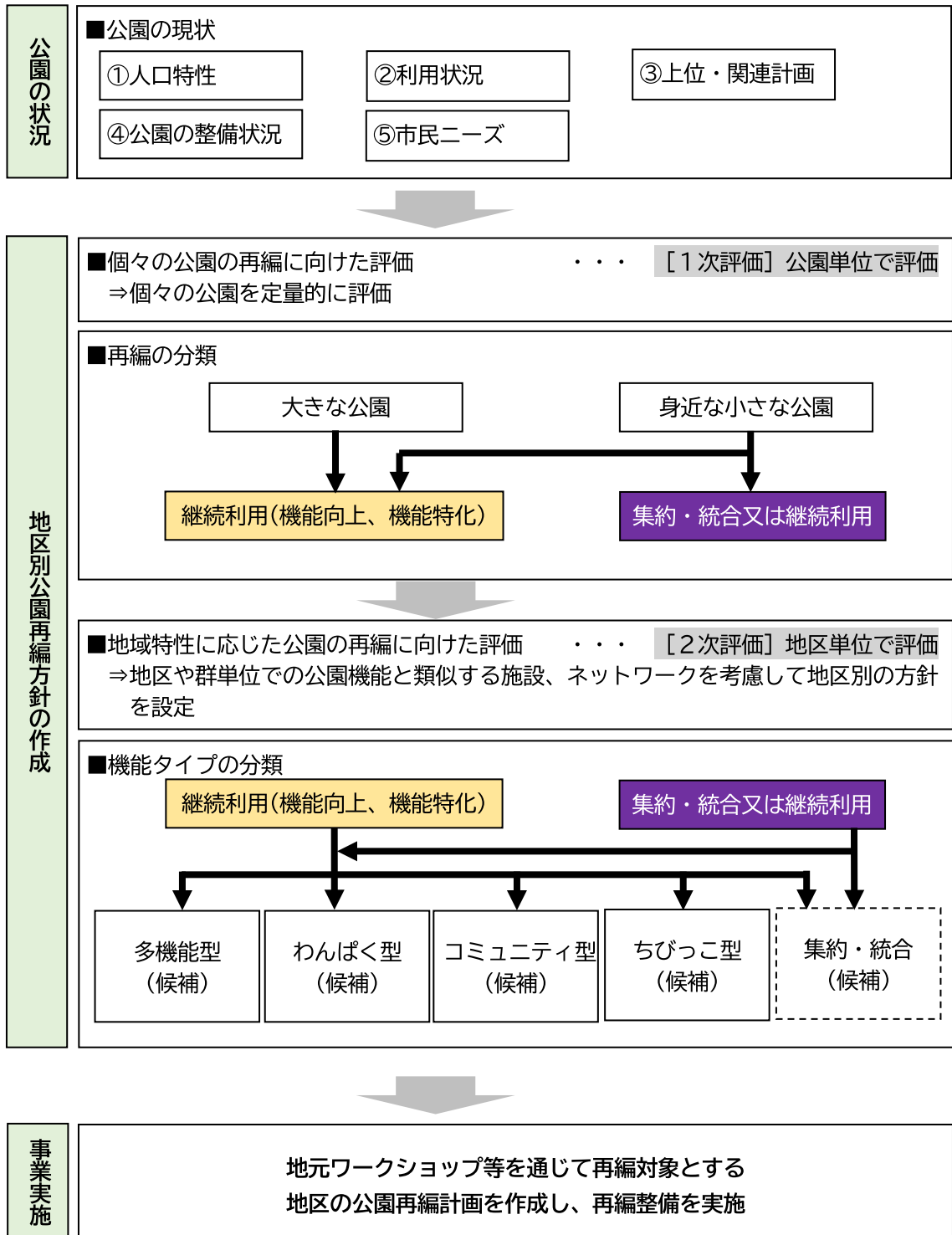
※1 幹線街路に囲まれた概ね1 km²(面積 100ha)の居住単位 (出典:国土交通省)

※2 高齢者の一般的な徒歩圏 (出典:都市構造の評価に関するハンドブック P.10 国土交通省)

(2) 検討手順について

地区単位において地域特性に応じて公園の機能をバランスよく配置します。
以下に地区別公園再編方針の検討手順を示します。

■地区別公園再編方針の検討手順



4.2 個々の公園の再編に向けた評価（1次評価）の考え方

（1）再編の分類

公園の規模や特性を踏まえ、大きな公園(都市基幹公園、地区公園等)と身近な小さな公園(近隣公園、街区公園、児童遊園等)に区分し、以下のように再編分類を行います。

① 大きな公園(都市基幹公園や地区公園等)

継続利用・機能向上

- ・赤塚山公園等の市全域からの利用に供する都市基幹公園や地区公園以上の公園は、まちの緑、交流、レクリエーション、防災上の拠点となる大きな公園に位置づけます。各地区として必要な機能を確保するとともに複合的な機能を活かして特色ある公園づくりを行い、さらなる機能向上を図ります。
- ・継続利用についても、公園規模に限らず、樹木の適正配置による間引き、石灰岩ダスト舗装による広場の防草対策、出入口の安全対策等、維持管理のしやすい公園への改修を実施します。

② 身近な小さな公園(近隣公園や街区公園、児童遊園等)

継続利用・機能特化

- ・近隣公園や街区公園、児童遊園等の身近な小さな公園は、群単位で地区全体の公園機能の向上を図っていくよう、各公園の特性や地域状況を勘案しつつ再整備を行います。
- ・多くの利用があり、各種団体や町内会利用もなされている公園は現況機能の維持又は利用状況に応じた機能の再編とします。利用が少ない公園は、公園機能、役割の見直しによる機能の特化を図り、群の中において公園の機能をバランスよく再編し、地区全体の魅力アップを図ります。

集約・統合又は継続利用

- ・公園誘致圏の重複率が高く、利用者がほとんどみられない小さな公園や、劣化状況により安全性や維持管理に問題がある等の課題がみられる公園については、公園の集約・統合又は継続利用を検討します。
- ・集約・統合となる公園であっても、その機能は周辺の公園又は類似施設で確保していきます。また、集約・統合後の跡地利用として、他の公共施設への転用、地元町内会等への移譲、借地契約の解約又は売却等が考えられますが、地域の状況に応じた方法とします。

なお、都市計画決定後、長期未整備のままとなっている公園(緑町緑地等)については、都市計画決定時点と周辺環境が変化しているため都市計画決定時の背景も踏まえ現状分析を行い、今後の事業化について検討します。

(2) 身近な小さな公園における再編に向けた評価

身近な小さな公園における再編に向けた評価方法は、現況機能に指標を設定し、各公園に対して行います。指標は公園の継続性や必要性を確認するために、まちの核となる公園、利用現況、重複度・代替性、規模、経過年度について以下に従い調査し、身近な小さな公園における再編分類である「継続利用・機能特化」、「集約・統合又は継続利用」に分類します。

①評価の考え方

評価が高い公園は、利用効果等がみられる公園として現況機能を継続します。また、一層の機能向上を図るため一部の見直しをします。

評価が低い公園は、継続性、必要性が低いと判断されますが、地域の魅力向上に寄与するような集約・統合を含めた機能見直しを要する公園とします。

表 指標毎の考え方と評価

指標	考え方	評価点
A 公園の種別	・公園の位置づけが近隣公園以上である公園は、公園に求められる役割が地域の中心となる公園として、該当する公園は継続性や必要性が高い公園であり、評価を高く設定します。	高：近隣公園の位置づけがある公園 中：近隣公園に準ずる機能を有する公園（スポーツ等の機能を有する公園） 低：上記以外の公園
B 利用現況	・以下の3つの指標を用いて、公園の利用状況評価し、該当している項目が多いほど評価を高く設定します。 b1 ビッグデータによる公園利用者数(市平均以上) b2 利用申請あり b3 町内会利用あり	高：b1～b3のすべての項目に該当する公園 中：b1～b3のうち、1～2項目に該当する公園 低：b1～b3、すべての項目に該当していない公園
C 重複度・代替性	・公園誘致圏重複率が低い公園は、地区の公園が不足している要素が高く代替性も低いため、必要性が高い公園として評価を高くします。	高：公園誘致圏重複率 50%未満 中：公園誘致圏重複率 50%以上 75%未満 低：公園誘致圏重複率 75%以上
D 公園規模	・公園規模が大きいほど多様なニーズへの対応がしやすいため、評価を高くします。	高：面積 2,500㎡以上の公園 中：面積 1,000㎡以上～2,500㎡未満の公園 低：面積 1,000㎡未満の公園
E 経過年数	・公園施設の経過年数が少ない公園は、近年の利用者ニーズを満たし、管理コストも少ない要素が高いため、評価を高くします。	高：経過年数 30年未満の公園（平成7年以後） 中：経過年数 30年以上 50年未満の公園（昭和51年～平成6年） 低：経過年数 50年以上の公園（昭和50年以前）

②評価による再編区分の設定

本計画では以下の評価から再編区分を設定します。

表 評価点別の公園数と再編区分設定（1次評価）

	評価	再編区分	再編区分の考え方
高	高	機能特化A	現況機能の継続を基本とし、維持管理のしやすい公園への改修を検討
	中	機能特化B	地区単位で役割の見直し検討
低	低	集約・統合又は継続利用	集約・統合又は継続利用を検討

4.3 地域特性に応じた公園の再編に向けた評価（2次評価）の考え方

(1) 地区別公園再編方針の役割について

本市は、北部には山地、南部には三河湾や豊川等、まちを豊かな自然が取り囲んでいます。市街地には豊川公園や赤塚山公園等の大きな公園、地区単位で存在している身近な小さな公園をはじめ、豊川稻荷等の社寺、三河国分寺跡、御油のマツ並木等の地域の歴史や文化を象徴する緑等があり、地区それぞれの特性を有しています。

地区別公園再編方針は、地域特性を踏まえた地区全体の方針を示すことで、今後の公園の再編に向けての指針とするものです。



圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区
東部	1	豊川小	南部	8	牛久保小	北部	13	三蔵子小	西部	20	国府小
	2	東部小		9	中部小		14	千両小		21	御油小
	3	桜木小		10	天王小		15	八南小		22	萩小
	4	豊小		11	小坂井東小		16	平尾小		23	長沢小
	5	一宮東部小		12	小坂井西小		17	桜町小		24	赤坂小
	6	一宮西部小					18	代田小		25	御津北部小
	7	一宮南部小					19	金屋小		26	御津南部小

図 地区別公園再編方針において設定する地区(小学校区)

(2) 公園の再編にあたっての機能タイプ（役割設定）について

地区別に再編の分類で示した公園の機能分担の考え方を具体的に検討します。

公園の機能分担は、各公園にそれぞれの特徴を持たせ、地区全体で公園機能の向上を図るものです。公園は、その特性により、規模が大きく運動広場がある、緑が豊か、遊具が魅力的、公共施設と連携した利用が可能である等、さまざまな特徴があります。現況特性を踏まえ、以下の指標を基に公園のタイプ分けを行い公園の機能特化を行います。

1次評価結果により、評価が高い公園は現状の活用を基本とし、評価が低い公園については機能見直しや集約・統合を行い、再整備を推進します。

表 身近な小さな公園におけるタイプ分け

機能タイプ	公園特性	考え方
多機能型	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中心にあり、広い敷地が多機能に利用されている ・近隣公園又はそれに準じる公園 ・緑のネットワーク、散策ネットワークの核となる ・ボール遊びができる広場がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の核となる公園（近隣公園、地区公園）は、地域の総合的なレクリエーションや市街地内の環境負荷軽減につながる重要な緑であり、災害時の安全な一時的な避難地でもあること等、多機能から構成されており、幅広い世代への対応を図る性格であるため、継続利用を基本としつつ、特色ある公園づくりに向けたさらなる機能向上が望まれる。
わんぱく型	<ul style="list-style-type: none"> ・規模は比較的大きい ・運動スペースや高学年向けの遊具がある ・利用層は子どもが多い ・町内会の利用がある ・ボール遊びができる広場がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が元気に遊びまわることができる機能(運動、遊戯等)を主体に憩いのスペースも確保し、幅広い世代への対応を図る公園。 ・遊具広場には、地域の特性や公園誘致圏内の公園の施設状況を考慮して遊具等を配置する。
コミュニティ型	<ul style="list-style-type: none"> ・利用層は幅広い世代 ・遊具利用が少ない ・イベントや町内会の利用がある ・市民館や学校等と連携した利用が有効な位置にある ・規模の規定はなし ・緑陰樹がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の中心部において街の賑わいやイベントの場としての活用が多い公園や、公共施設や史跡、散策路沿いにある等、それらとの一体利用によるコミュニティ性の機能の向上が期待できる公園。 ・地区の人口構成の変化により子どもが減少し静的なコミュニケーションの場としての利用が中心となる公園。
ちびっこ型	<ul style="list-style-type: none"> ・規模は小さい ・低学年、幼児向けの遊具がある ・利用層は低学年、幼児が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生低学年や幼児を対象に子どもの遊びを主体とした公園。

(3) 機能タイプの設定方法について

各公園の機能タイプの設定については、現況における公園種別、公園面積規模、遊具状況から現況の機能タイプを設定した上で、群の中で公園機能を分担、補完することで地区全体の公園機能の向上に資する機能タイプ（候補）を検討します。

機能タイプの設定方法は以下のとおりです。

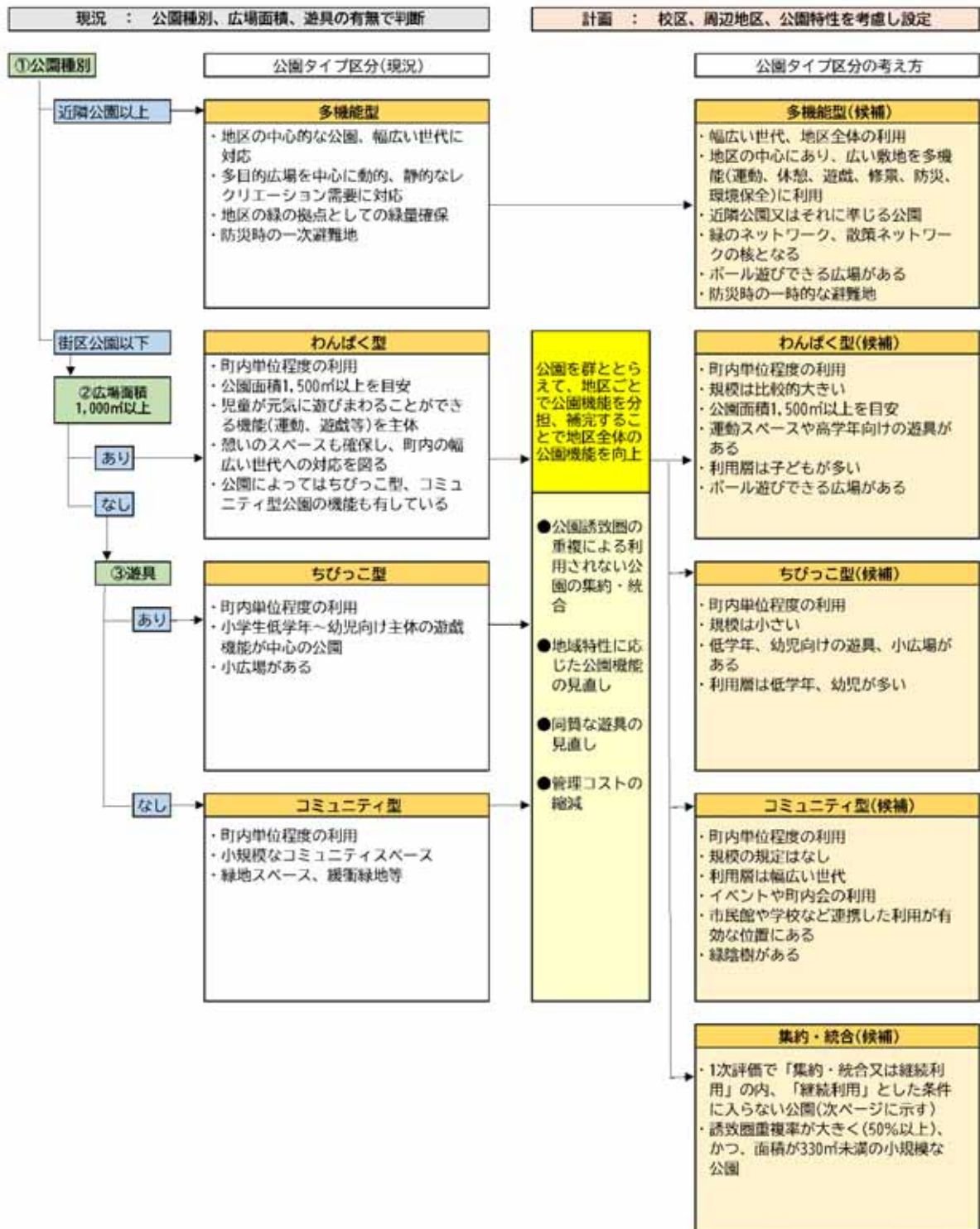


図 機能タイプの設定方法

■ 2次評価で機能タイプを変更する条件

以下の条件が確認できる場合は現況の機能タイプを見直します。

表 2次評価で機能タイプを変更する条件

条件	変更理由	内容
A	近隣に機能の重複がある	・近接して同等の機能を持つ公園がある場合
B	人口構成の変化がある	・地区の人口特性に合った機能転換が適している場合
C	隣接する公共施設等がある	・市民館、集会所等の公共施設等に隣接する場合
D	歴史的価値に特化が見込める	・歴史的な資源があり、歴史的な特性を活かすことが適している場合
E	河川沿いの散策、憩いに特化が見込める	・佐奈川等の河川沿いの緑地連携、景観・憩い・散歩利用が適している場合
F	機能拡大の広さがある	・面積規模が大きく、広場の確保が可能な場合

■ 2次評価で利用継続とする条件

1次評価により「集約・統合又は継続利用」とした公園については、以下の条件が確認できる場合については継続利用とし、集約・統合候補公園から除外します。

表 2次評価で利用継続とする条件

条件	変更理由	内容
a	鉄道等分断配慮	・鉄道等により公園誘致圏が分断される場合
b	周辺公園との関係	・近接する公園が集約・統合候補がある場合 ・周辺に同等機能の公園がない場合
c	周辺に公園がない	・周辺に公園がない場合
d	隣接する施設と連携	・市民館、集会所等の公共施設等の隣接する施設と連携して利用が見込まれる場合
e	史跡等の保存	・古墳、史跡等が位置する場合
f	オープンスペース活用	・都市機能誘導区域にある貴重なオープンスペースや避難地指定がされている場合
g	散策ネットワーク活用	・佐奈川等の河川沿いの緑地連携、景観・憩い・散歩利用が適している場合

2次評価による「集約・統合（候補）」に該当する公園については、本計画策定後の実施段階において、公園管理者、関係機関との協議、地域との合意形成を踏まえ最終決定する必要があります。

4.4 地区別公園再編方針

(1) 地区別公園再編方針について

地区ごとに公園の配置と役割、機能を整理した公園カルテを基に、再編にあたり、全体方針を設定し、個々の公園の再編の考え方を検討します。

個々の公園の再編は、公園特性を定量的に評価した1次評価に加え、公園の機能タイプ評価を行う2次評価により方針を設定します。2次評価は、半径500m程度の圏域において、群を設定し、各公園の機能分担により群における公園機能の向上を図ろうとするものです。検討にあたり、地区全体の再編方針を踏まえるとともに、各公園の特性、立地適正化計画における位置づけ、周辺の類似施設、緑地ネットワーク等を考慮します。また、隣接地区の公園配置状況についても留意し、地区単位として整合を図った再編を行います。

次ページ以降にモデルケースとして、①住宅等が密集し、公園誘致圏の重複がみられる市街地、②公園間の距離がやや遠い住宅地、③公園が少ない市街化調整区域を想定した3つの展開例を作成しました。

公園が点在する区域は、面積が小さい児童遊園等が多く、ボール遊びができる公園が少ない状況です。公共施設や学校が配置されている拠点集落においては、自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設により、公園機能を補完していきます。公園機能と類似する施設が周囲にない地域においては、将来の人口特性や住環境等を踏まえ、他公園の廃止を前提に、新たに公園を配置することも検討事項とします。

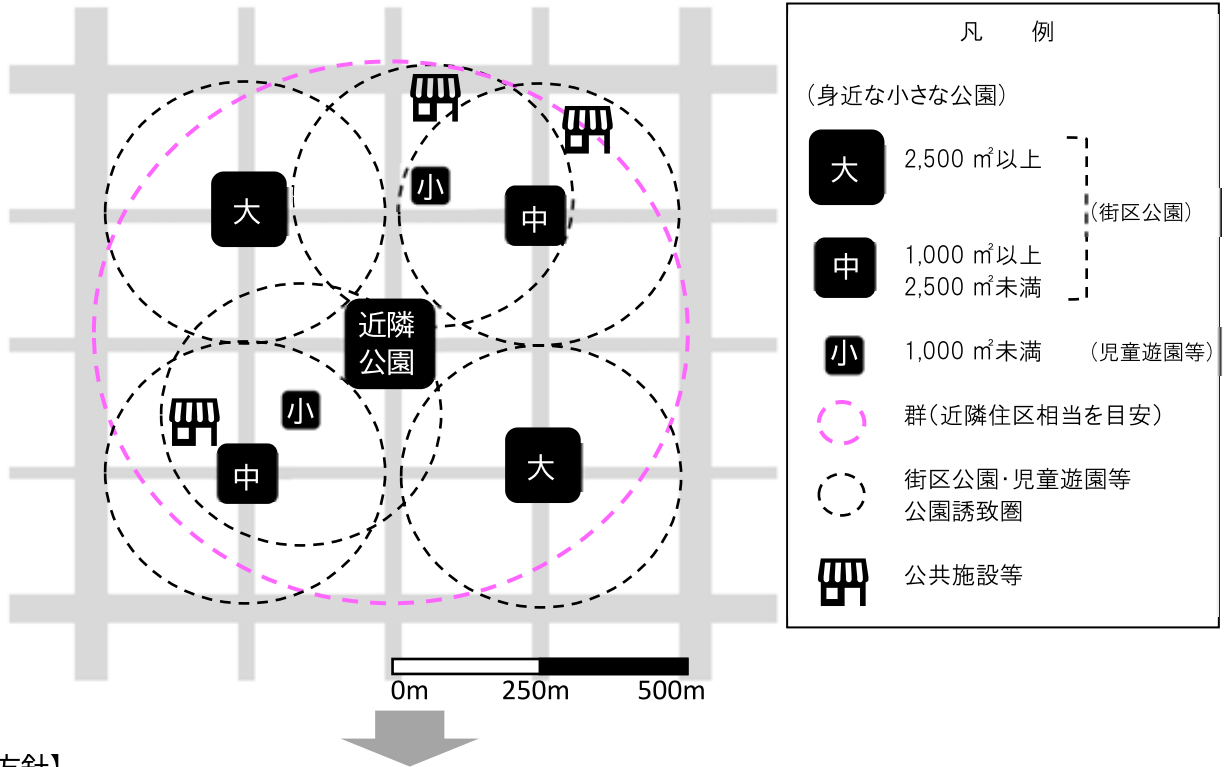
(2) 公園の再編モデルケース

地区ごとに公園機能を分担、補完することで地区全体の公園機能向上に向けて、公園の再編の考え方について、以下のモデルケースから展開イメージを示します。

モデルケース①

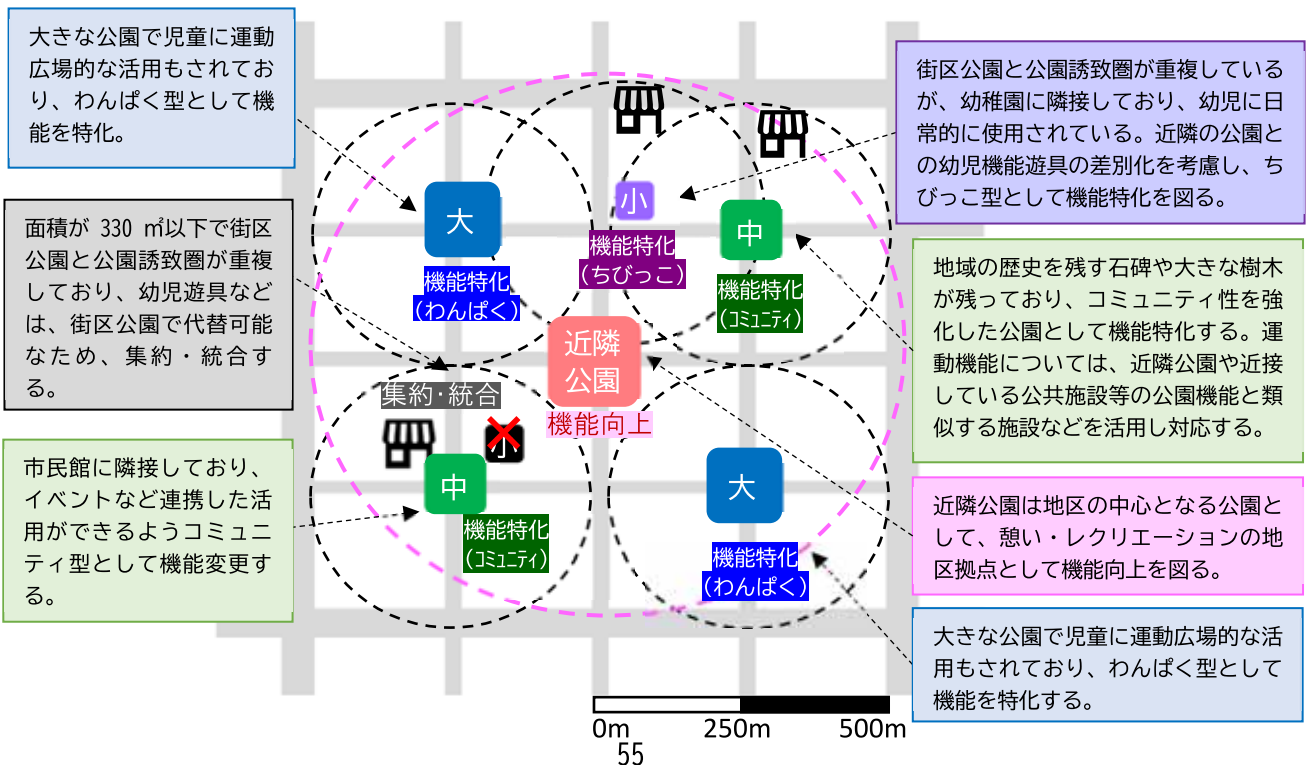
- ・住宅や事業所、店舗等が密集し、公園間の距離が近く、公園が種別ごとに配置されている。公園誘致圏の重複もみられる。

【現況】



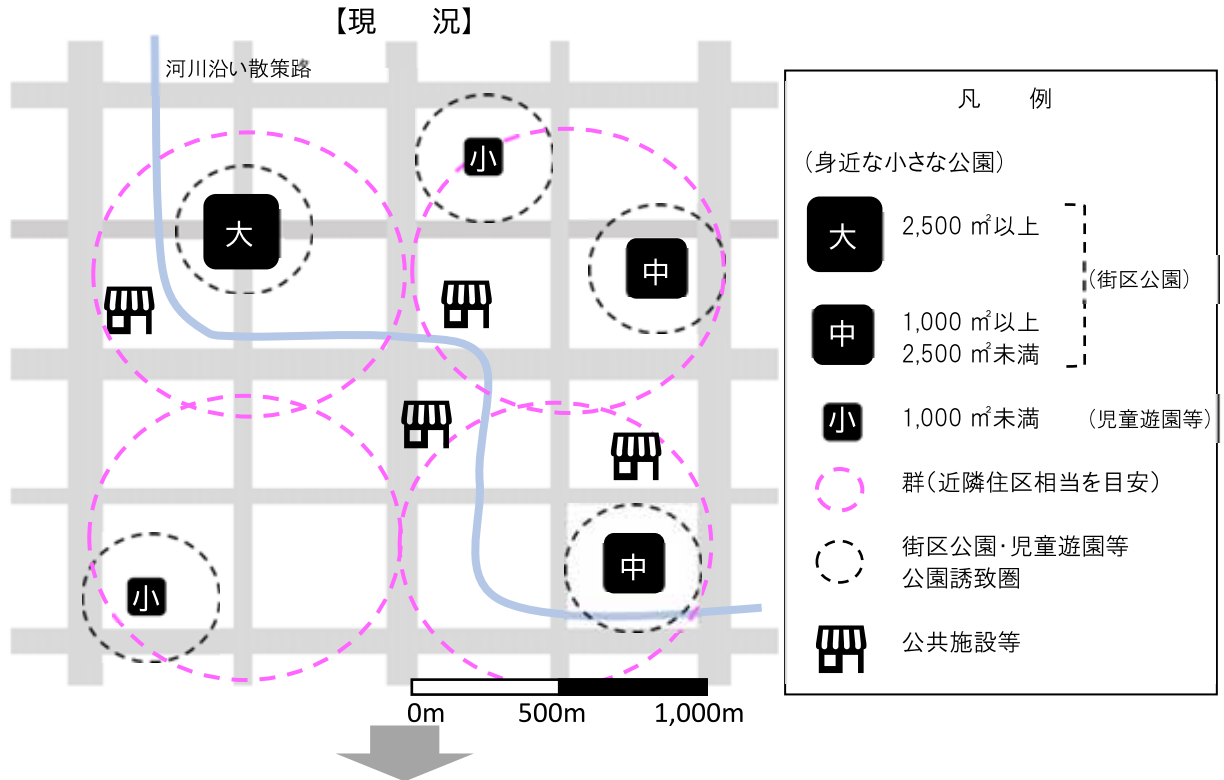
【再編方針】

近隣公園等を多機能型として充実を図るとともに、街区公園や児童遊園等を機能特化又は集約・統合を検討し、地区(群)全体の公園機能の向上を図る。



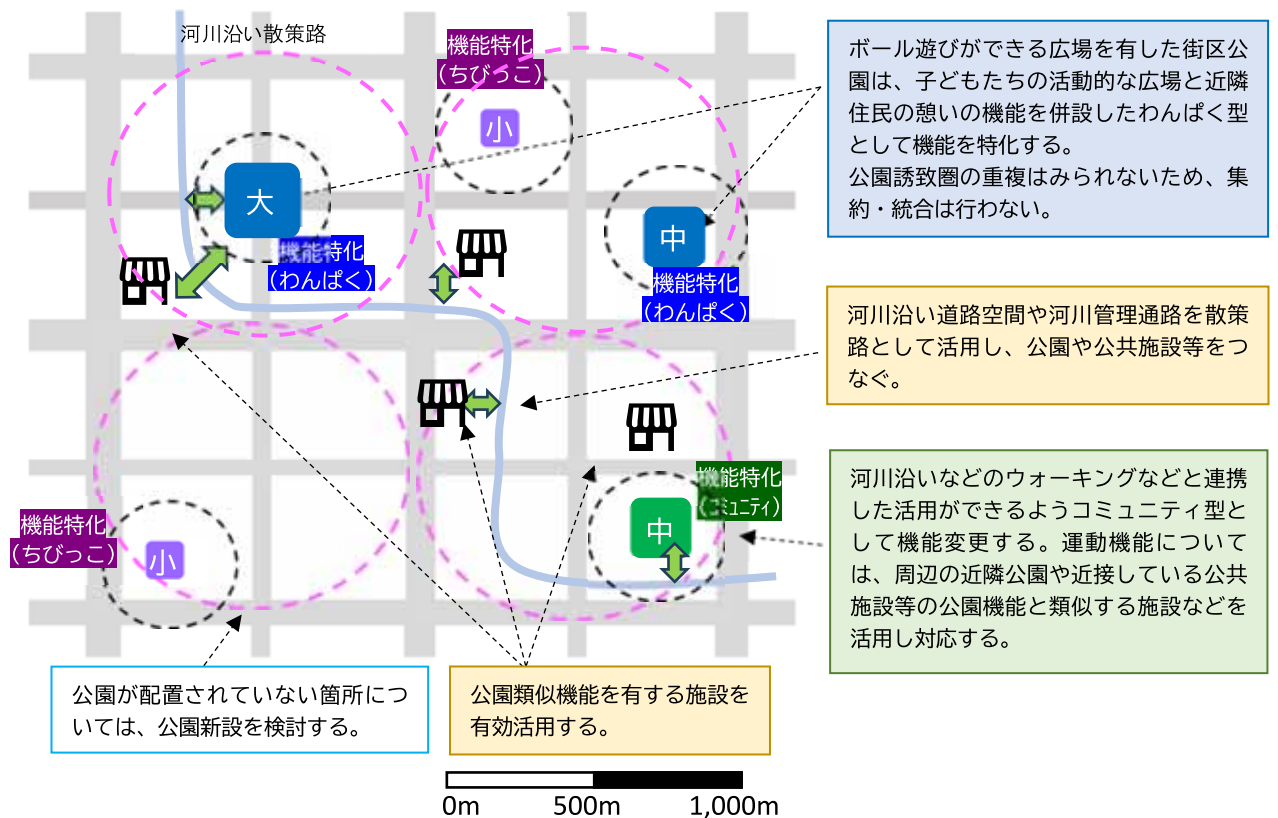
モデルケース②

- ・公園誘致圏の重複がみられず、公園間の距離がやや遠い。住宅は密集していない。



【再編方針】

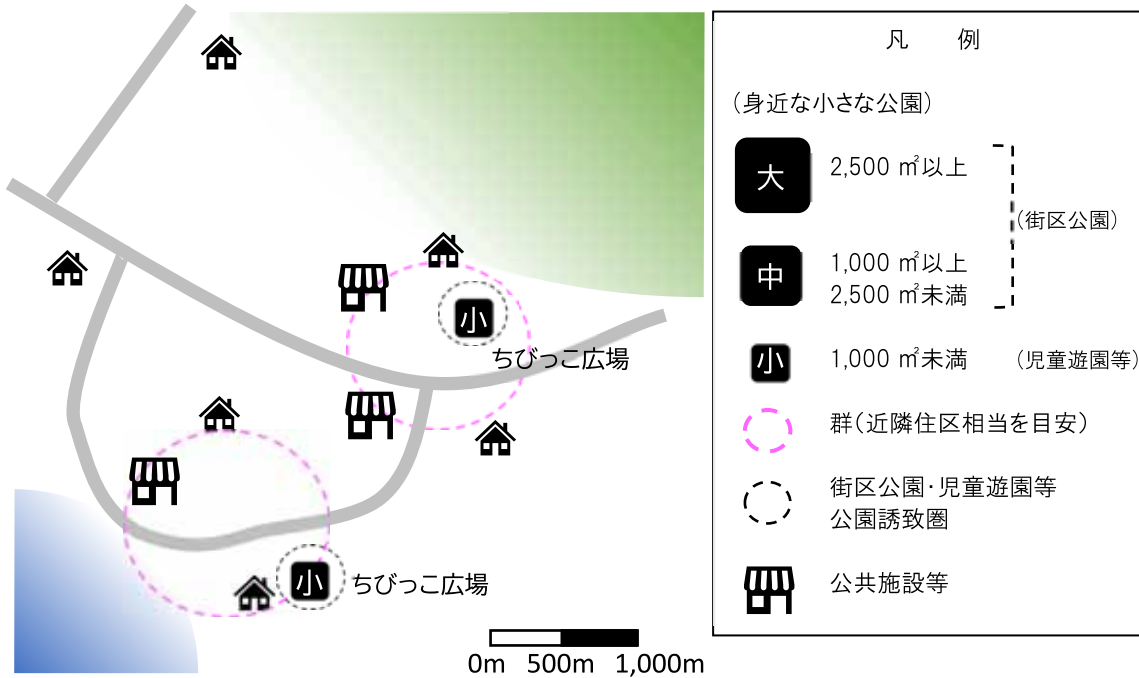
都市計画や人口特性を踏まえ必要な公園機能を検討する。また、既存公園の機能特化や公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用により、地区(群)全体の公園機能の向上を図る。



モデルケース③

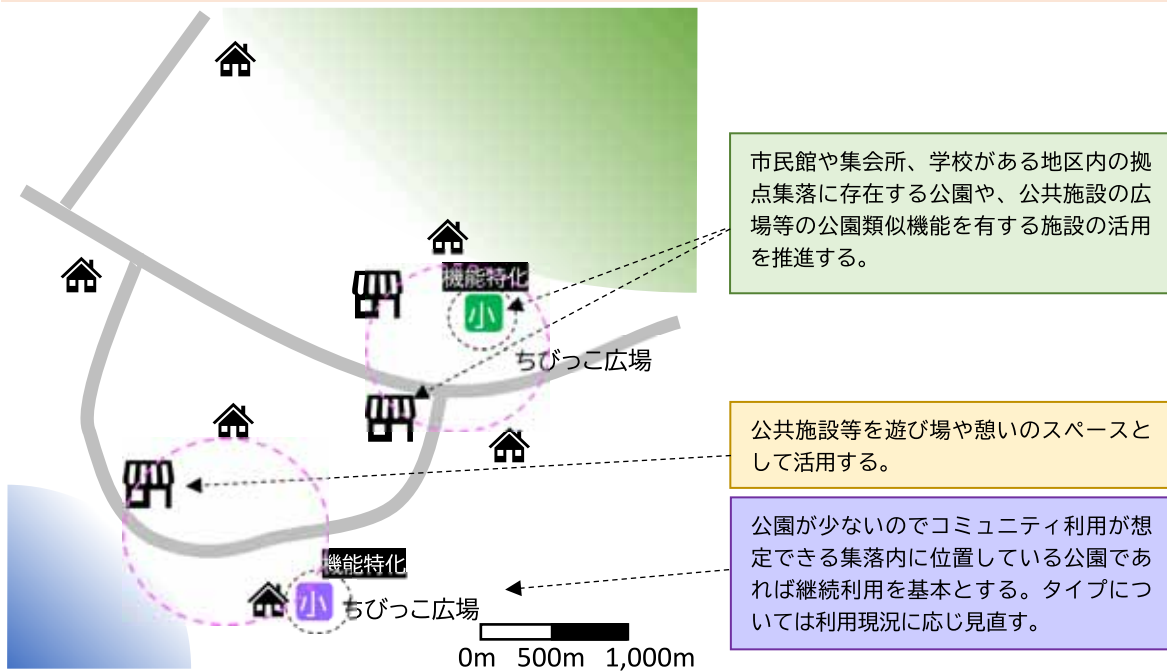
- ・市街化調整区域等で公園がない、又は公園間の距離が遠く、公園が少ない。ちびっこ広場等の規模の小さな公園のみが配置されている。

【現 況】



【再編方針】

都市計画や人口特性を踏まえ、大きな公園の配置状況を含めて必要な公園機能を検討する。また、良好な自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用により公園機能の不足に対する補完を行う。



大きな公園(近隣公園以上)がある場合は、広場や遊具機能等について身近な小さな公園として活用する他、当該機能が不足している場合は大きな公園の一部に追加する。

(3) 地区別公園再編方針

地区ごとに公園の配置状況や利用実態を整理し、地区全体の公園の再編方針を設定します。

地区別公園再編方針は 60 ページ以降のとおりです。

■地区別評価のデータシート(定量的項目)

※地区別の公園再編方針内における評価・方針の根拠資料

圏域	小学校区 No	小学校区	人口 ※1										
			校区人口		年齢層別人口				人口増減率 (対H25年比)	高齢化率		年少人口割合	
			(人)	順位	15歳未満	15歳-64歳	65歳以上	うち75歳以上		(%)	順位	(%)	順位
東部	1	豊川小	7,361	14位	906	4,407	2,048	1,192	0.2	27.8	11位	12.3	17位
	2	東部小	7,478	12位	952	4,628	1,898	1,070	0.3	25.4	17位	12.7	11位
	3	桜木小	6,953	15位	880	4,210	1,863	1,114	▲0.4	26.8	13位	12.7	11位
	4	豊小	8,070	11位	1,003	4,998	2,069	1,116	2.1	25.6	15位	12.4	16位
	5	一宮東部小	4,532	19位	462	2,463	1,607	860	▲10.4	35.5	3位	10.2	24位
	6	一宮西部小	9,394	9位	1,363	5,761	2,270	1,253	▲6.8	24.2	21位	14.5	3位
	7	一宮南部小	2,479	24位	326	1,338	815	468	▲6.1	32.9	5位	13.2	7位
南部	8	牛久保小	7,420	13位	938	4,407	2,075	1,185	▲1.0	28.0	10位	12.6	13位
	9	中部小	12,725	2位	1,653	7,972	3,100	1,788	2.5	24.4	20位	13.0	9位
	10	天王小	4,844	18位	587	2,824	1,433	789	▲2.8	29.6	8位	12.1	20位
	11	小坂井東小	10,226	6位	1,312	6,088	2,826	1,628	2.4	27.6	12位	12.8	10位
	12	小坂井西小	11,529	4位	1,307	6,754	3,468	1,994	▲4.4	30.1	7位	11.3	23位
北部	13	三蔵子小	11,681	3位	1,471	7,558	2,652	1,469	2.2	22.7	24位	12.6	13位
	14	千両小	2,023	25位	231	1,041	751	417	▲21.1	37.1	1位	11.4	22位
	15	八南小	10,941	5位	1,558	6,896	2,487	1,336	▲9.0	22.7	24位	14.2	4位
	16	平尾小	4,502	20位	811	2,800	891	505	▲14.0	19.8	26位	18.0	1位
	17	桜町小	6,162	16位	819	3,915	1,428	770	▲10.7	23.2	22位	13.3	5位
	18	代田小	8,590	10位	1,136	5,328	2,126	1,227	1.7	24.7	19位	13.2	7位
	19	金屋小	5,444	17位	681	3,509	1,254	723	▲6.3	23.0	23位	12.5	15位
西部	20	国府小	12,954	1位	1,942	7,662	3,350	1,948	▲5.7	25.9	14位	15.0	2位
	21	御油小	9,408	8位	1,248	5,760	2,400	1,353	▲3.4	25.5	16位	13.3	5位
	22	萩小	1,310	26位	107	721	482	292	▲19.0	36.8	2位	8.2	26位
	23	長沢小	2,524	23位	255	1,635	634	353	▲7.3	25.1	18位	10.1	25位
	24	赤坂小	4,440	21位	542	2,417	1,481	877	▲6.7	33.4	4位	12.2	18位
	25	御津北部小	3,431	22位	417	1,952	1,062	626	▲5.2	31.0	6位	12.2	18位
	26	御津南部小	9,645	7位	1,153	5,725	2,767	1,521	▲3.2	28.7	9位	12.0	21位

※1 人口:令和6年4月1日現在

※2 対象公園数:「身近な小さな公園」の街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地を対象とした公園数

※3 対象公園面積:「身近な小さな公園」の街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地を対象とした公園面積(m²)

※4 (利用頻度)利用しない割合:市民アンケートで「身近な小さな公園」の利用頻度で「ほとんどない」と回答した割合(問5)

地域特性		規模・配置						利用・管理			小学校区
市街化区域	市街化調整区域	身近な小さな公園の公園誘致圏重複率		身近な小さな公園の設置年数		身近な小さな公園の1人当たり面積		利用特性(市民アンケート)			
		対象公園数※2	重複率50%以上の公園数	経過50年以上の公園数	割合	対象公園面積(m) ^{※3}	1人当たり面積(m ² /人)	(利用頻度)利用しない割合(%) ^{※4}	順位		
●		10公園	9公園	1公園	10%	36,261	4.9	56.8	15位	豊川小	
● (北側及び西側一部)	●	14公園	5公園	1公園	7%	35,524	4.8	69.4	7位	東部小	
●		11公園	9公園	4公園	36%	15,390	2.2	51.6	20位	桜木小	
●		9公園	7公園	1公園	11%	31,600	3.9	50.0	21位	豊小	
● (南側一部)	●	8公園	3公園	4公園	50%	7,684	1.7	76.7	3位	一宮東部小	
● (南東側一部)	●	19公園	15公園	1公園	5%	26,416	2.8	56.9	14位	一宮西部小	
● (東側一部)	●	1公園	0公園	0公園	0%	2,374	1.0	65.0	8位	一宮南部小	
● (北側)	● (南側)	7公園	3公園	2公園	29%	19,315	2.6	56.7	16位	牛久保小	
●		7公園	2公園	3公園	43%	13,746	1.1	48.1	25位	中部小	
● (北側)	● (南側)	5公園	0公園	2公園	40%	7,122	1.5	61.7	10位	天王小	
●	●	14公園	6公園	3公園	21%	12,804	1.3	61.7	10位	小坂井東小	
●	●	11公園	8公園	2公園	18%	33,792	2.9	49.4	22位	小坂井西小	
● (南側)	●	6公園	0公園	0公園	0%	3,449	0.3	72.2	4位	三蔵子小	
● (南側一部)	●	9公園	3公園	2公園	22%	10,108	5.0	58.8	13位	千両小	
● (南側一部)	●	9公園	3公園	2公園	22%	20,066	1.8	72.1	5位	八南小	
● (南側一部)	●	5公園	1公園	0公園	0%	12,434	2.8	54.5	18位	平尾小	
●	●	7公園	3公園	3公園	43%	23,908	3.9	48.4	24位	桜町小	
●		11公園	5公園	0公園	0%	27,459	3.2	60.3	12位	代田小	
●		5公園	2公園	4公園	80%	7,299	1.3	55.6	17位	金屋小	
● (北側)	●	18公園	7公園	3公園	17%	28,875	2.2	52.0	19位	国府小	
● (中央部)	●	13公園	7公園	0公園	0%	20,272	2.2	47.4	26位	御油小	
● (南側一部)	●	1公園	0公園	1公園	100%	260	0.2	84.8	1位	萩小	
● (中央部)	●	3公園	0公園	0公園	0%	6,200	2.5	77.6	2位	長沢小	
● (北側及び中央部)	●	11公園	5公園	4公園	36%	24,790	5.6	49.3	23位	赤坂小	
● (南側一部)	●	7公園	0公園	4公園	57%	16,109	4.7	63.3	9位	御津北部小	
● (中央部及び沿岸部)	●	12公園	5公園	0公園	0%	7,081	0.7	70.5	6位	御津南部小	

1 豊川小学校区

■豊川小学校区 公園の評価

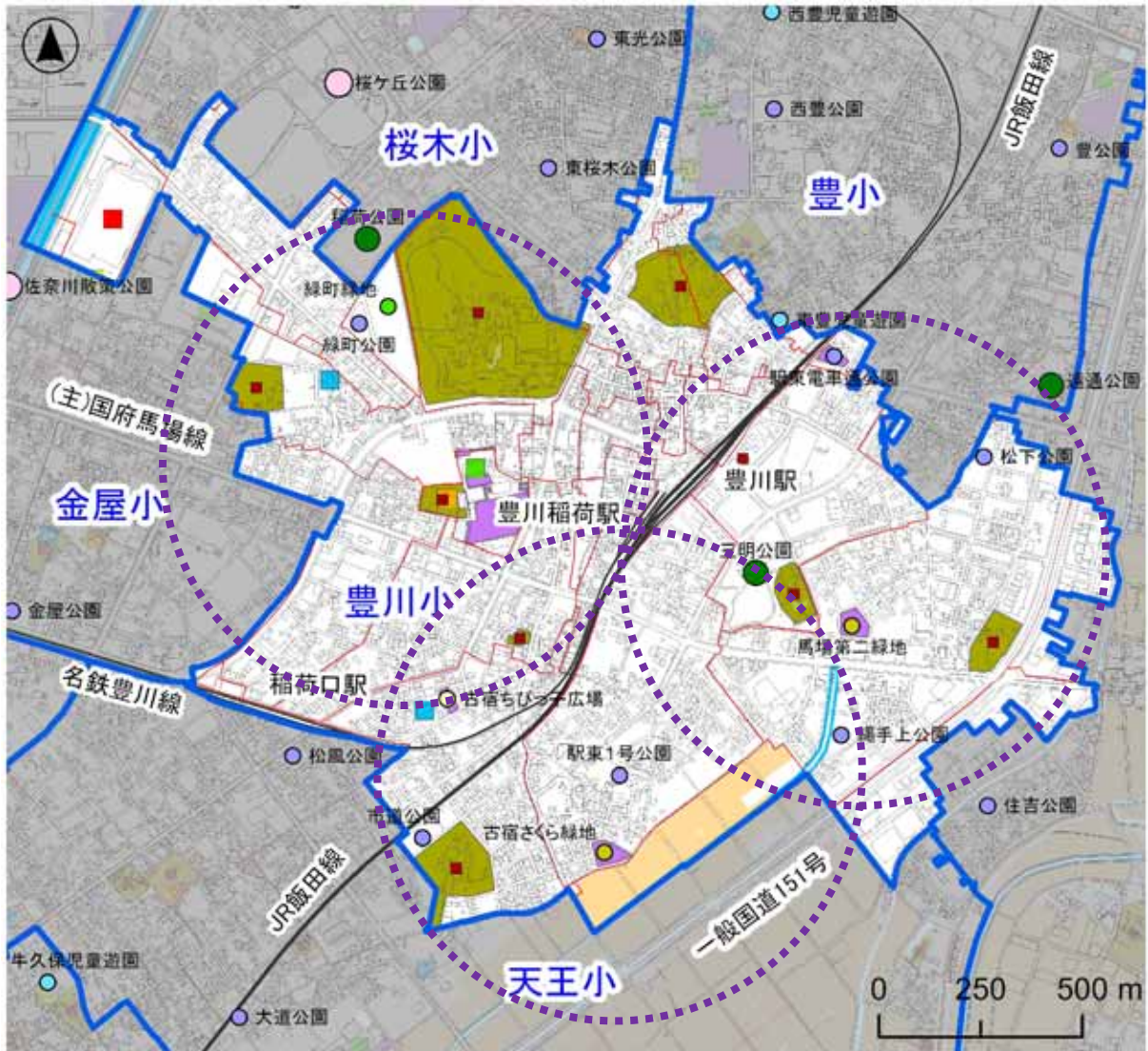
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	区域のほとんどが都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口密度も維持される地区である。 ・各公園には交流の場としての活用や、緑の保全の役割がある。 ・公共施設等の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。
維持管理 (アンケート)	公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い。管理規模等の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	町内会利用は半分程度	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園以外の公園では利用は低い。 ・町内会活動で利用されている公園は半分程度あり、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	近隣公園2箇所 公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の1人当たり面積は市平均以上である。 ・公共施設等の公園機能と類似する施設の立地がある。隣接地区では近隣公園が2箇所あり、量的な不足はない。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	4.9 m ² /人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は9公園/10公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏の重複率は大半が50%を超えており、公園が密に配置されている。 ・都市公園の利用者数、リピート数は地区南側が低い。 ・同種の遊具がある公園が複数ある。
身近な小さな公園 の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 2公園/6公園 リピート率 1公園/6公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、コミュニティ型2箇所、ちびっこ型1箇所	

■豊川小学校区 公園再編方針

地区のほとんどが都市機能誘導区域であり、豊川駅や全国的に有名な豊川稲荷の存在等、市の玄関口となっている。公園の1人当たり面積は市平均以上であり、公園誘致圏が重複する公園も多い。将来の人口密度も維持される地区であり、公園は中心市街地における賑わいや憩い、景観形成を図る場となる。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすく、災害時対応、健康づくりに利用できる」という回答が多い。このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化 ・年少人口割合が高い地区であり、ちびっこ型の拡充を推進する。健康づくりに対する関心も高く、その対応を図る。また、公園が少ない豊川駅の西側は、公共施設等の公園機能と類似する施設を活用する。 ・公園誘致圏が重複している身近な小さな公園についてはコミュニティ型、ちびっこ型へ機能特化し、地区全体の公園機能の向上を図る。
②公園の利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●三明公園を核とした良好な公園緑地空間の形成と利活用の推進 ・豊川駅周辺に配置された三明公園は緑の空間であるため、多機能型として一層の機能向上と利活用の推進を図る。 ・未開設である緑町緑地は、社会情勢や周辺環境の変化を踏まえ、現状分析を行い、今後の事業化について検討する。 ・町内会に活用されていない公園が半分程度あり、活用の推進を図る。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 ・使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーを啓発する。

<豊川小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
緑町公園	2,016	街区公園
市道公園	2,972	街区公園
縄手上公園	4,255	街区公園
松下公園	2,019	街区公園
駅東電車通公園	1,500	街区公園
駅東1号公園	2,500	街区公園
三明公園	15,000	近隣公園
緑町緑地	—	都市緑地
古宿ちびっ子広場	999	ちびっ子広場
馬場第二緑地	2,600	緑地・広場
古宿さくら緑地	2,400	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

2 東部小学校区

■東部小学校区 公園の評価

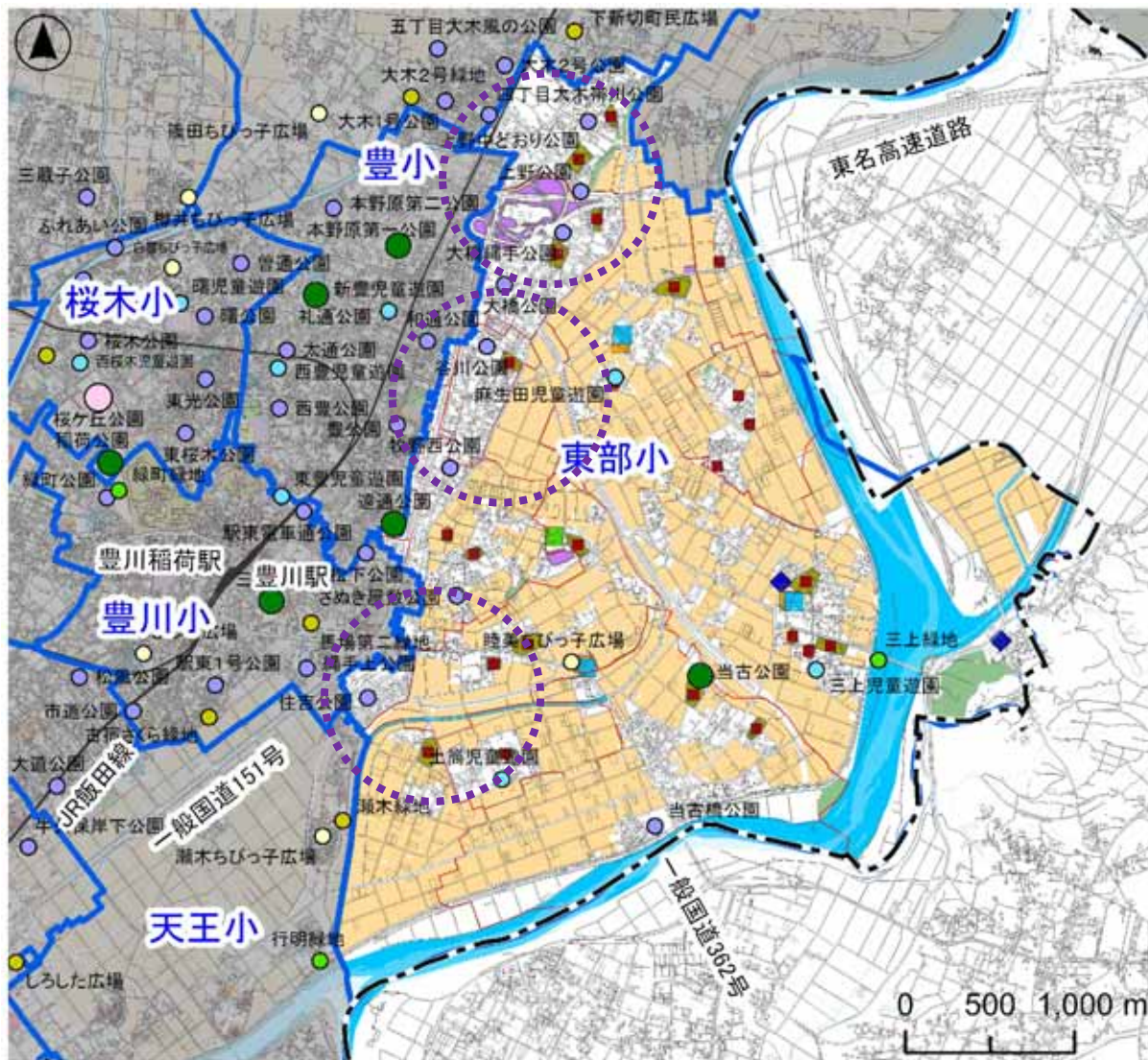
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	北西側は居住誘導区域内、その他は市街化調整区域で誘導区域の指定はない	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域のほとんどは居住誘導区域となっており、各公園には隣接地区と連携し、良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。市街化調整区域では、自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。 市街化区域と市街化調整区域の両面を持つ地区であり、地区内で人口特性や人口密度の変化等も異なり、双方の利用ニーズがうかがえる。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 経過年数が30年以上の公園が多く、遊具等の劣化に関する意見が多い。利用状況に応じた維持管理の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	町内会利用は半分程度	<ul style="list-style-type: none"> 町内会活動は半数程度であり、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	近隣公園、都市緑地各1箇所、公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 公園の1人当たり面積は市平均以上である。 近隣公園、都市緑地の他、公共施設等の公園機能と類似する施設の立地がある。
身近な小さな公園の1人当たり面積	4.8 m ² /人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は5公園/14公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複率 50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 都市公園の利用者数、リピート率が市平均以上の公園は、地区全体に分散している。 利用しない割合が7割程度と高い。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 5公園/10公園 リピート率 5公園/10公園	
現況機能タイプ	わんぱく型6箇所、ちびっこ型6箇所、コミュニティ型1箇所	

■東部小学校区 公園再編方針

公園の1人当たり面積は市平均以上であり、地区西側の市街化区域では公園誘致圏が重複する公園も多い。スポーツができる大きな公園は地区東側の市街化調整区域に2箇所配置されている。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時の活用、子どもが遊びやすい」との回答が多い。このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化 <ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏が重複している身近な小さな公園についてはコミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ●自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域では、人口密度、公園利用頻度とともに低い。既存の公園は地区の貴重な公共のオープンスペースであるため、現状機能を維持していく。公園機能の不足箇所に対しては、公共施設等の公園機能と類似する施設を活用する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●街区公園を地区のレクリエーション、憩いの場として多目的に活用 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、街区公園が適正に配置されており、日常的なレクリエーションや憩いの場として活用する。 スポーツ系の広場としては市街化調整区域にある当古公園、三上緑地及び西側に隣接する豊川小学校区の近隣公園を活用する。 町内会に活用されていない公園が半分程度あり、活用の推進を図る。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> 劣化がみられる遊具等については、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新を行う。また、遊具見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<東部小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
住吉公園	2,015	街区公園
大橋公園	2,501	街区公園
谷川公園	3,652	街区公園
牧野西公園	2,001	街区公園
当古橋公園	2,947	街区公園
上野公園	1,274	街区公園
さぬき屋敷公園	852	街区公園
上野中どおり公園	1,401	街区公園
大橋縄手公園	3,408	街区公園
当古公園	13,549	近隣公園
三上緑地	45,428	都市緑地
土筒児童遊園	763	児童遊園
三上児童遊園	300	児童遊園
麻生田児童遊園	373	児童遊園
睦美ちびっ子広場	488	ちびっ子広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

3 桜木小学校区

■桜木小学校区 公園の評価

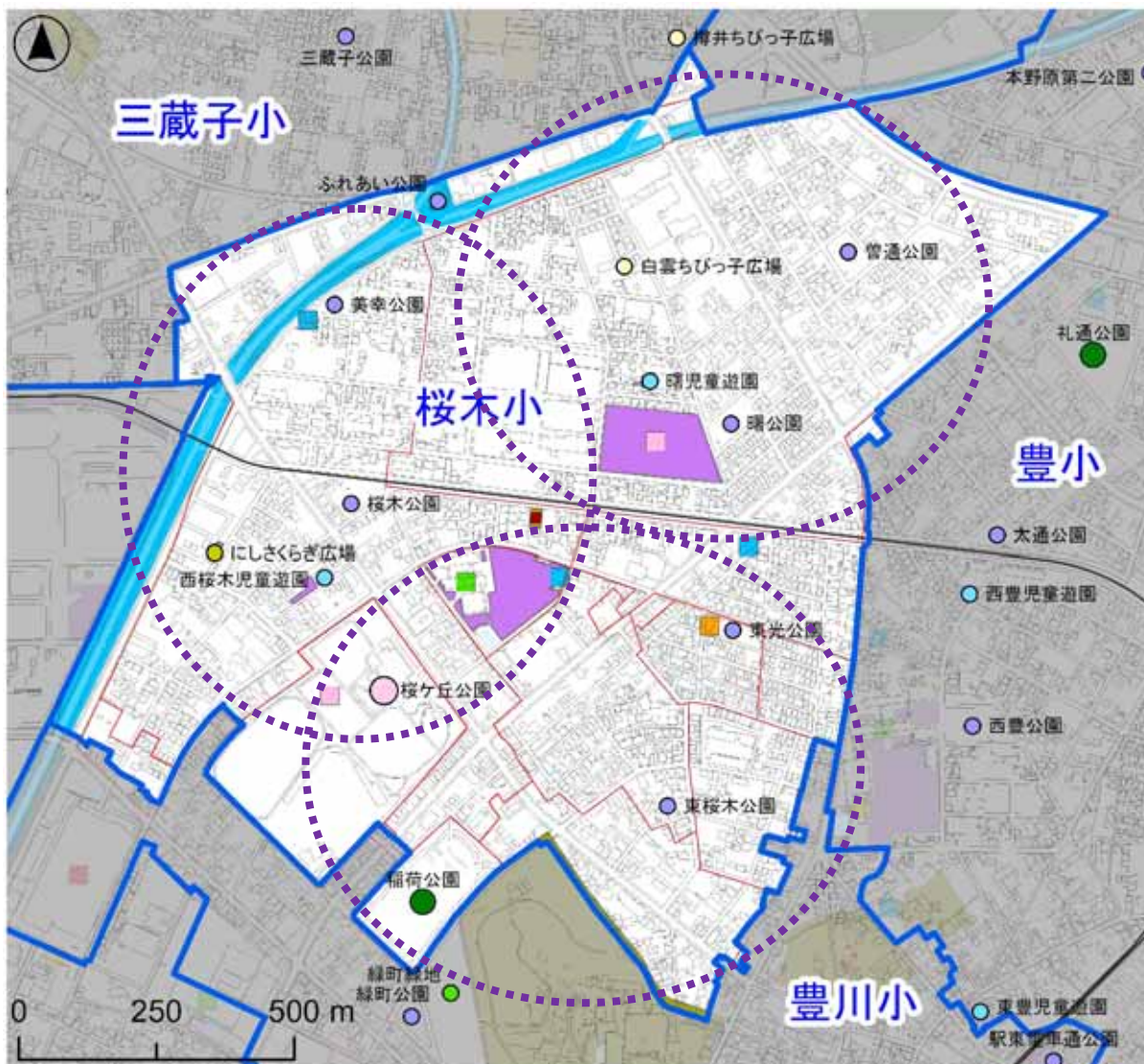
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	南側は都市機能誘導区域 その他は居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区南側は都市機能誘導区域であり、市内でも人口密度が高い地区である。 ・ 各公園には交流の場としての活用や、緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。
維持管理 (アンケート)	老朽化した公園が多く 遊具劣化の意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の満足度は高い地区であるが、年数が経過した街区公園が多い。遊具等の劣化に対する意見が多く、計画的な維持修繕の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	各公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜ヶ丘公園や稲荷公園、東光公園等は地区の中心となる公園として各種イベントや活動に利用されている。 ・ 身近な小さな公園では各町内会が地域活動を行っている。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	地区、近隣公園各1箇所 公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の1人当たり面積は市平均程度であり、隣接地区の公園数も多い。 ・ アンケートの公園数の満足度ではやや多い、公園までの距離が近いとの回答が非常に高い。 ・ 公園誘致圏の重複率は、大半が50%を超えており、公園が密に配置されている。 ・ 都市公園の利用者数は一部で少ないが、リピート率は全体的に高い。 ・ 同種の遊具がある公園が複数ある。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	2.2㎡/人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数 は9公園/11公園	
身近な小さな公園 の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 3公園/7公園 リピート率 5公園/7公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、コミュニティ型1箇所、ちびっこ型5箇所	

■桜木小学校区 公園再編方針

地区の人口密度は高く、南側は都市機能誘導区域に指定されている。地区の核となる公園である桜ヶ丘公園や稲荷公園を中心とし、身近な小さな公園が密に配置されている。アンケートでは公園数について満足を示す人が多い。また、公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、災害時対応」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化や集約・統合又は継続利用 ・ 公園誘致圏が重複している身近な小さな公園については、コミュニティ型等への機能特化や集約・統合又は継続利用を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ・ 地区で関心が高い「親子での公園利用、健康づくり」を踏まえ、遊具の見直しを行う。
②公園の利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●桜ヶ丘公園、稲荷公園をまちづくりの核として賑わいの場の創出 ・ 桜ヶ丘公園、稲荷公園は、多機能型として一層の機能向上を図り、まちづくり構想との連携も図りつつまちづくりの核として賑わいの場を創出する。 ・ 佐奈川沿いの公園は、散策ネットワークの拠点となるため、憩い、休憩の場として活用する。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●官民連携を図った柔軟な管理運営 ・ 桜ヶ丘公園は、年間利用者数も多く、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等の官民連携を図った柔軟な管理運営を推進する。 ●公園施設改修の推進と管理コストの縮減 ・ 公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。

<桜木小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
美幸公園	1,580	街区公園
曙公園	3,054	街区公園
桜木公園	2,092	街区公園
東桜木公園	1,127	街区公園
東光公園	2,000	街区公園
普通公園	2,804	街区公園
ふれあい公園	1,282	街区公園
稲荷公園	24,535	近隣公園
桜ヶ丘公園	40,809	地区公園
西桜木児童遊園	617	児童遊園
曙児童遊園	345	児童遊園
白雲ちびっ子広場	257	ちびっ子広場
にしさくらぎ広場	232	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

4 豊小学校区

■豊小学校区 公園の評価

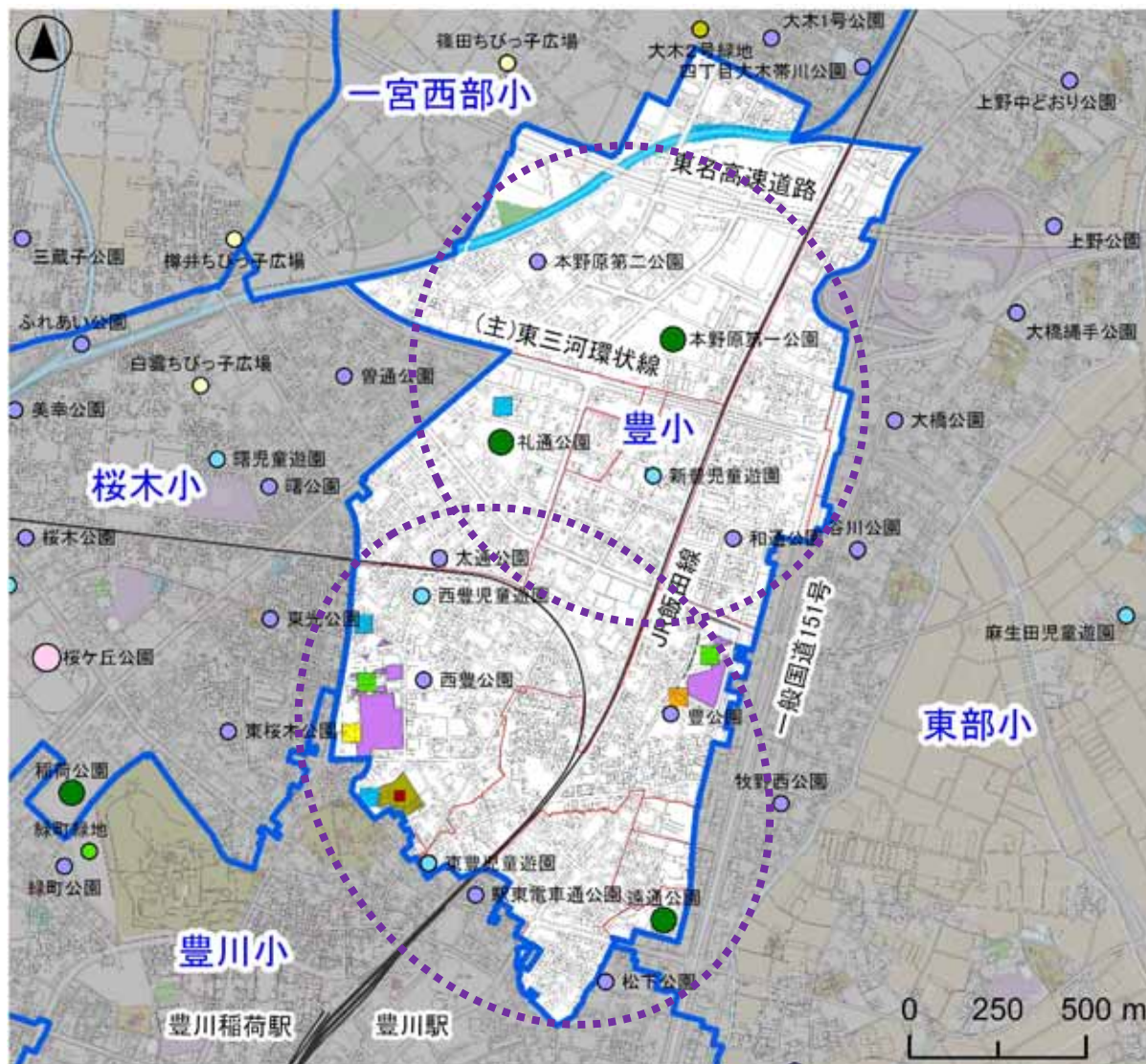
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	南側が都市機能誘導区域、北側は居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ・南側の一部を除いてほとんどが居住誘導区域にあり、市内でも人口密度が高い地区であり、各公園には良好な生活環境の維持に対応した公園の役割がある。 ・都市公園では利用者数・リピート率は一定の利用がみられるが、人口密度低下が予測されるため、人口特性の変化に伴う利用への影響が懸念される。
維持管理 (アンケート)	公園の雑草や樹木の管理不足の意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の量が多いとの意見もみられ、公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い。維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	各公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園は各種地域活動やスポーツ活動の利用がある。 ・身近な小さな公園は各種地域活動に利用されている。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	近隣公園3箇所 公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園配置は近隣公園が3箇所あり、公園の1人当たり面積は市平均以上である。 ・隣接地区の公園数も多いことから量的な不足はない。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	3.9㎡/人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は7公園/9公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏の重複率 50%を超える公園が半数以上あり、公園が密に配置されている。 ・地区北側の公園は都市公園の利用者数が少ない。 ・都市公園のリピート率は、地区全体として街区公園は高く、近隣公園が低い。 ・同種の遊具がある公園が複数ある。
身近な小さな公園 の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 4公園/6公園 リピート率 4公園/6公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、ちびっこ型3箇所	

■豊小学校区 公園再編方針

地区は中心市街地の北側にあり、地区南側は都市機能誘導区域、北側は居住誘導区域に指定されている。地区内には3箇所の近隣公園が配置され、公園数は多い。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、子どもが遊びやすい」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●児童遊園の機能特化 ・公園誘致圏が重複している児童遊園は、小さな面積でも機能を発揮できるようコミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。
②公園の利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●3つの近隣公園の有効活用による地区の賑わいの場の創出 ・地区には3つの近隣公園を含めてまとまった規模を持つ公園が多く配置されている。それらの公園は運動・健康づくり等のコミュニティ形成機能をあわせもっており、地区の賑わいの場として多目的な活用の推進を図る。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 ・公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。

<豊小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
西豊公園	4,879	街区公園
太通公園	2,410	街区公園
本野原第二公園	4,691	街区公園
和通公園	2,590	街区公園
豊公園	4,891	街区公園
本野原第一公園	15,720	近隣公園
礼通公園	10,623	近隣公園
遠通公園	10,374	近隣公園
西豊児童遊園	490	児童遊園
東豊児童遊園	877	児童遊園
新豊児童遊園	398	児童遊園

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- あかいはね子どもの遊び場
- 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

5 一宮東部小学校区

■一宮東部小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	ほとんどが市街化調整区域、南側に一部居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度が低い市街化調整区域では、一定の公園配置のある隣接地区と連携して良好な集落環境が形成されている。 高齢化率は市内で3番目に高いことから、将来の人口特性の変化を見据えて、自然豊かな周辺環境を含めて健康づくり機能等のニーズへの対応が想定される。
維持管理 (アンケート)	公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	すべての公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> すべての公園で町内会が清掃活動等で活動している。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	地区公園1箇所、公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 地区のほとんどは市街化調整区域であるため公園数は少ない。 地区北側は自然公園等の恵まれた自然環境や、公共施設等の公園機能と類似する施設の立地がある。 公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が高い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.7㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率50%以上の公園数は3公園/8公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 都市公園の利用者数はすべて市平均未満である。 都市公園のリピート率は大きい公園が高い。 1,000㎡未満の街区公園、児童遊園等の規模の小さい公園の利用者数は他公園に比べ少なく、地域活動等の利用も少ない状況である。 利用しない割合が7割以上と高い。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/2公園 リピート率 1公園/2公園	
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所、ちびっこ型4箇所、コミュニティ型3箇所	

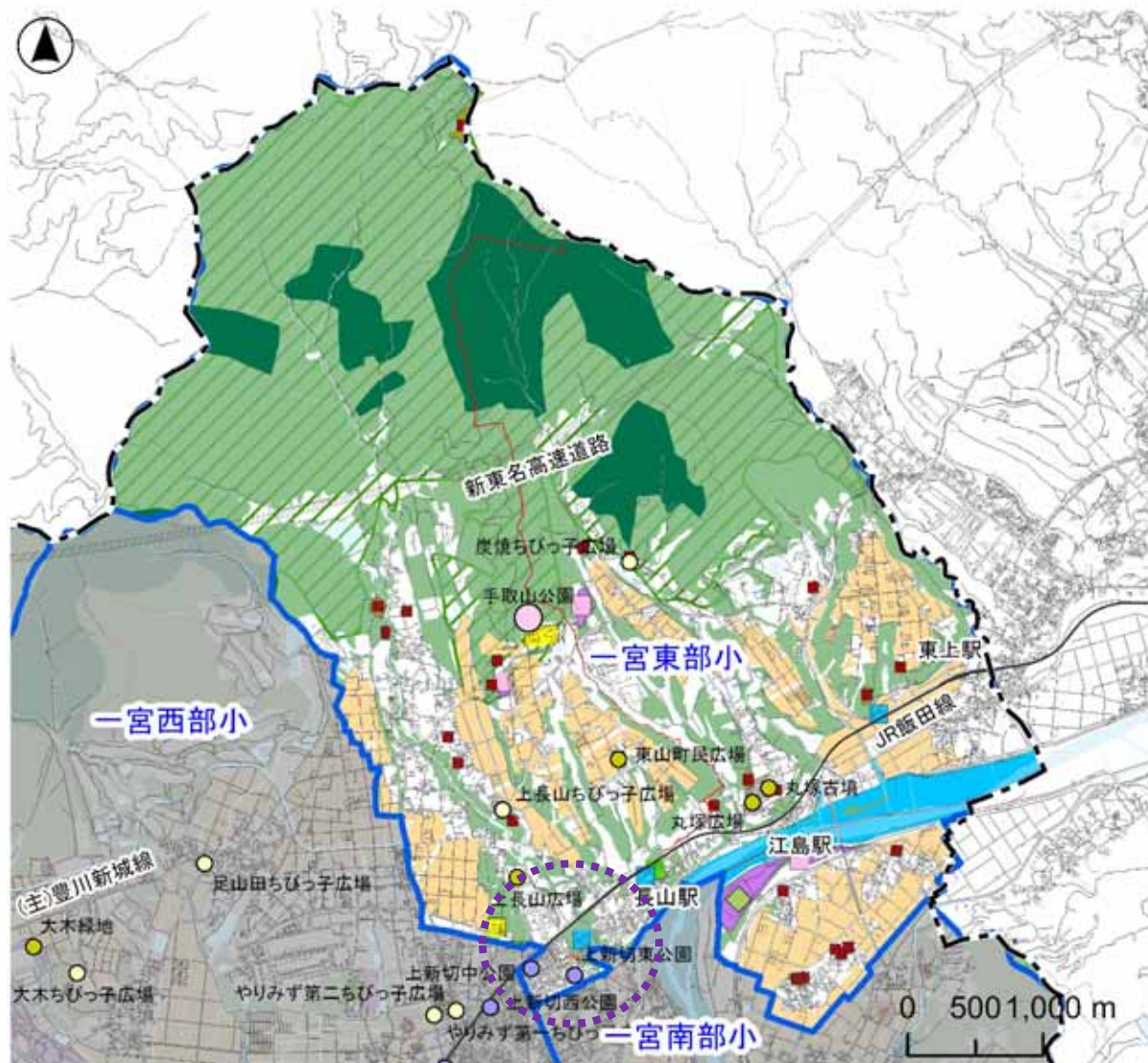
■一宮東部小学校区 公園再編方針

地区は、ほとんどが市街化調整区域にあり公園数は少ない。高齢者の占める割合も市内では高く、幅広い世代を対象とした公園整備が求められる。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、小学生以上が遊びやすい」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●ちびっ子広場等の機能特化や集約・統合 <ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代の利用が主体となる公園や公園誘致圏が重複しているちびっ子広場等は、コミュニティ型等への機能特化や集約・統合を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ●恵まれた自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> 地区のほとんどが市街化調整区域であり、公園が少ないため、自然環境や公共施設等の公園と類似する機能を有する施設を有効活用により公園機能の不足に対する補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●手取山公園の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 手取山公園は地区公園であるが、自然を活用した多機能型の体験型公園であり各種イベントなども開催されている。温浴施設とも隣接しており市東部の賑わい、健康増進の場として広域性を考慮し、利活用の推進を図る。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。

<一宮東部小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
上新切中公園	2,476	街区公園
上新切東公園	2,048	街区公園
手取山公園	48,008	地区公園
炭焼ちびっ子広場	383	ちびっ子広場
上長山ちびっ子広場	1,298	ちびっ子広場
丸塚古墳	155	緑地・広場
丸塚広場	384	緑地・広場
東山町民広場	785	緑地・広場
上長山広場	155	緑地・広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- あかいはね子どもの遊び場
- 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

6 一宮西部小学校区

■一宮西部小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	南東側の市街地は都市機能誘導区域、その他ほとんどが市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> 南東側の市街地は都市機能誘導区域であり、各公園には交流の場としての活用や、緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。 年少人口割合は市内で3番目に高いことから、街区公園では幼児向け遊具が多く整備されているが、将来の人口特性の変化に伴う利用への影響が懸念される。
維持管理 (アンケート)	公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	すべての公園を町内会で利用	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの公園で町内会により清掃活動等が行われているが、清掃活動が主体であり、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 公園の1人当たり面積は市平均以上であり、市街地では街区公園が密に配置されている。 アンケートの公園数の満足度では「多い・やや多い」との回答が多く、また隣接地区に大きな公園があることから量的な不足はない。
身近な小さな公園の1人当たり面積	2.8㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は 15公園/19公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が7割以上あり、公園が密に配置されている。 全体的に都市公園の利用者数は少ない。 都市公園のリピート率は市街化区域の北側と南側の公園は高く、中央部は低い。 同種の遊具がある公園が複数ある。 ちびっ子広場等の小さな公園が半数程度であり、利用者数や地域活動等の利用が少ない。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 2公園/12公園 リピート率 6公園/12公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、ちびっこ型9箇所、コミュニティ型4箇所	

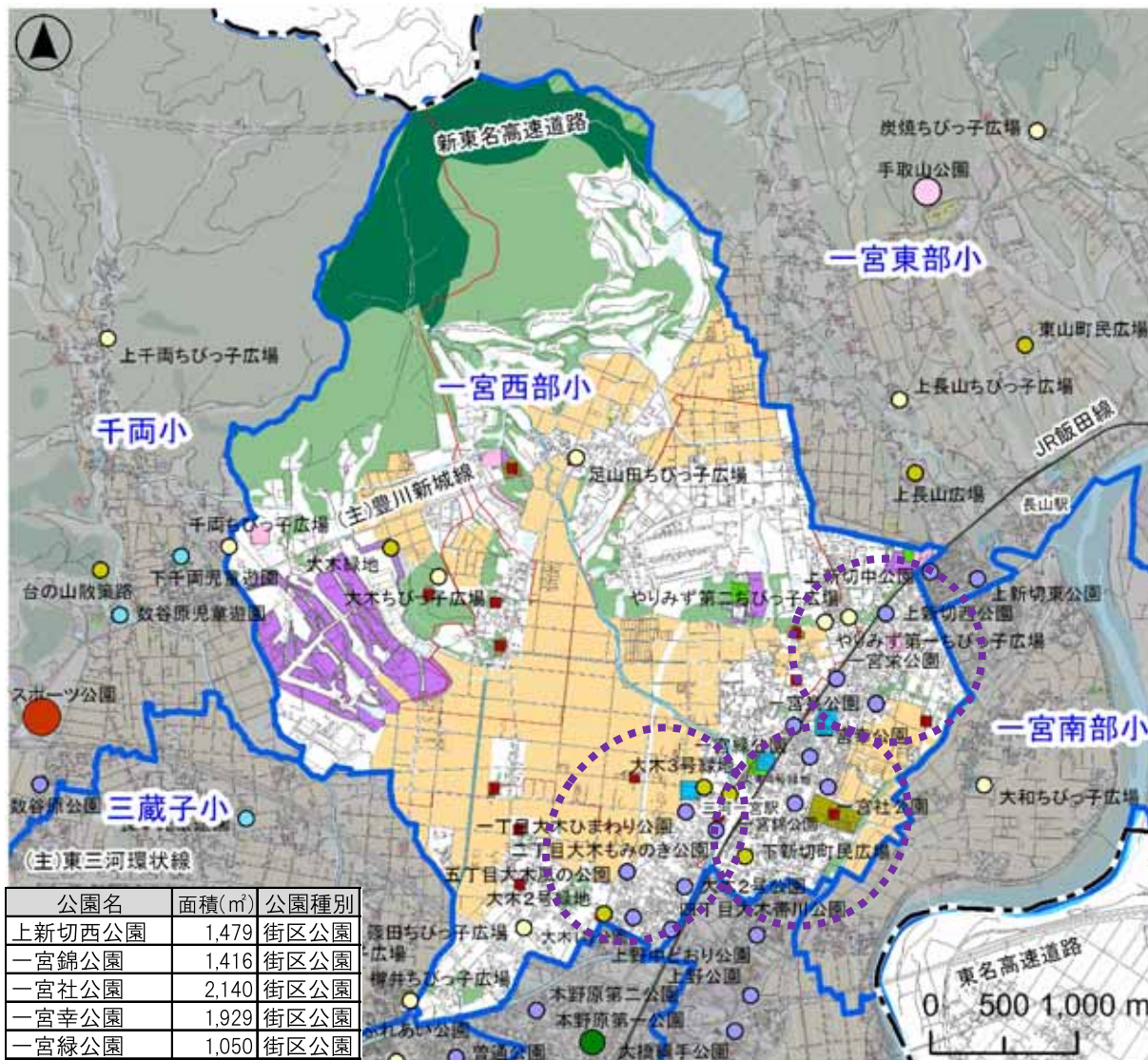
■一宮西部小学校区 公園再編方針

都市機能誘導区域では、土地区画整理事業により新しい公園が多い。公園誘致圏が重複して配置されている地区もみられるが、大きな公園は配置されていない。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。町内会の公園活動では、清掃活動がみられる程度であり、利活用の推進が求められている。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、健康づくり」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化や集約・統合 公園誘致圏が重複や同質の公園が近接している狭小な公園は、コミュニティ型等への機能特化や集約・統合を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 市街化調整区域は、人口密度が低く、利用も少ないが、地区の貴重な公共のオープンスペースであるため、現状維持又はコミュニティ型等への機能特化し、利用を図る。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の連携した活用 既設の公園は、公園ごとで施設の機能分担を行っており、今後は公園ネットワークを高め利用の充実を図る。 スポーツ系機能に関しては、隣接地区の近隣公園や公共施設等の公園機能と類似する施設を活用する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。 使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーの啓発を行う。

<一宮西部小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
上新切西公園	1,479	街区公園
一宮錦公園	1,416	街区公園
一宮社公園	2,140	街区公園
一宮幸公園	1,929	街区公園
一宮緑公園	1,050	街区公園
一宮栄公園	1,857	街区公園
一宮泉公園	2,399	街区公園
大木1号公園	1,733	街区公園
二丁目大木もみのき公園	2,378	街区公園
一丁目大木ひまわり公園	1,394	街区公園
五丁目大木風の公園	1,195	街区公園
四丁目大木帯川公園	1,408	街区公園
大木2号公園	1,237	街区公園
足山田ちびっ子広場	154	ちびっ子広場
大木ちびっ子広場	1,705	ちびっ子広場
篠田ちびっ子広場	1,132	ちびっ子広場
やりみず第一ちびっ子広場	300	ちびっ子広場
やりみず第二ちびっ子広場	175	ちびっ子広場
下新切町民広場	1,335	緑地・広場
大木緑地	11,144	緑地・広場
大木2号緑地	40	緑地・広場
大木3号緑地	30	緑地・広場
大木4号緑地	80	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

7 一宮南部小学校区

■一宮南部小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	地区のほとんどが市街化調整区域、西側の一部は居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度が低い市街化調整区域では、一定の公園配置のある隣接地区と連携した良好な集落環境が形成されている。 高齢化率は市内で5番目に高いことから、将来の人口特性の変化を見据えて、自然豊かな周辺環境を含めて健康づくり機能等のニーズへの対応が想定される。
維持管理 (アンケート)	公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	利用がある	<ul style="list-style-type: none"> 1つの町内会が各種イベントや清掃維持管理活動、防災活動、グラウンド・ゴルフ等に利用している。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 地区のほとんどが市街化調整区域であり、公園数は1箇所と少ない。 河川等の恵まれた自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設が立地している。 公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。 大和ちびっ子広場はイベント利用(大いちょうまつり)が可能な規模であり、地域交流の場として配置されている。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.0㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は0公園/1公園	
身近な小さな公園の公園利用者数	—	
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所	

■一宮南部小学校区 公園再編方針

地区のほとんどが市街化調整区域であり公園はちびっ子広場が1箇所だけであるが、豊川沿いのスポーツ広場や、一級河川豊川、広々とした農地等、緑に恵まれている環境にある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、小学生が遊びやすい、ボール遊び」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●恵まれた自然環境や公園機能と類似する施設による公園機能の補完 <ul style="list-style-type: none"> 地区はほとんどが市街化調整区域であり、既存の公園配置は維持しながら、地区の特性である豊かな自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用等により公園機能の不足に対する補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●既存公園、公園類似施設の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> 既設のちびっ子広場は、街区公園規模を有した公園であり、まとまった広がりがある子どもの遊び場となっている。公民館や保育園とも隣接しており、町内行事に活用する等、コミュニティ的な利用も考慮し利活用を推進する。 一級河川豊川の河川敷には、スポーツ広場等のグラウンドが配置されており管理者と連携をしながら、有効活用を図っていく。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 劣化がみられる遊具等については、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<一宮南部小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
大和ちびっ子広場	2,374	ちびっ子広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- あかいはね子どもの遊び場
- 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

8 牛久保小学校区

■牛久保小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	北側は居住誘導区域、南側は市街化調整区域で誘導区域の指定はない	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域のほとんどが居住誘導区域となっており、各公園には隣接地区と連携し、良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。市街化調整区域では、公共施設等の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。 公園施設量がやや少ないとの意見が多いが、将来の人口特性の変化や高齢化の進行を見据えて、多世代利用や健康づくり機能等のニーズへの対応が想定される。
維持管理（アンケート）	遊具等の劣化に関する意見が多い	50年以上経過した公園が半数程度あり、遊具等の劣化に関する意見が多い。
利活用（町内会利用調査）	4箇所の公園を町内会が利用	町内会活動利用は半分程度であり、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 公園の1人当たり面積は市平均程度である。 市街地では街区公園が密に配置されており、隣接地区の公園数も多く、量的な不足はない。 アンケートでは、公園までの距離がやや近いとの回答の割合が高い。 公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 都市公園の利用者数では、隣接地区の高見公園の利用者数は多いが、その他は少ない。都市公園リピート率も同様である。また、下長山公園では利用者数は少ないが、リピート率は高い。 同種の遊具がある公園が複数ある。
身近な小さな公園の1人当たり面積	2.6㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は3公園/7公園	
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 1公園/4公園 リピート率 2公園/4公園	
現況機能タイプ	わんぱく型4箇所、ちびっこ型3箇所	

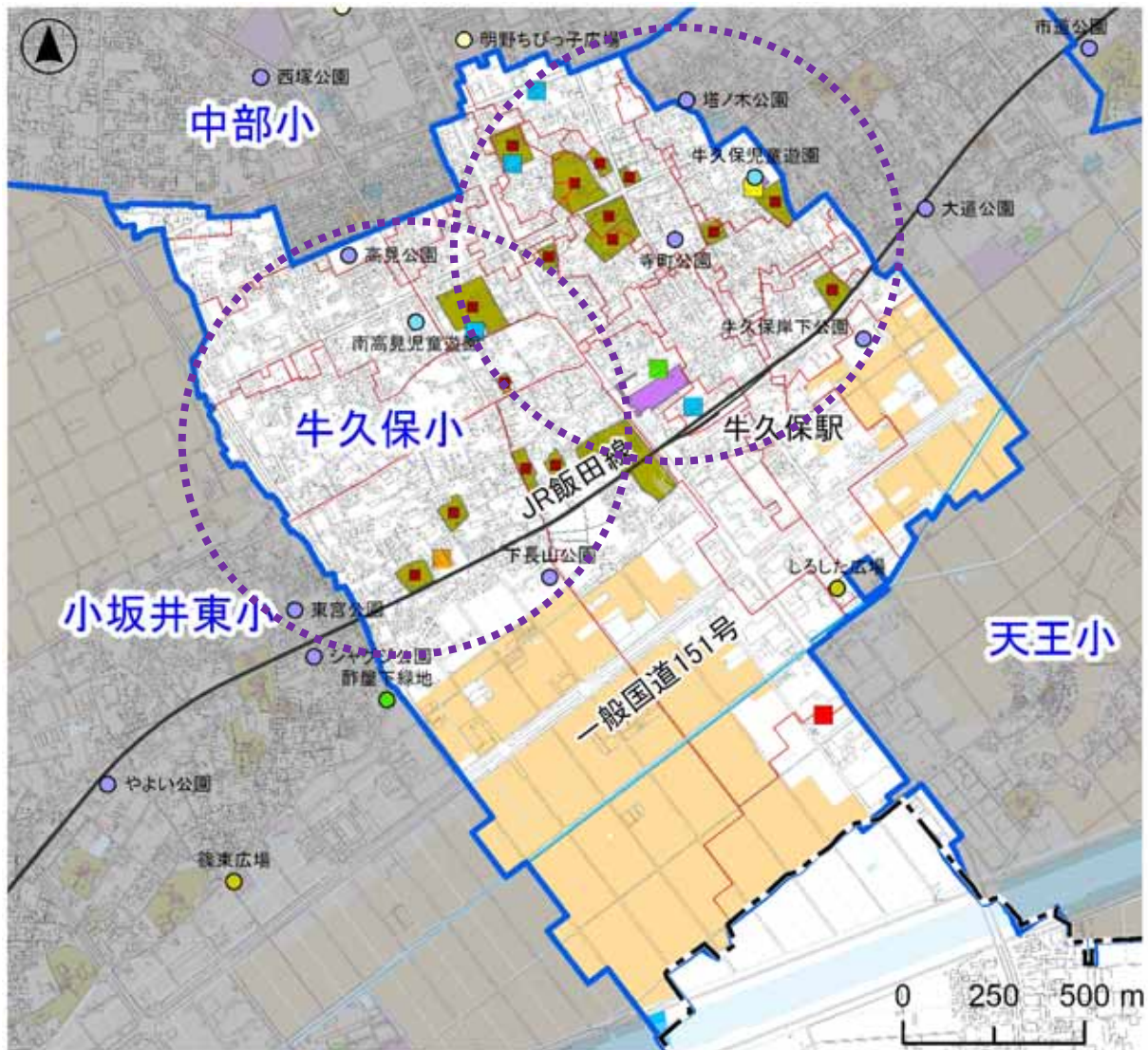
■牛久保小学校区 公園再編方針

地区北側は居住誘導区域であり、人口も多い。南側は市街化調整区域であり、広々とした農地が広がっている。高見公園は地区北側にある街区公園であるが、面積は比較的大きく、日常的な利用から町内会活動まで幅広く利用されている。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため、配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、小学生以上が遊びやすい」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化、集約・統合 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史性を有している公園は、コミュニティ型等への機能特化を検討する。 ・公園規模が小さく、公園誘致圏が重複している公園について集約・統合の検討を行う。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域に位置する公園を核とした賑わいと憩いの場の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の中心部にある公園は、貴重なオープンスペースであるため、まちの賑わいや憩い、子どもの遊び、災害時の活用等の利活用を推進する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 ・公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。 ・使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーを啓発する。

<牛久保小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
高見公園	4,780	街区公園
寺町公園	1,753	街区公園
下長山公園	2,701	街区公園
牛久保岸下公園	9,190	街区公園
南高見児童遊園	441	児童遊園
牛久保児童遊園	300	児童遊園
しろした広場	150	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

9 中部小学校区

■中部小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	ほとんどが都市機能誘導区域、南側は居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 市の中心部として、各公園には交流の場としての活用や、緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。 都市公園の利用者数・リピート率は一定の利用がみられるが、人口密度低下が予測されるため、人口特性の変化に伴う利用への影響が懸念される。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 50年以上経過した公園が半数程度あり、遊具等の劣化に関する意見が多い。利用状況に応じた維持管理の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	4箇所の公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園では祭り等の各種地域活動の利用がみられる。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	運動公園、近隣公園各1箇所、公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 身近な小さな公園の1人当たり公園面積は市平均以下である。 遊具等の身近な小さな公園機能を有する運動公園や隣接地区の公園があり、公共施設等の公園機能と類似する施設がある。 身近な小さな公園では、同種の遊具がある公園が複数ある。 200㎡程度の狭小な公園もあり、地域活動等の利用が少ない。 規模の小さな公園は利用方法が限られることによる利用者数の影響が想定される。 都市公園の利用者数、リピート率ともに、ほとんどの公園が市平均以上である。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.1㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は2公園/7公園	
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 5公園/5公園 リピート率 4公園/5公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、ちびっこ型2箇所	

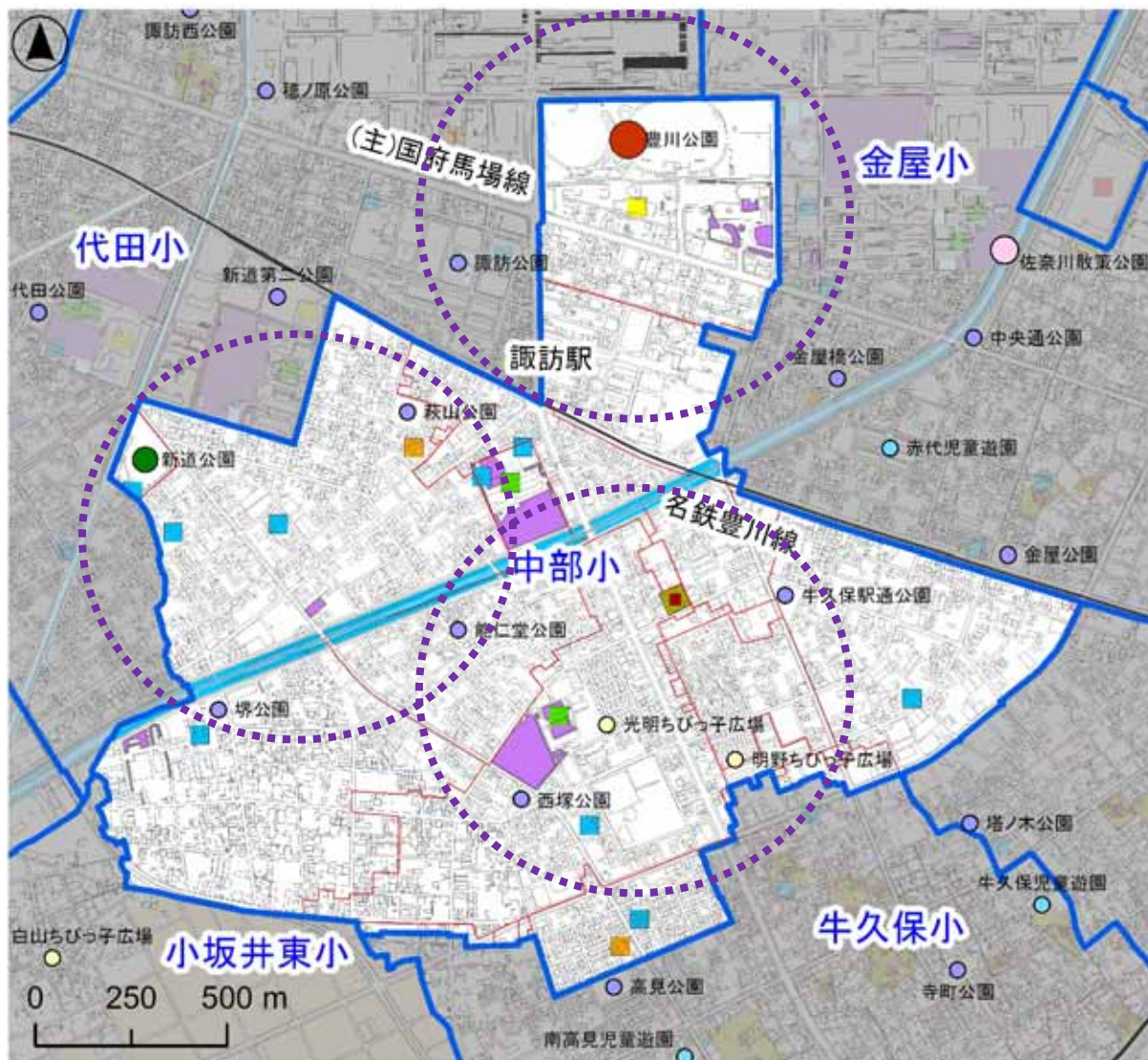
■中部小学校区 公園再編方針

市の中心部に位置し都市機能誘導区域を主とする地区で人口密度も高く、公園利用も多い地区である。北側には、インクルーシブな公園づくりを進めている都市基幹公園である豊川公園(運動公園)がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすく、自然を感じる、健康づくり」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化 <ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複がみられる公園は、公園機能の特性を踏まえコミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 年少人口割合が高い箇所は、ちびっこ型等の幼児向け機能の拡充を推進する。また、健康づくりニーズに応じた機能の拡充を検討する。 市街化区域内で公園が不足する箇所は、公園機能と類似する施設を活用し、公園機能の不足を補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●街区公園をレクリエーション、憩いの場として利活用推進 <ul style="list-style-type: none"> 地区内にバランスよく配置されている街区公園は各地区のレクリエーション、憩いの場として利活用の推進を図る。 名鉄豊川線より北側は身近な小さな公園の配置はないが、運動公園である豊川公園には身近な小さな公園機能を有した遊具広場があるため、活用していく。 佐奈川沿いの公園は散策ネットワークの拠点として、憩い、休憩の場として活用する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> 劣化がみられる遊具等については、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新に取り組む。 また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<中部小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
牛久保駅通公園	3,765	街区公園
西塚公園	1,785	街区公園
堺公園	2,049	街区公園
萩山公園	4,135	街区公園
能仁堂公園	1,430	街区公園
新道公園	16,802	近隣公園
豊川公園	126,217	運動公園
光明ちびっ子広場	391	ちびっ子広場
明野ちびっ子広場	191	ちびっ子広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

10 天王小学校区

■天王小学校区 公園の評価

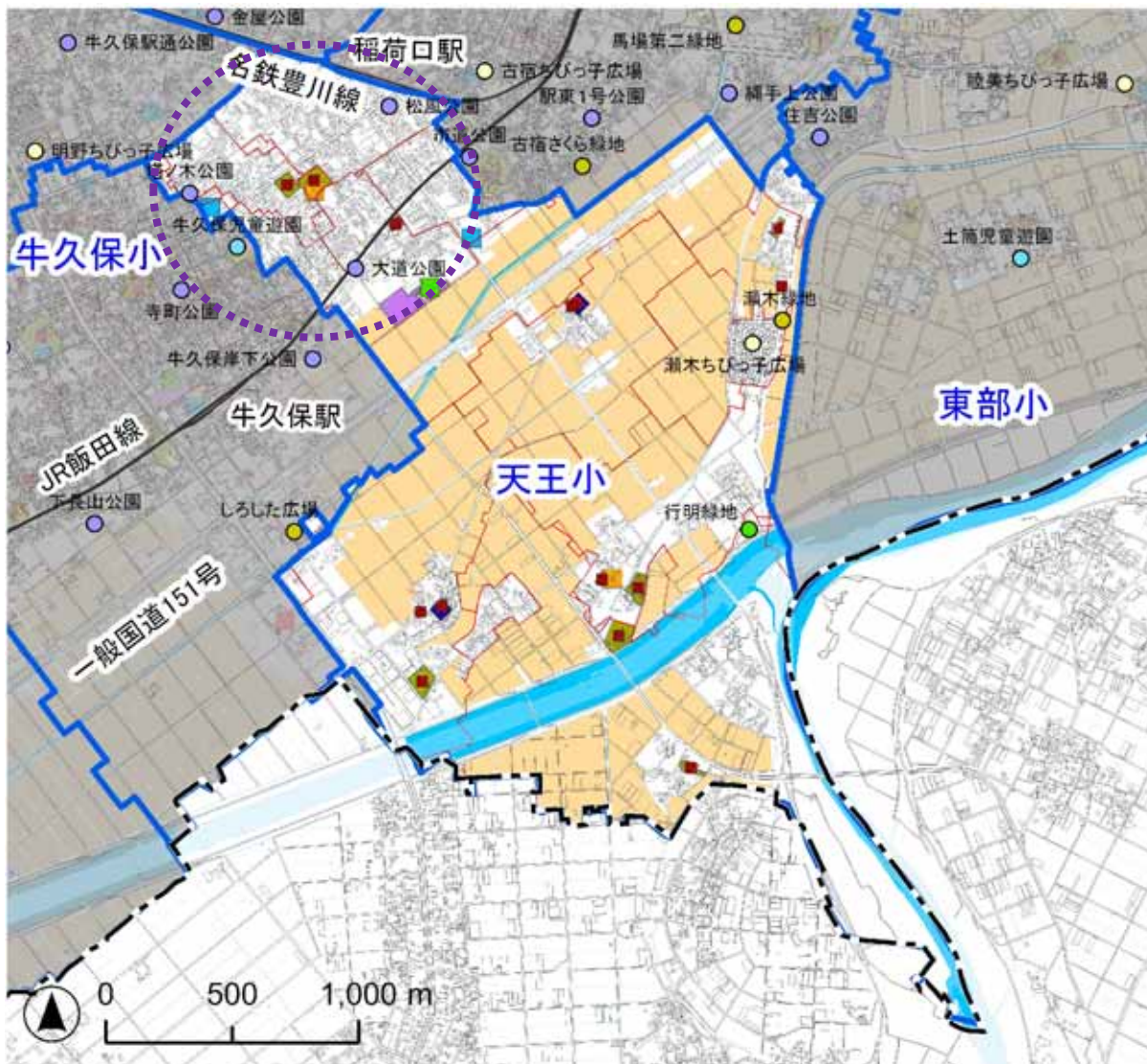
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	北側は居住誘導区域、その他は市街化調整区域で誘導区域の指定はない	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域のほとんどが居住誘導区域となっており、各公園には隣接地区と連携し、良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。 市街化調整区域では、自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。
維持管理 (アンケート)	雑草や樹木の管理不足、遊具・ベンチの老朽化に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草や樹木の管理不足、ベンチの老朽化に関する意見が多い。管理規模等の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	3箇所の公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> アンケートでは配偶者と公園を利用する、自然を楽しむ利用目的の割合が高い傾向にあり、多世代利用等のニーズへの対応が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側の市街地では街区公園が3箇所配置されている。 公共施設、あかいはね子どもの遊び場(社会福祉協議会管理)等の公園機能と類似する施設の立地があることや隣接地区に公園が多い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.5㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は0公園/5公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複率は低い。 都市公園の利用者数、リピート率はともに、すべて市平均より低い。 1,000㎡未満の街区公園、ちびっこ広場等の規模の小さい公園の利用者数は他公園に比べ少なく、地域活動等の利用も少ない。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/4公園 リピート率 0公園/4公園	
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所、ちびっこ型3箇所、コミュニティ型1箇所	

■天王小学校区 公園再編方針

地区北側は居住誘導区域、中央部から南側は市街化調整区域で、農地が広がり公園数は少ない。公園誘致圏の重複率は小さく、群による再編箇所はないが、利用向上に向けた検討が必要である。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすく、災害時対応、健康づくりに利用できる」との回答が多い。このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●多世代の利用に配慮した公園機能の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 多世代が楽しめるよう、コミュニティ型以外の公園においても休憩機能や緑陰機能に配慮した整備を行う。 ●公共施設等の公園機能と類似する施設の活用(市街化調整区域) <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域は人口密度が低く、公園利用も少ないが、自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用等により公園機能の不足に対する補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ系機能を含めた多目的広場での活動は、行明緑地又は隣接地区の公園を活用 <ul style="list-style-type: none"> 地区の街区公園は、面積が小さく運動ができる十分なスペースの確保が難しい。このため、多目的広場での活動は、南側に位置する行明緑地や隣接地区の公園を利用する。(牛久保岸下公園等)
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草対策や樹木の管理不足に対しては、住民ニーズに配慮した上で、適正な管理の規模、頻度、方法を行うとともに管理コストの縮減を検討する。

<天王小学校区 現況図>



公園名	面積(㎡)	公園種別
塔ノ木公園	1,480	街区公園
大道公園	713	街区公園
松風公園	1,352	街区公園
行明緑地	2,769	都市緑地
瀬木ちびっ子広場	808	ちびっ子広場
瀬木緑地	441	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

11 小坂井東小学校区

■小坂井東小学校区 公園の評価

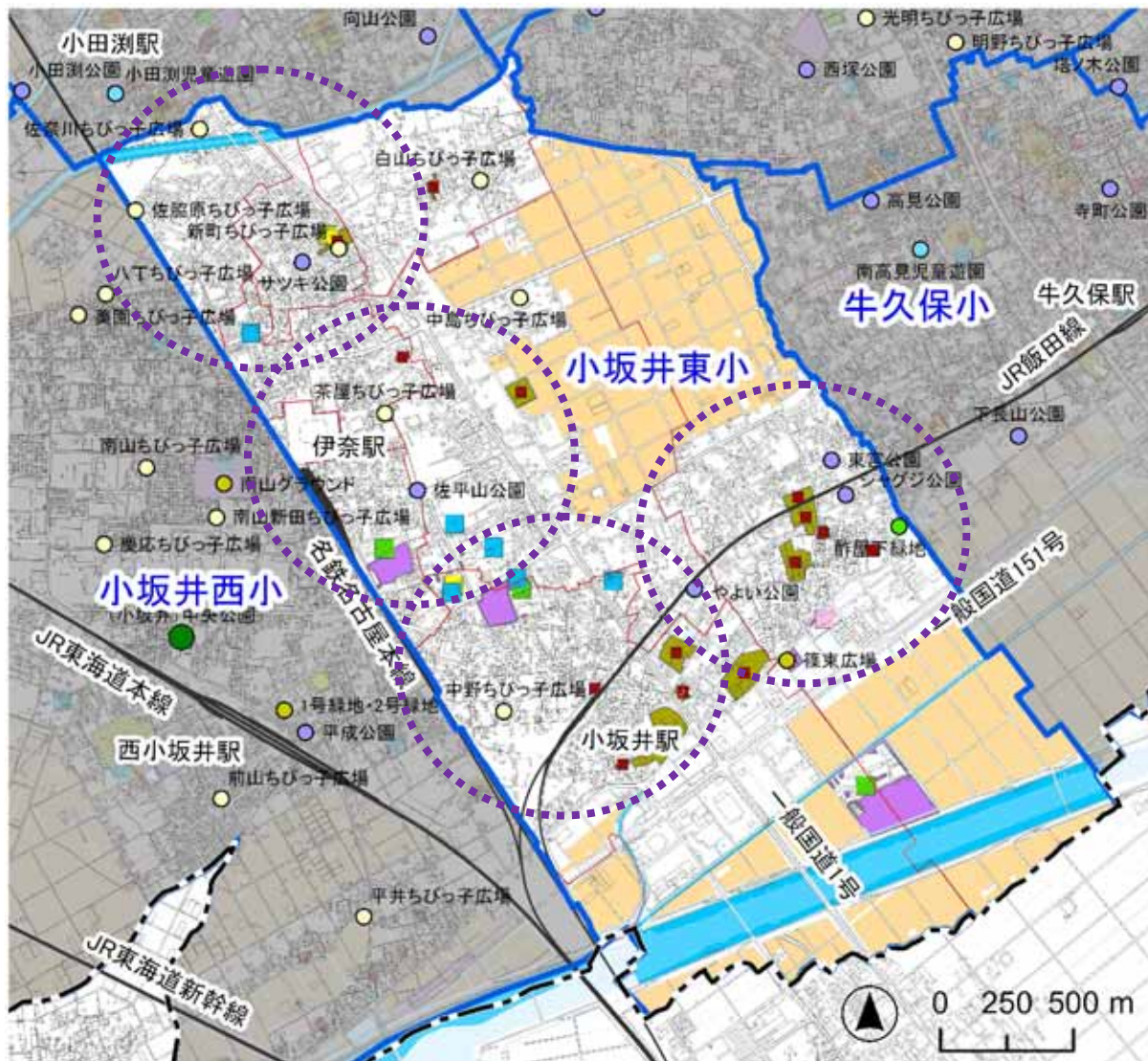
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	鉄道沿線に都市機能誘導区域と居住誘導区域があり、その他は市街化調整区域で誘導区域の指定はない	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の中央部は都市機能誘導区域であり、人口密度が比較的高い地区であるため、各公園には交流の場としての活用や緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。 人口密度低下が予測され、人口特性の変化に伴う利用への影響が懸念される。
維持管理 (アンケート)	雑草や樹木の管理不足の意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	各公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> 各種地域活動の利用は、公園によって利用状況に差があり、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園、都市緑地、ちびっ子広場の公園数は多いが、公園の1人当たり面積は市平均より低く、各公園の面積も小さな公園が多い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.3 m ² /人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は6公園/14公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複率 50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 都市公園の利用者数は、地区北側の一部で多い。 都市公園のリピート率は、ほとんどの公園で低い。 同種の遊具がある公園が複数ある。 アンケートでは公園の広さが狭いと意見が多い。 1,000 m²未満の街区公園やちびっ子広場等の規模の小さい公園の利用者数は他公園に比べ少ない。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 2公園/6公園 リピート率 1公園/6公園	
現況機能タイプ	わんぱく型2箇所、ちびっこ型11箇所、コミュニティ型1箇所	

■小坂井東小学校区 公園再編方針

名鉄名古屋本線とJR飯田線沿いに市街地が広がっている。公園数は多いが配置に偏りがある。また、小さな公園が多く、核となる大きな公園やスポーツができる公園はない。市街地の一部では公園が少なく、公園の類似機能を有した施設が周囲にない箇所もあるため、住環境の向上に向けて配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすく、災害時対応、健康づくり」との回答が多い。このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化、集約・統合、配置の見直し 公園誘致圏が重複している身近な小さな公園については、コミュニティ型等への機能特化や集約・統合を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 市街化区域内で公園が不足する箇所は、公園機能と類似する施設を活用し、公園機能の不足を補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツなど大きな公園が有している機能や公園配置が少ない地区は、隣接地区の公園や公園類似施設の有効活用を図る 地区には、大きな公園は配置されておらず、スポーツ機能等は隣接地区の近隣公園や公園機能が類似する施設を活用する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。 使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーを啓発する。

<小坂井東小学校区 現況図>



- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

12 小坂井西小学校区

■小坂井西小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	鉄道沿線は都市機能誘導区域、地区北側は一部居住誘導区域、東側は市街化調整区域で誘導区域の指定はない	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側の都市機能誘導区域は隣接地区と連携し、各公園には交流の場としての活用や、緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。 市街化調整区域では既存公園の他、自然環境を含め、学校等の公園類似施設が公園機能を補完している。
維持管理 (アンケート)	雑草や樹木の管理不足の意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	ほとんどの公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> アンケートでは一人で公園を利用する、散歩の利用目的の割合が高く、多世代利用等のニーズへの対応が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	近隣公園2箇所 公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側は市街化区域でちびっ子広場等の公園数は多いが、南側は市街化調整区域であるため公園数は少ない。 街区公園は1箇所、近隣公園は2箇所あり、1人当たり公園面積は市平均以上である。 市街化調整区域は、河川敷や学校等の公園機能と類似する施設が立地している。 市街化区域の内、JR 東海道本線と名鉄名古屋本線に挟まれている地区は公園誘致圏が重複している。 公園誘致圏の重複率は50%を超える公園が7割以上であり、公園が密に配置されている。 地区中央部にある(小坂井)中央公園は利用者数、リピート率が市平均以上であり、その他の都市公園では利用が少ない。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	2.9 m ² /人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は8公園/11公園	
身近な小さな公園 の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 1公園/3公園 リピート率 1公園/3公園	
現況機能タイプ	ちびっこ型9箇所、多機能型2箇所	

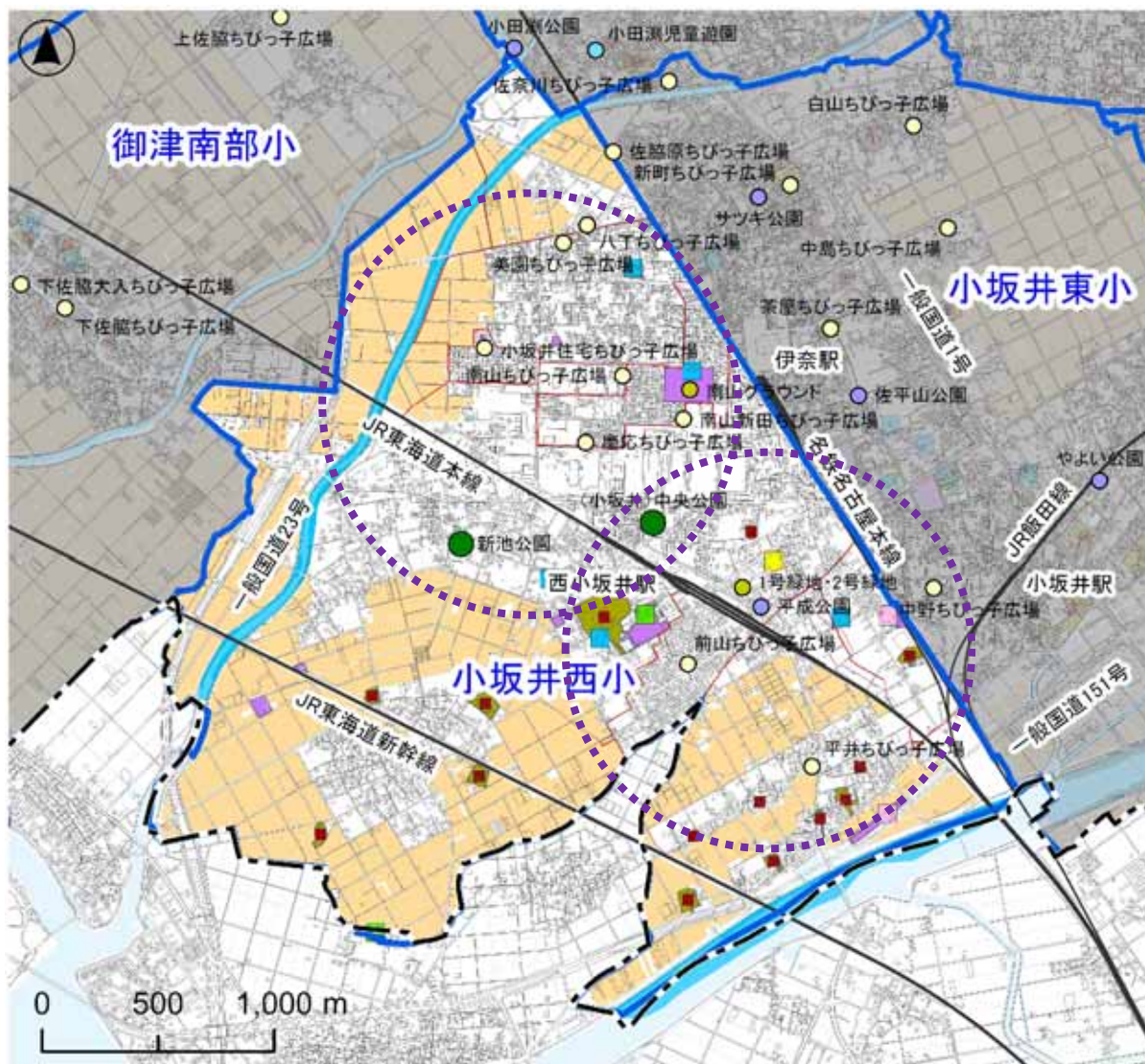
■小坂井西小学校区 公園再編方針

地区は、名鉄名古屋本線とJR東海道本線の両方の駅がある交通拠点である。人口密度は高く、駅周辺部は都市機能誘導区域に指定されている。地区の核となる公園は(小坂井)中央公園であり、その他は小さな公園が多く密に配置されている。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、災害時対応」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化や集約・統合 <ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏が重複している身近な小さな公園や狭小な公園について、コミュニティ型等への機能特化や集約・統合を検討する。 多世代の利用や災害時の活用を考慮した公園施設の配置や公園管理を行う。
②公園の利活用 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●2箇所の近隣公園や南山グラウンドを地区の賑わいの場、健康づくりの場として活用 <ul style="list-style-type: none"> (小坂井)中央公園は、広場や遊具等の施設が充実している。また、新池公園、南山グラウンドは、広いグラウンドが確保されており、健康づくりの拠点となっている。この公園以外は小さい面積の公園が多く、新池公園、南山グラウンドにより運動のニーズへの対応を図る。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。 使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーを啓発する。

<小坂井西小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
平成公園	1,000	街区公園
新池公園	17,711	近隣公園
(小坂井)中央公園	10,841	近隣公園
平井ちびっ子広場	641	ちびっ子広場
小坂井住宅ちびっ子広場	1,199	ちびっ子広場
慶応ちびっ子広場	790	ちびっ子広場
八丁ちびっ子広場	256	ちびっ子広場
前山ちびっ子広場	403	ちびっ子広場
美園ちびっ子広場	148	ちびっ子広場
南山ちびっ子広場	418	ちびっ子広場
南山新田ちびっ子広場	315	ちびっ子広場
1号緑地・2号緑地	70	緑地・広場
南山グラウンド	20,925	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

13 三蔵子小学校区

■三蔵子小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	市街化区域内はほとんどが居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地区南側の市街化区域のほとんどが居住誘導区域となっており、市内でも人口密度が高い地区であるため、隣接地区と連携し、各公園には良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。 ・市街化調整区域では、既存公園の他、自然環境を含め、公共施設等の類似施設が公園機能を補完している。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・経過年数が30年以上の公園が多く、遊具等の劣化に関する意見が多くみられ、利用状況に応じた維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	ほとんどの公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの公園で町内会活動として公園が利用されている。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の半分が市街化調整区域であるため公園数が少ない。 ・都市公園は1箇所であり、児童遊園等も少ないが、南側の隣接地区の公園数は多い。 ・公園誘致圏の重複率は低い。 ・都市公園は地区西側に1箇所あり、利用者数は少ないが、リピート率は高い。 ・利用しない割合が7割程度と高い。 ・1,000㎡未満の街区公園、児童遊園等の規模の小さい公園の利用者数は他公園に比べ少ない。
身近な小さな公園の1人当たり面積	0.3㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は0公園/6公園	
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/1公園 リピート率 1公園/1公園	
現況機能タイプ	ちびっこ型6箇所	

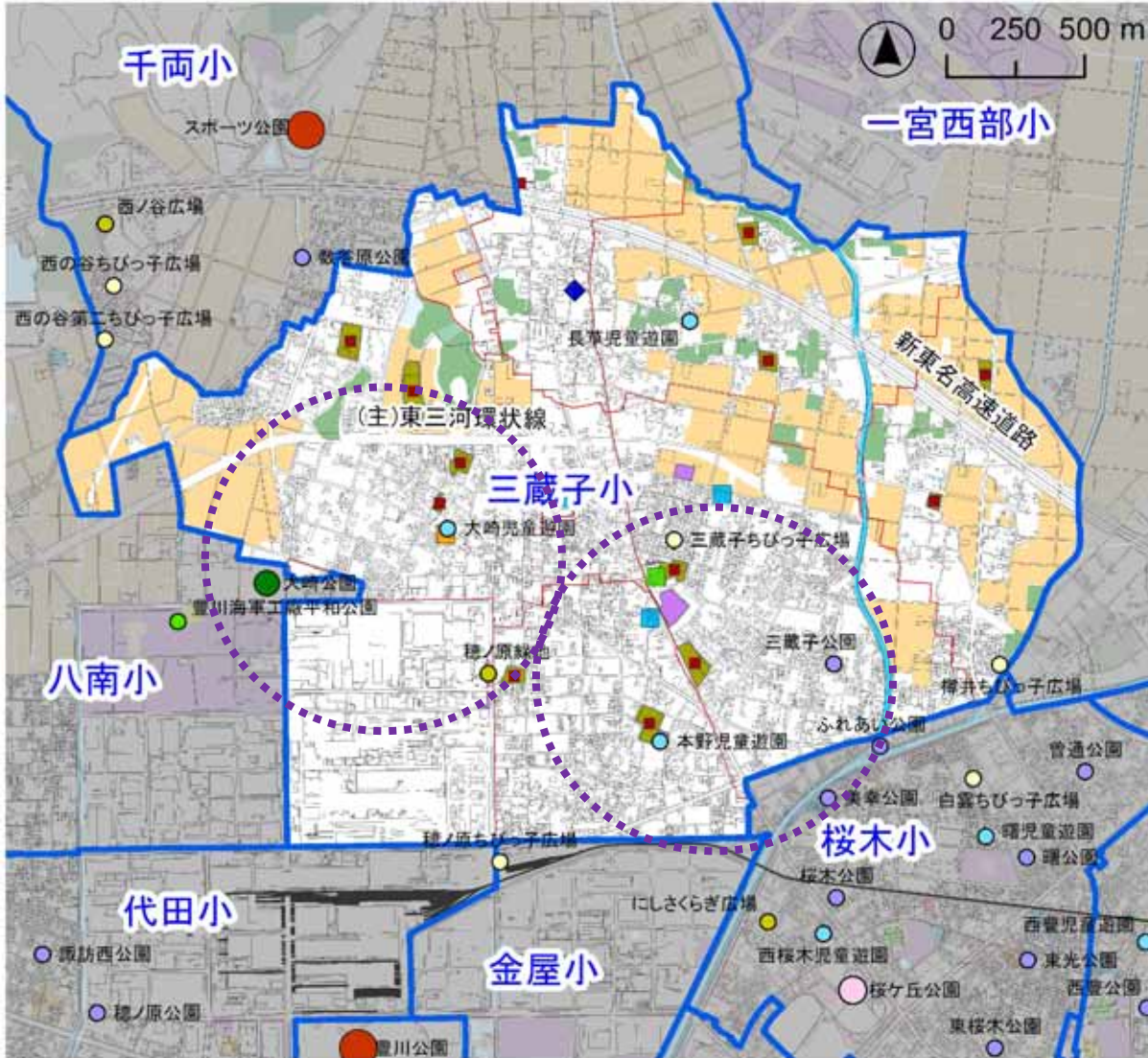
■三蔵子小学校区 公園再編方針

地区南側は居住誘導区域であるが、児童遊園やちびっこ広場がほとんどで、まとまった面積のある街区公園は1箇所だけである。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすく、災害時対応、健康づくりに利用できる」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な小さな公園を対象にコミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ●市街化調整区域の公園の継続利用 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域は、人口密度が低く公園利用頻度も低いが、町内会利用もされているため、地区の貴重な公共のオープンスペースとして現状機能を維持していく。 ・公園機能の不足に対しては、公共施設等の公園機能と類似する施設の活用、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●運動できる広場として、公共施設や隣接地区の公園の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地区には、大きな公園やボール遊びができる広さを有した街区公園は配置されていない。このため、グラウンドや隣接地区の大きな公園(スポーツ公園、大崎公園、桜ヶ丘公園等)と連携し、運動できる広場の不足を補う。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> ・劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<三蔵子小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
三蔵子公園	753	街区公園
大崎児童遊園	223	児童遊園
本野児童遊園	1,376	児童遊園
長草児童遊園	552	児童遊園
樽井ちびっ子広場	310	ちびっ子広場
三蔵子ちびっ子広場	235	ちびっ子広場
穂ノ原緑地	998	緑地・広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- あかいはね子どもの遊び場
- 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

14 千両小学校区

■千両小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	ほとんどが市街化調整区域で誘導区域指定はない	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。 ・高齢化率は市内で最も高いことから、将来の人口特性の変化を見据えて、自然豊かな周辺環境を含めて健康づくり機能等のニーズへの対応が想定される。
維持管理（アンケート）	雑草や樹木の管理不足との意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでは、公園を利用しない理由として雑草や樹木の管理不足との意見が多く、管理規模等の適正化の課題がある。
利活用（町内会利用調査）	ほとんどの公園が町内会活動あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの公園で町内会活動として公園が利用されている。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	運動公園1箇所 公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のほとんどが市街化調整区域であるため公園数は少ないが、公園の1人当たり面積は市平均以上である。 ・公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	5.0㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は3公園/9公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏の重複率は低い。 ・ちびっ子広場等の規模の小さな公園が多く、地域活動等の利用も少ない状況である。 ・身近な小さな都市公園は1箇所であり、利用者数は少ないが、リピート率は高い。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/1公園 リピート率 1公園/1公園	
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所、ちびっこ型6箇所、コミュニティ型2箇所	

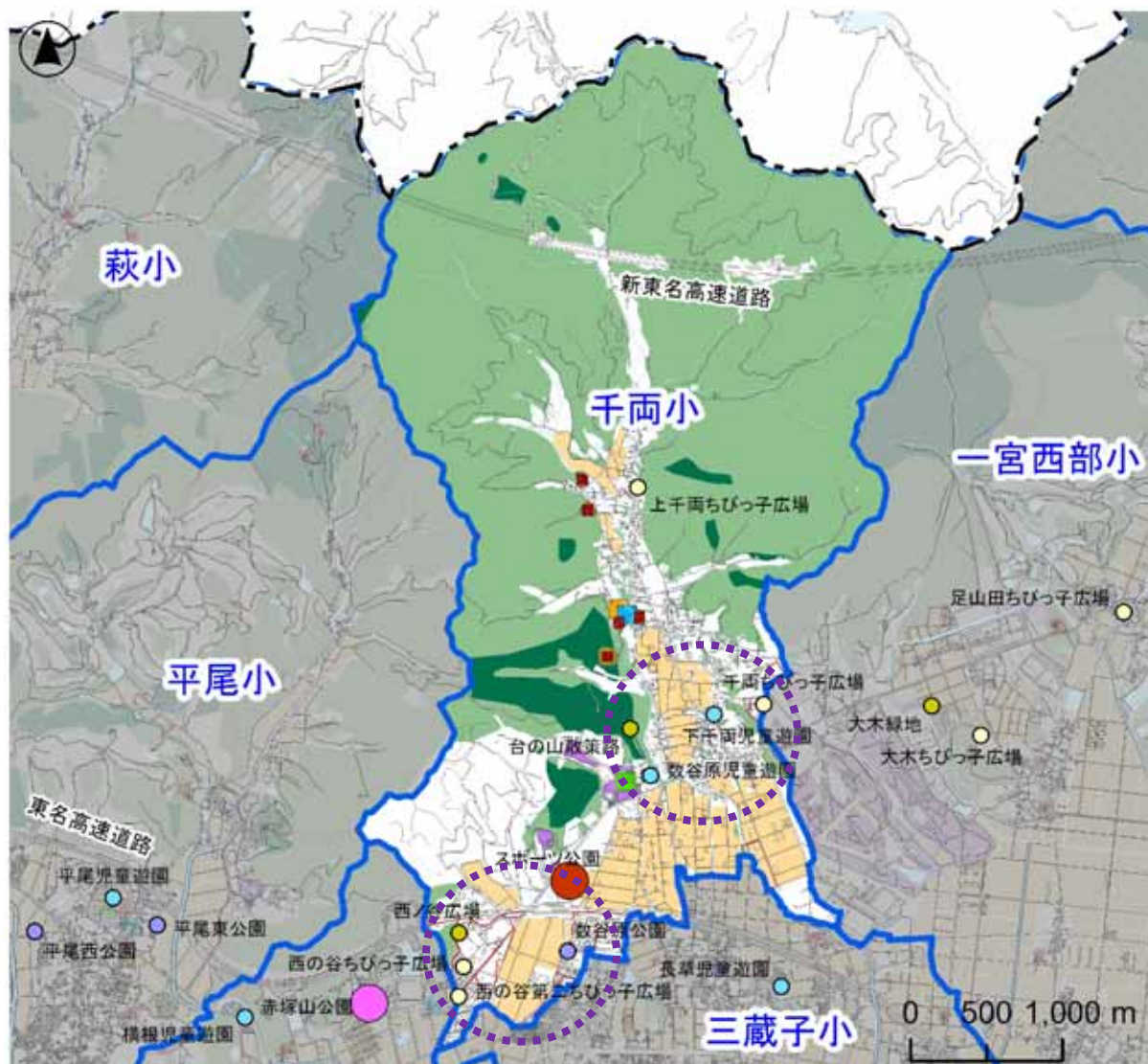
■千両小学校区 公園再編方針

ほとんどが市街化調整区域であり、都市公園は少ないが、都市基幹公園であるスポーツ公園や児童遊園等が整備されており、公園整備面積は市平均以上である。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、健康づくり」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域における公園の機能特化や集約・統合 ・市街化調整区域は、小規模な児童遊園の配置が中心である。高齢人口割合が高い地区でもあり、児童・幼児向けの公園からコミュニティ型等の公園への転換を考慮し再編や、配置の見直しを行う。 ・ボール遊びができる機能は地区の身近な小さな公園では限られるが、公共施設等の公園機能と類似する施設と連携を図り対応する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ公園を市全体の健康づくり拠点として利活用推進 ・スポーツ公園は市全域を対象としたスポーツに特化した公園であるが、複合遊具及び休憩施設等の利用者や、健康づくりの利用者も多く、市の拠点的な施設と併せて、遊具機能等身近な小さな公園機能を有した施設として一層の機能向上を図る。また、未開設区域は、社会情勢や周辺環境の変化を踏まえ、現状分析を行い、今後の事業化について検討する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 ・公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。

<千両小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
数谷原公園	2,363	街区公園
スポーツ公園	77,663	運動公園
数谷原児童遊園	560	児童遊園
下千両児童遊園	654	児童遊園
西の谷ちびっ子広場	812	ちびっ子広場
西の谷第二ちびっ子広場	366	ちびっ子広場
上千両ちびっ子広場	462	ちびっ子広場
千両ちびっ子広場	720	ちびっ子広場
西ノ谷広場	2,370	緑地・広場
台ノ山散策路	1,800	緑地・広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- ◆ あかいはね子どもの遊び場
- ◆ 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

15 八南小学校区

■八南小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	南側と西側に都市機能誘導区域と居住誘導区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・地区南側は都市機能誘導区域であり、各公園には賑わいや交流、憩いの場としての公園の活用や緑の保全、地区の核となる公園を中心に、周囲の公園や類似施設等が公園機能を補完する役割がある。 ・市街化調整区域では、自然環境や公共施設の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。
維持管理 (アンケート)	雑草や樹木の管理不足の意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	ほとんどの公園を町内会が利用	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動に関する不満、使い方の制約のため利用しにくいことへの意見が市平均より多く、柔軟な利用ルールの設定への対応についての課題がある。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	近隣公園、総合公園、都市緑地各1箇所、公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の1人当たり面積は市平均以下であるが、アンケートの公園広さや公園施設量の満足度は比較的高い。 ・市街化区域で公園配置が不足するエリアがある。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.8㎡/人	<ul style="list-style-type: none"> ・公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は3公園/9公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏の重複率は低い。 ・都市公園の利用者数はすべての公園で少ない。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/4公園 リピート率 3公園/4公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園のリピート率は地区西側の国府小学校区の隣接付近の公園は高い。 ・利用しない割合が7割程度と高い。
現況機能タイプ	わんぱく型4箇所、ちびっこ型5箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園やちびっ子広場等の規模の小さな公園が多い。 ・地域活動等の利用も少ない。

■八南小学校区 公園再編方針

市を代表する公園である赤塚山公園等の大きな公園が3箇所あり、住民の公園に対する満足度は高いが、身近な小さな公園の利用頻度は低く、市街化区域の東側では公園が不足しており、公園の類似機能を有した施設が周囲にない箇所もあるため、住環境の向上に向けて配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、健康づくり」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<p>●身近な小さな公園の機能特化、集約・統合、配置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏が重複している公園については、集約・統合を検討する。また、重複率は高くない場合でも、公園特性を考慮し現況の機能タイプからの機能見直しを行い、地区全体の公園機能の向上を図る。 ・市街地内で公園が不足する箇所は、公園と類似する機能を有する施設の有効活用等による公園機能の不足に対する補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<p>●赤塚山公園の地元校区として利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤塚山公園は市民が多く利用し、人気がある大きな公園であり、各種イベントも開催されている。レクリエーションや健康づくり、自然散策や公園活動への参加等、地域活動の場として活用していく。 <p>●身近な小さな公園の利活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動の場としての一層の公園活用を進めていく。
③公園の柔軟な管理運営	<p>●適正な公園の維持管理とコストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。 ・公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。 ・使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーを啓発する。

<八南小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
弥五郎第一公園	3,009	街区公園
弥五郎第二公園	7,791	街区公園
八幡上ノ蔵公園	2,670	街区公園
西赤土公園	2,670	街区公園
大崎公園	13,806	近隣公園
赤塚山公園	250,940	総合公園
豊川海軍工廠平和公園	29,633	都市緑地
八幡児童遊園	670	児童遊園
横根児童遊園	470	児童遊園
野口児童遊園	2,079	児童遊園
花ノ木ちびっ子広場	557	ちびっ子広場
新屋敷ちびっ子広場	150	ちびっ子広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- ◆ あかいはね子どもの遊び場
- ◆ 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

16 平尾小学校区

■平尾小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	市街化区域内はほとんどが居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域のほとんどが居住誘導区域となっており、隣接地区と連携し、各公園には良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。 市街化調整区域では、自然環境や公共施設等の公園機能と類似する施設が公園機能を補完している。
維持管理 (アンケート)	子ども向けや健康遊具等の不満の割合が高い	<ul style="list-style-type: none"> 年少人口割合は市内で最も高い地区であるが、アンケートにおいては子ども向け等の遊具への不満の回答が高く、子育て環境のニーズに応じた機能の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	町内会利用は1公園	<ul style="list-style-type: none"> 町内会活動で利用されている公園は少なく、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 市街地では街区公園が計画的に配置されており、アンケートの公園数の満足度では「やや多い」の回答の割合が比較的高い。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	2.8㎡/人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は1公園/5公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園誘致圏の重複率は低い。 都市公園の利用者数はすべての公園で少ない。 都市公園のリピート率は平尾南公園を除いて高い。 街区公園の利用者数は他公園に比べ少なく、地域活動等の利用も少ない状況である。
身近な小さな公園 の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/3公園 リピート率 2公園/3公園	
現況機能タイプ	わんぱく型3箇所、コミュニティ型1箇所	

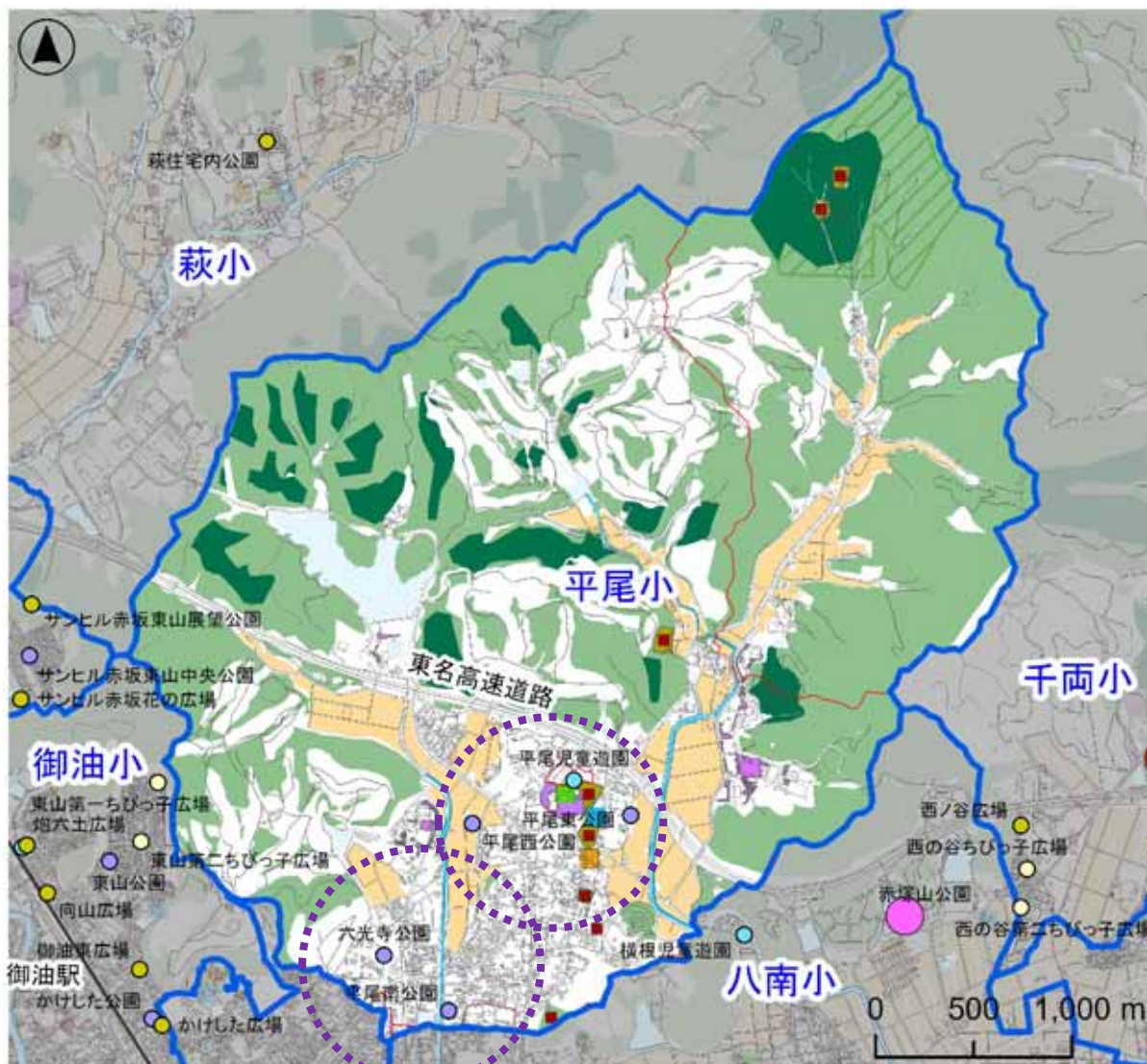
■平尾小学校区 公園再編方針

地区南側の一部が居住誘導区域であるが、大半は市街化調整区域となっており、公園誘致圏が重複している箇所は少ない。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、小学生以上が遊びやすい」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の継続利用 <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域は、人口密度が低く公園利用頻度も低いが、既存の公園は地区の貴重な公共のオープンスペースであり、現状機能を維持していく。
②公園の利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●街区公園を地区のレクリエーション、憩いの場として多目的に活用 <ul style="list-style-type: none"> 地区には、比較的規模が大きめの街区公園が分散配置されている。地区の中心施設として、運動、ボールや遊具遊び、憩いの場等、利活用を推進する。 ●幼児向け機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 年少人口割合は市内で最も高い地区であり、子育て環境に配慮し、ちびっこ型等の幼児向け機能の充実を図る。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> 劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<平尾小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
平尾西公園	3,137	街区公園
六光寺公園	2,670	街区公園
平尾南公園	2,671	街区公園
平尾東公園	3,089	街区公園
平尾児童遊園	867	児童遊園

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

17 桜町小学校区

■桜町小学校区 公園の評価

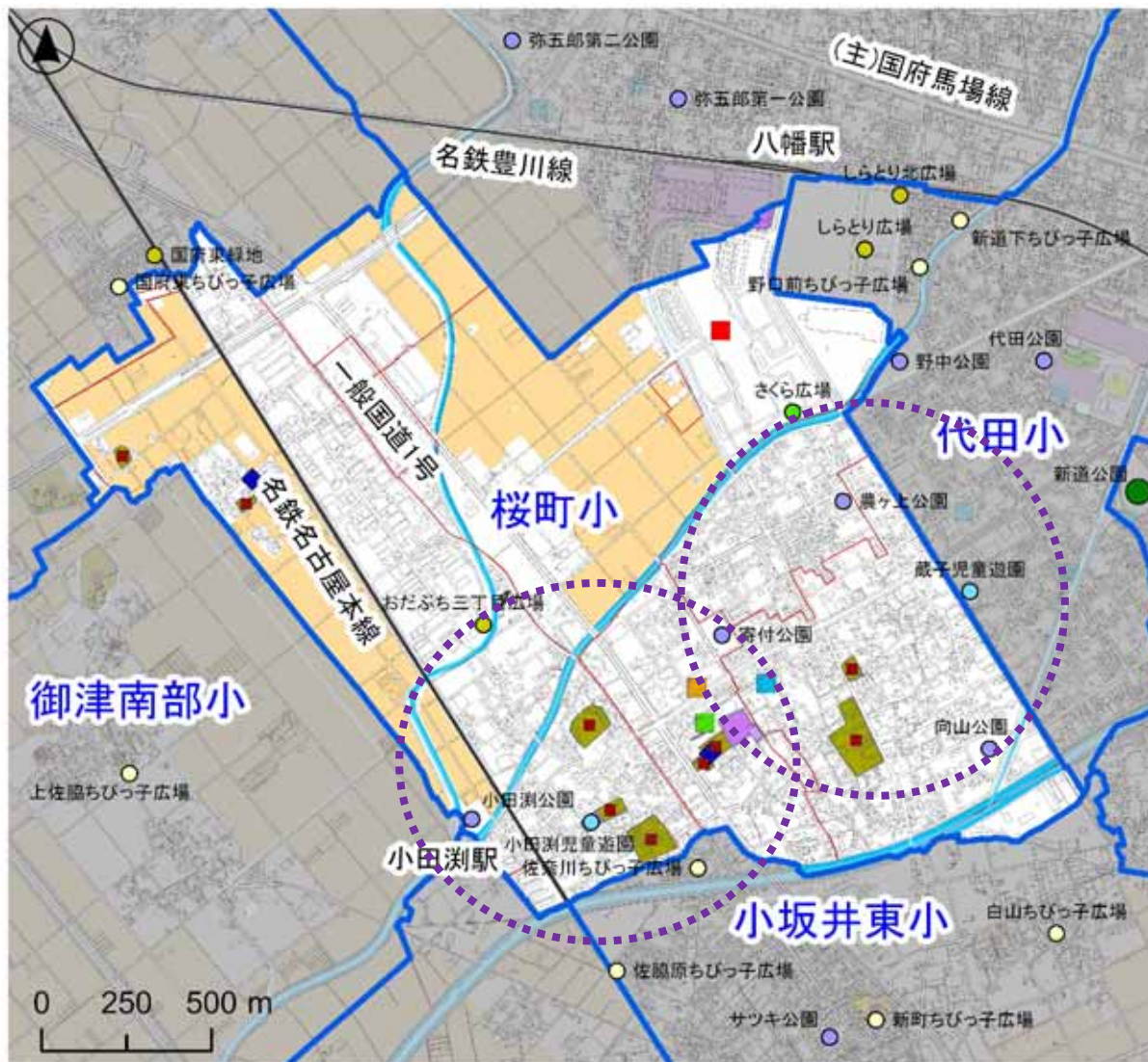
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	地区南側は居住誘導区域、北側は都市機能誘導区域と市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地区南側半分程度は居住誘導区域であり、防災活動や祭り等の各種地域活動の公園利用がみられる地区であるため、都市機能誘導区域との連携が図られている。 ・各公園には良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。 ・都市公園の利用者数・リピート率は一定の利用がみられる。将来の人口密度の低下の変化が予測され、人口変化に伴う利用への影響が懸念される。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に対する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具等の劣化に対する意見が多く、計画的な維持修繕の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	ほとんどの公園が町内会活動あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの公園で町内会活動として公園が利用されている。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的規模の大きい街区公園が3箇所と都市緑地が配置されている。
身近な小さな公園の1人当たり面積	3.9 m ² /人	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり公園面積は市平均以上であり、また隣接地区に比較的多くの公園もあることから量的な不足はない。
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は3公園/7公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 ・都市公園の利用者数、リピート率が市平均以上の公園は、地区全体に分散している。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 3公園/5公園 リピート率 3公園/5公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、ちびっこ型1箇所、コミュニティ型1箇所	

■桜町小学校区 公園再編方針

地区南側が居住誘導区域であり、住宅地の両側に佐奈川、白川が流れている。比較的広い面積の街区公園が3箇所あり、公園利用の核となっている。アンケートでは、公園に求める役割として「災害時対応、親子で遊びやすい、健康づくり」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化 <ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏が重複している公園については、コミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ●公共施設等の公園機能と類似する施設による公園が少ない箇所の補完 <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域の中央部は公園誘致圏に入らない地区があるが、公共施設等の公園機能と類似する施設の活用により補完する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●広い面積を有す街区公園3箇所を核とした良好な公園緑地空間の形成と利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地区には、比較的大きな面積を有する街区公園が3箇所あり、地区全体で現況機能を継続しつつ、地区のニーズに応じて公園機能の分担を図る。 ・佐奈川や白川沿いの公園は、川との連続性に配慮し、散策ネットワークを高めるようにする。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> ・劣化がみられる遊具等については、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの削減に配慮する。

<桜町小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
向山公園	6,858	街区公園
農ヶ上公園	2,402	街区公園
寄付公園	5,245	街区公園
小田測公園	4,377	街区公園
さくら広場	3,300	都市緑地
小田測児童遊園	1,570	児童遊園
おだぶち三丁目広場	156	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

■代田小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	都市機能誘導区域、居住誘導区域、工場地は指定なし	・地区北側は都市機能誘導区域であり、市内でも人口密度が高い。各公園には隣接地区と連携し、交流の場としての公園の活用や緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。
維持管理 (アンケート)	遊具やベンチの老朽化、使い方の制約のため利用しにくいことへの意見が多い	・遊具やベンチの老朽化の他、使い方の制約のため利用しにくいことへの意見が比較的市全体より多く、施設の更新推進や柔軟な利用ルールの設定への対応についての課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	町内会利用は半分程度	・一部の街区公園では各種地域活動の利用はあるが、それ以外の公園では利用が低い状況であり、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	・人口密度が高いこともあり、街区公園、児童遊園・ちびっ子広場・その他緑地が密に配置され、1人当たり公園面積は市平均以上である。また隣接地区の公園数も多い。 ・アンケートにおいて公園までの距離が近いとの回答が高いことから、量的な不足はない。
身近な小さな公園の1人当たり面積	3.2㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は5公園/11公園	・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 ・都市公園の利用者数は、地区西側の公園では平均以下である。 ・都市公園のリピート率は、地区中央部の公園を除いて平均以下であり、低い。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 4公園/6公園 リピート率 2公園/6公園	
現況機能タイプ	わんぱく型4箇所、ちびっこ型6箇所、コミュニティ型1箇所	

■代田小学校区 公園再編方針

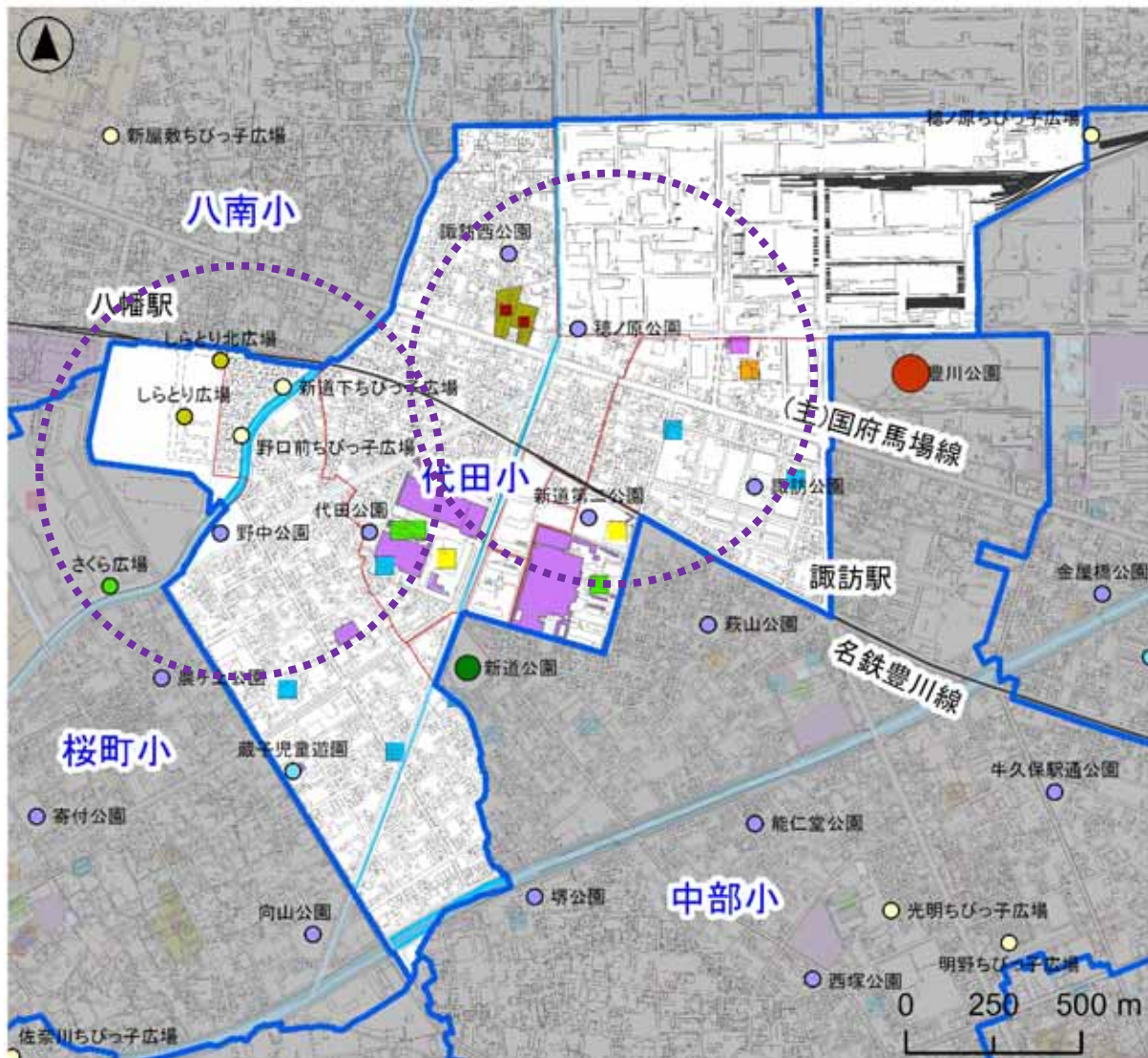
地区中央部は都市機能誘導区域にあり、人口密度は高い。地区西側には大規模商業施設がある。地区の核となる近隣公園は配置されていないが、街区公園は適正に配置されており、地区東側には運動公園である豊川公園がある。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。

アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、健康づくり」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<p>●狭小な公園が集積している地区における公園の機能特化や集約・統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡駅東側に 300㎡程度の4箇所のちびっ子広場等が集積している。年少人口割合が高い地区であるが公園の利用は少なく公園誘致圏も重複しており、配置の見直しを検討する。また、コミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。
②公園の利活用の推進	<p>●街区公園の利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内に街区公園が適正間隔で配置されており、親子での遊びや健康づくり、災害時の対応等、利活用を推進する。また、隣接地区にある公園の公園誘致圏が、地区にかかっているところも多く、利用の対象として活用していく。 ・白川沿いの公園は、散策ネットワークの拠点として活用できる位置にあり、憩い、休憩の場として利用推進する。 ・町内会に活用されていない公園が半分程度あり、活用の見直しを検討する。
③公園の柔軟な管理運営	<p>●適正な公園の維持管理とコストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る。 ・使いやすい公園となるように、公園ごとにルールを決めたり、マナーを啓発する。

<代田小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
代田公園	2,144	街区公園
野中公園	7,995	街区公園
新道第二公園	6,596	街区公園
諏訪公園	5,787	街区公園
諏訪西公園	1,251	街区公園
穂ノ原公園	1,351	街区公園
蔵平児童遊園	1,055	児童遊園
新道下ちびっ子広場	321	ちびっ子広場
野口前ちびっ子広場	335	ちびっ子広場
しらとり広場	334	緑地・広場
しらとり北広場	290	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

19 金屋小学校区

■金屋小学校区 公園の評価

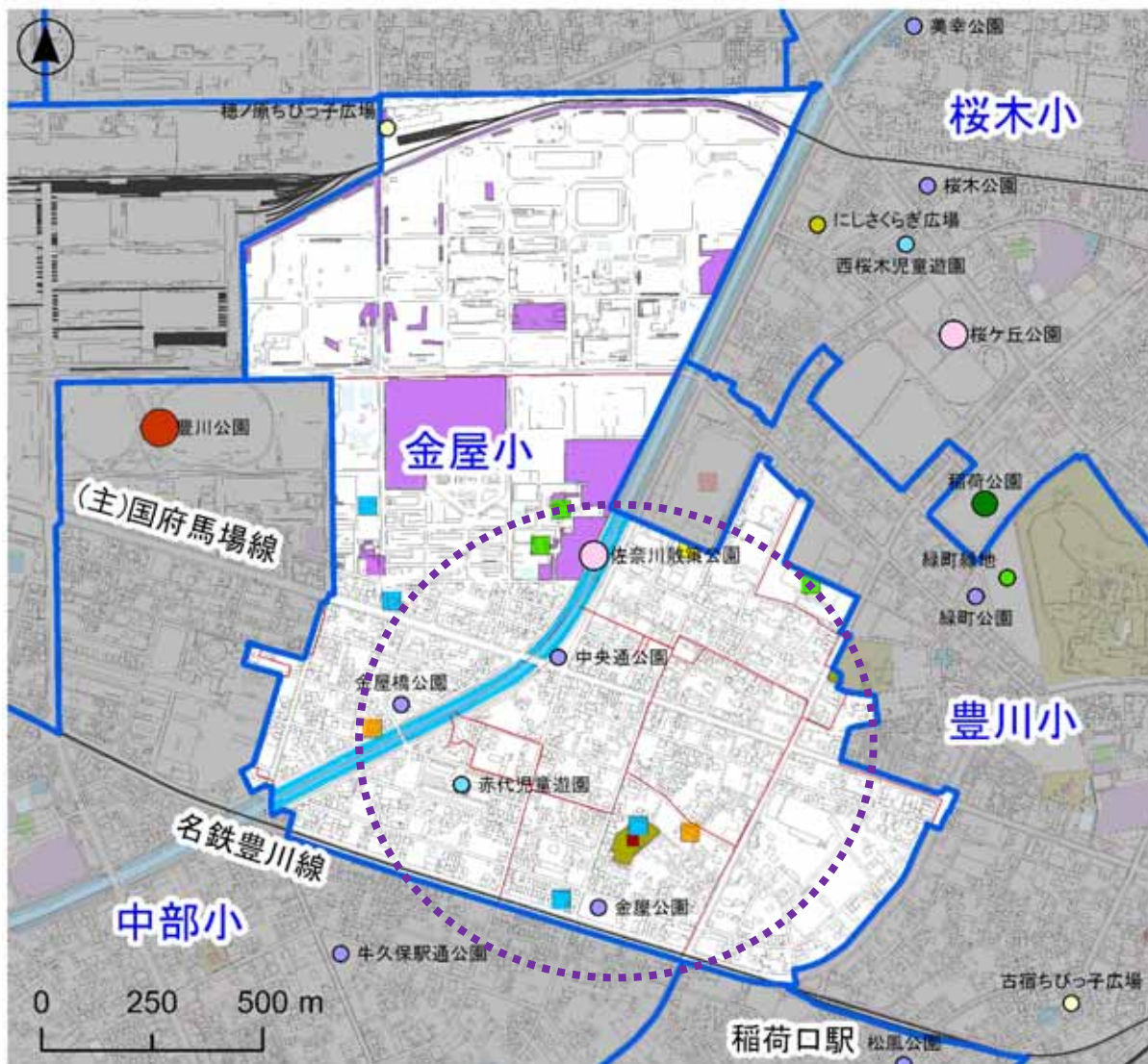
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	都市機能誘導区域 居住誘導区域	・都市機能誘導区域であり、市内でも人口密度が高い地区である。各公園には交流の場としての公園の活用や緑の保全、その周りの居住誘導区域では良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。
維持管理 (アンケート)	雑草や樹木の管理不足	・公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、管理規模等の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	すべての公園を町内会が利用	・佐奈川散策公園はまちの良好な自然景観を活かした散策型公園で多くの利用がみられ、アンケートでも散歩利用が多い。 ・祭り等の各種地域活動の利用がみられる。災害時の避難場所を望む意見が多い。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	地区公園1箇所、公共施設等の立地あり	・公園の1人当たり面積は市平均以下であるが、隣接地区の公園数は多い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	1.3㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率50%以上の公園数は2公園/5公園	・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 ・同種の遊具がある公園が複数ある。 ・1,000㎡未満の街区公園、児童遊園等の規模の小さい公園が多く、アンケートの公園の広さの満足度ではやや狭いとの回答が高い。 ・都市公園の利用者数はすべての公園で高い。 ・都市公園のリピート率は、地区南部の金屋公園以外は低い。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 3公園/3公園 リピート率 1公園/3公園	
現況機能タイプ	わんぱく型2箇所、ちびっこ型2箇所、コミュニティ型1箇所	

■金屋小学校区 公園再編方針

中心市街地に位置し、主要地方道国府馬場線周辺は都市機能誘導区域となっている。人口密度は高く、身近な小さな公園の利用者数もすべての公園が市平均以上である。また、佐奈川が地区の中央を流れており、佐奈川散策公園をはじめ、佐奈川沿いに公園が整備されている。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、健康づくり」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<p>●各公園の現状機能による機能特化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の公園は、バランスよく機能配置されており、どの公園も利用率が高く、現状機能により各公園の機能特化を進めていく。公園施設としては幼児向け遊具等が現状において少なく、遊具更新時には地区のニーズに配慮する。 ・大きなグラウンドがある公園は地区には少ないが、隣接する校区にある豊川公園や桜ヶ丘公園、稲荷公園等のグラウンドを活用し、スポーツ系機能に対応する。
②公園の利活用の推進	<p>●佐奈川沿いの緑と公園とのネットワーク充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐奈川は市街地を縦断し、緑の基本計画でも「川の緑」として骨格を形成する緑として位置づけられている。佐奈川沿いの公園は、散策ネットワークの拠点となるため、憩い、休憩の場として活用する。
③公園の柔軟な管理運営	<p>●適正な公園の維持管理とコストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。また、佐奈川沿いの緑はまちの景観要素として重要であることから景観面を考慮する。 ・公園遊具等の更新、見直し、タイプの差別化による魅力アップ、健康づくりに配慮した施設の検討や、公園施設改修を通して管理コストの縮減を図る

<金屋小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
中央通公園	926	街区公園
金屋橋公園	1,847	街区公園
金屋公園	3,203	街区公園
佐奈川散策公園	36,427	地区公園
赤代児童遊園	624	児童遊園
穂ノ原ちびっ子広場	700	ちびっ子広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- あかいはね子どもの遊び場
- 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

20 国府小学校区

■国府小学校区 公園の評価

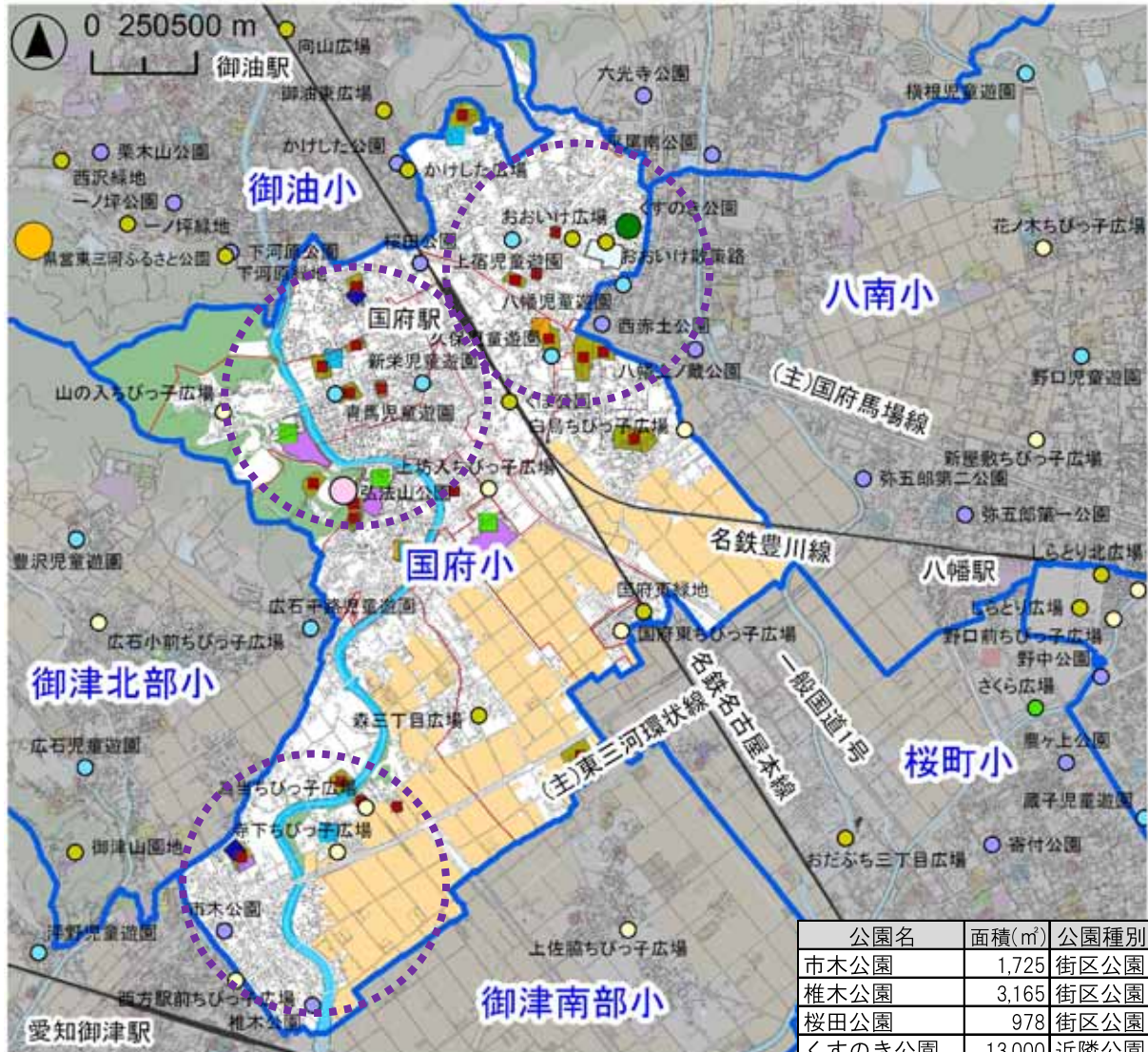
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	都市機能誘導区域 居住誘導区域	・都市機能誘導区域であり、市内でも人口密度が高い地区である。各公園には交流の場としての公園の活用や緑の保全、その周りの居住誘導区域では良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多い	・年少人口割合は市内で2番目に高い地区であり、アンケートではスポーツ活動等への不満や小学生以上が遊びやすい公園に対する意見が多くみられる。
利活用 (町内会利用調査)	ほとんどの公園を町内会が利用	・地区公園や近隣公園、一部の身近な小さい公園では各種地域活動の利用はあるが、それ以外の公園では清掃活動が中心で、利活用の推進が課題である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	近隣公園、地区公園各1箇所、公共施設等の立地あり	・地区東側は市街地整備と合わせ公園整備が進められ、隣接する八南小学校区内の近辺も含めると多くの公園が配置されている。
身近な小さな公園の1人当たり面積	2.2 m ² /人	・東側には三河国分尼寺跡史跡公園、西側には広域公園(県営)が立地しており、また公共施設等の公園機能と類似する施設が立地している。
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は7公園/18公園	・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が半分程度であり、一部では公園が密に配置されている。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 2公園/4公園 リピート率 2公園/4公園	・都市公園の利用者数は、地区南側の公園では平均以下であり、少ない。 ・都市公園のリピート率は、地区北側と南側の群に各1箇所平均以下の公園がある。
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所、ちびっこ型12箇所、コミュニティ型3箇所	・同種の遊具がある公園が複数ある。 ・1,000 m ² 未満の街区公園、児童遊園等の規模の小さい公園の利用者数は他公園に比べ少なく、地域活動等の利用も少ない状況である。

■国府小学校区 公園再編方針

地区の中心部は都市機能誘導区域であり、人口密度は高い。街区公園は少なく、児童遊園等が多く配置されている。このため、ボール遊び等を含むスポーツ活動に対する不満がみられる。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する公園が一部にあるため配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、小学生以上が遊びやすい、災害時対応」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<p>●身近な小さな公園の機能特化、集約・統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の市街地では、児童遊園程度の小さな公園の配置が多い。公園誘致圏が重複している身近な小さな公園については、コミュニティ型等への機能特化、集約・統合を行い、小さな面積を有効活用した空間構成とするとともに地区全体での公園機能の向上を図る。 ・公園機能の不足に対しては、公共施設等の公園機能と類似する施設の活用、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<p>●くすのき公園と弘法山公園を対象にアクティブな活動や賑わいの場としての利活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区は名鉄名古屋本線で分断されている。東側はくすのき公園、西側は弘法山公園を地区の核となる公園として各種イベントやアクティブなスポーツ活動、賑わいの場として利活用を推進する。 ・スポーツ活動への対応は、隣接する広域公園や運動ができる大きな公園間で連携を図っていく。
③公園の柔軟な管理運営	<p>●計画的な遊具等の更新と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<国府小学校区 現況図>



- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- あかいはね子どもの遊び場
- 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

公園名	面積(㎡)	公園種別
市木公園	1,725	街区公園
椎木公園	3,165	街区公園
桜田公園	978	街区公園
くすのき公園	13,000	近隣公園
弘法山公園	34,668	地区公園
青馬児童遊園	497	児童遊園
新栄児童遊園	992	児童遊園
上宿児童遊園	1,123	児童遊園
久保児童遊園	627	児童遊園
白鳥ちびっ子広場	167	ちびっ子広場
上坊ちびっ子広場	493	ちびっ子広場
寺下ちびっ子広場	244	ちびっ子広場
山のちびっ子広場	318	ちびっ子広場
為当ちびっ子広場	643	ちびっ子広場
国府東ちびっ子広場	629	ちびっ子広場
おおいけ散策路	3,558	緑地・広場
おおいけ広場	150	緑地・広場
森三丁目広場	327	緑地・広場
国府東緑地	1,328	緑地・広場
くぼ公園	238	緑地・広場

21 御油小学校区

■御油小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	都市機能誘導区域 居住誘導区域	・地区の都市機能誘導区域は隣接地区と連携し、交流の場としての公園の活用や緑の保全、その周りの居住誘導区域では良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。
維持管理 (アンケート)	雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い	・公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多い。管理規模等の適正化の課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	町内会利用は半分程度	・ちびっこ広場やその他緑地では地域活動等の利用が少なく、200㎡程度の狭小な公園もみられる。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	県営公園、都市緑地各1箇所、公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・県営東三河ふるさと公園や御油松並木公園の他、比較的規模の大きな街区公園が配置されている。 ・公園の1人当たり面積は市平均程度である。
身近な小さな公園の1人当たり面積	2.2㎡/人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は7公園/13公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が大半を占めており、一部では公園が密に配置されている。 ・都市公園の利用者数が多い公園は分散している。 ・都市公園のリピート率は、地区南側では高いがそれ以外は低い。 ・同種の遊具がある公園が複数ある。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 2公園/5公園 リピート率 3公園/5公園	
現況機能タイプ	わんぱく型5箇所、ちびっこ型5箇所、コミュニティ型3箇所	

■御油小学校区 公園再編方針

地区は、県営東三河ふるさと公園があり、旧東海道の松並木や市街地に音羽川が流れる等、歴史と自然景観に恵まれた地区である。人口密度は高く、南側は都市機能誘導区域に指定されている。公園は、音羽川沿いの市街地には少なく、周辺部の住宅地に多く配置され、地区によって偏りがある。公園規模が小さく、公園誘致圏が重複する地区がある一方、公園が少なく、公園の類似機能を有した施設が周囲にない箇所もあるため、住環境の向上に向けて配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、災害時対応、小学生以上が遊びやすい」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化、集約・統合・配置見直し ・住宅地内では身近な小さな公園を対象にコミュニティ型等への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ・狭小で公園誘致圏が重複する公園については、集約・統合により、公園利用の適正化を図る。 ・市街地内で公園が不足する箇所は、公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用等による補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●旧東海道や音羽川を軸に公園や緑地を結ぶ緑地ネットワークの形成 ・御油松並木公園を拠点として旧東海道や音羽川を軸とした緑地ネットワークを形成し、歴史と自然景観に恵まれた当地区にふさわしい緑地機能の向上や、賑わいの場としての活用を推進する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。また、音羽川沿いの緑はまちの景観要素として重要であることから景観面を考慮する。

<御油小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
下河原公園	2,500	街区公園
一ノ坪公園	5,000	街区公園
栗木山公園	1,500	街区公園
かけした公園	2,560	街区公園
東山公園	2,701	街区公園
御油松並木公園	17,789	都市緑地
御油児童遊園	623	児童遊園
東沢児童遊園	710	児童遊園
東山第一ちびっ子広場	258	ちびっ子広場
東山第二ちびっ子広場	472	ちびっ子広場
御油東広場	2,860	緑地・広場
炮六土広場	207	緑地・広場
かけした広場	375	緑地・広場
筑前ヶ谷広場	370	緑地・広場
西沢緑地	1,099	緑地・広場
一ノ坪緑地	1,800	緑地・広場
下河原緑地	2,382	緑地・広場
向山広場	511	緑地・広場
県営東三河ふるさと公園	—	広域公園

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

22 萩小学校区

■萩小学校区 公園の評価

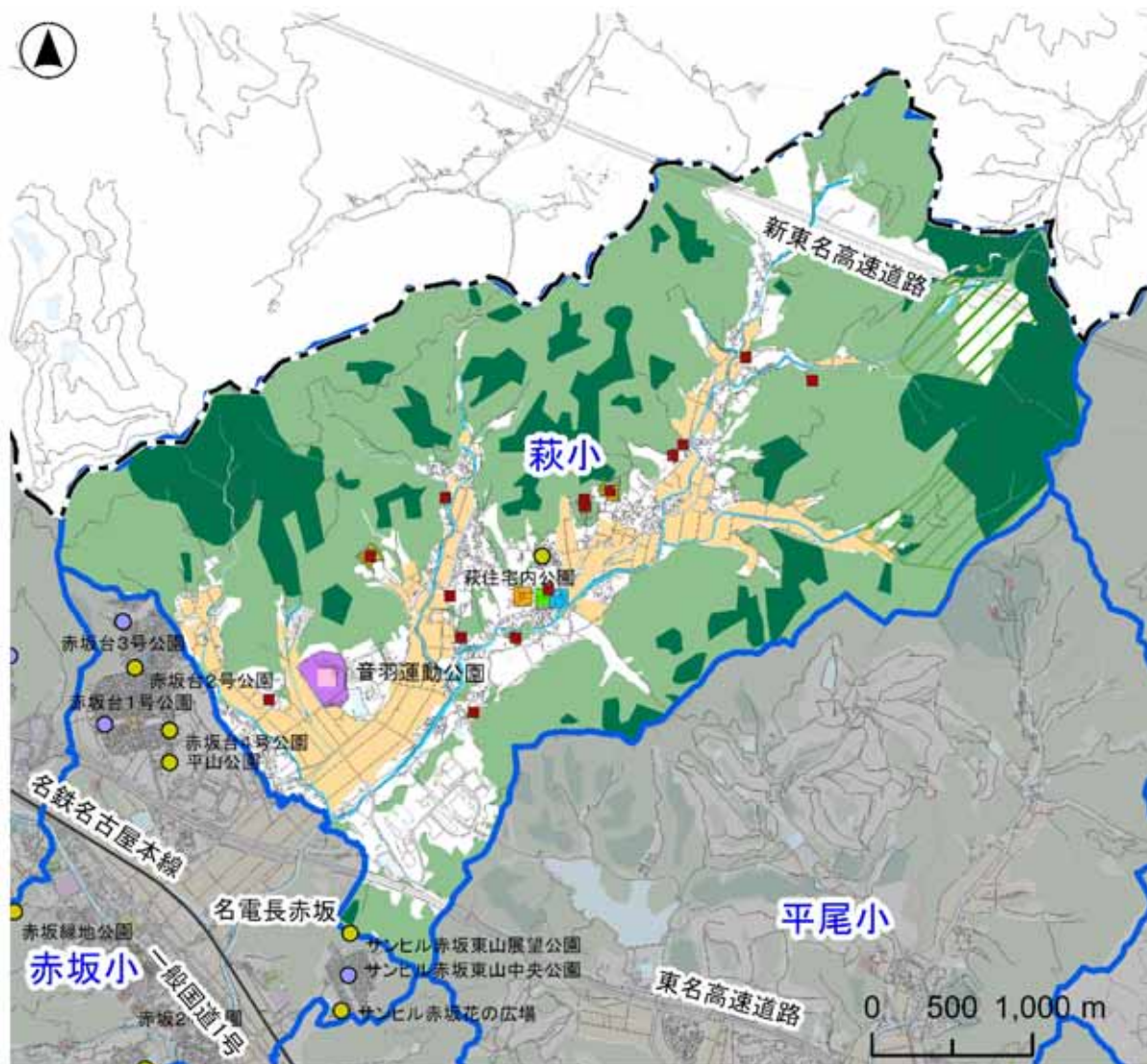
項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	市街化調整区域であり、誘導区域の指定はなし	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度が低い市街化調整区域では、一定の公園配置のある市街化区域の隣接地区と一体として良好な集落環境が形成されている。 高齢化率は市内で2番目に高いことから、将来の人口特性の変化を見据えて、自然豊かな周辺環境を含めて健康づくり機能等のニーズへの対応が想定される。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 遊具等の劣化に関する意見が多くみられ、利用状況に応じた維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	—	—
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 地区のほとんどが市街化調整区域であり、その他緑地の1箇所と公園数は少ないが、音羽運動公園（スポーツ施設）等の公園機能と類似する施設が立地している。 公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。 萩住宅内公園は小さく、幼児向け機能であるため利用方法が限られている。
身近な小さな公園の1人当たり面積	0.2 m ² /人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は0公園/1公園	
身近な小さな公園の公園利用者数	—	
現況機能タイプ	ちびっこ型1箇所	

■萩小学校区 公園再編方針

地区のほとんどが市街化調整区域であり、高齢化率は高い。公園は緑地・広場等が1箇所ある。地区南側には、音羽運動公園（スポーツ施設）があり、各種スポーツに利用されている。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、災害時対応できる」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域における公園の再編 <ul style="list-style-type: none"> 地区の公園は萩住宅内公園1箇所である。公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用等による公園機能の不足に対する補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●類似機能を有している施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> 各地区に分布する自然環境や公共施設は、憩いの場としての利用ができ、公園機能を補完する施設として活用する。 地区南側に音羽運動公園（スポーツ施設）があり、各種スポーツ活動の場として利用されている。スポーツの他、キャンプ・バーベキュー等のスペースも配置されており、住民の憩い、交流の場、学校団体等の野外活動の場として利活用を推進する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> 劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<萩小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
萩住宅内公園	260	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

23 長沢小学校区

■長沢小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	居住誘導区域 その他は市街化調整区域で誘導区域の指定はない。	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は居住誘導区域内にあり、各公園には隣接地区と連携し、良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。 人口密度が低い市街化調整区域では、一定の公園配置のある市街化区域の隣接地区と一体として良好な集落環境が形成されている。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> 遊具等の劣化に関する意見が多くみられ、利用状況に応じた維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	すべての公園を町内会で利用	<ul style="list-style-type: none"> 各公園とも活動内容は清掃活動である。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> 公園の1人当たり面積は市平均程度であり、隣接地区の公園や河川等の自然環境、公共施設等の公園機能と類似する施設が立地している。 公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	2.5 m ² /人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は0公園/3公園	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側にある住宅団地内の公園では、公園機能や規模に偏りはない。 都市公園の利用者数はすべて市平均以下である。 都市公園のリピート率は、グリーンヒル中公園は高く、グリーンヒル北公園は低い。
身近な小さな公園の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 0公園/2公園 リピート率 1公園/2公園	
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所、コミュニティ型2箇所	

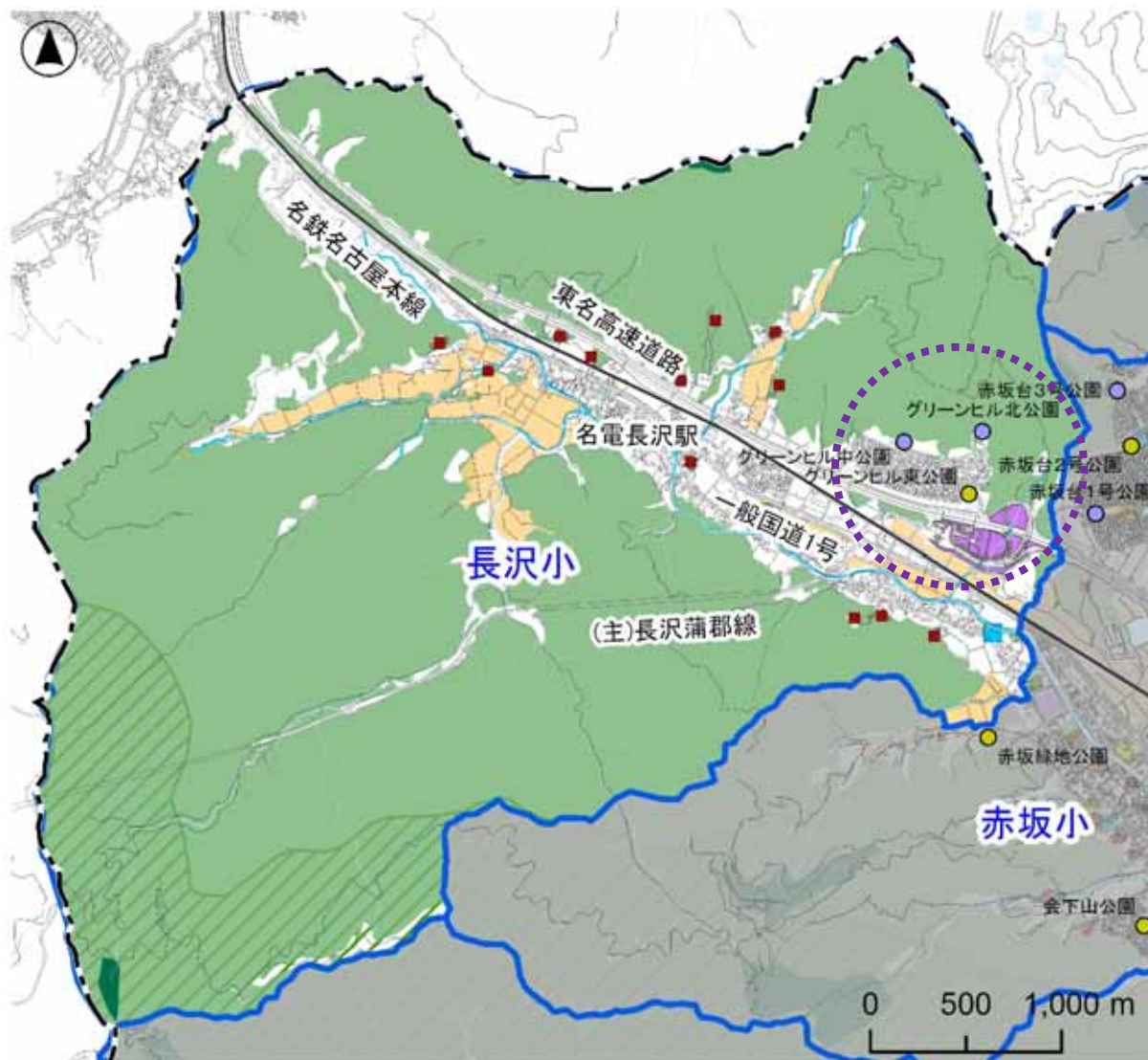
■長沢小学校区 公園再編方針

地区北側の住宅団地には、開発に伴う公園が3箇所設置されている。国道1号沿いの居住誘導区域では公園が少なく、公園の類似機能を有した施設が周囲にない箇所もあるため、住環境の向上に向けて配置の見直しの余地がある。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、災害時対応」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●公園配置不足に対する補完、配置見直し <ul style="list-style-type: none"> 国道1号沿いの居住誘導区域には公園が配置されていないが、公園と類似する機能を有する施設の有効活用等による公園機能の不足に対する補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。 グリーンヒル住宅団地内には3箇所公園が設置されている。各公園のネットワークの構築を図りながら地区全体での公園機能の向上を図る。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> スポーツ利用は、隣接地区の音羽運動公園（スポーツ施設）を活用する。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> 劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<長沢小学校区 現況図>



公園名	面積(㎡)	公園種別
グリーンヒル中公園	2,000	街区公園
グリーンヒル北公園	3,500	街区公園
グリーンヒル東公園	700	緑地・広場

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 広域公園
- 都市緑地
- 児童遊園
- ちびっ子広場
- 緑地・広場等
- 学校教育施設
- 地区市民館・集会所
- 文化・交流施設
- 児童福祉施設
- 高齢福祉施設
- スポーツ施設
- 社寺
- 商店街・ショッピングセンター
- ◆ あかいはね子どもの遊び場
- ◆ 運動広場
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園
- 地区計画
- 河川区域
- 河川区域(線)
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

24 赤坂小学校区

■赤坂小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	都市機能誘導区域 その他は市街化調整区域 で誘導区域の指定はない。	・中央部の市街地は都市機能誘導区域であり、隣接地区と連携し、各公園には交流の場としての活用や、緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。
維持管理 (アンケート)	遊具等の劣化に関する意見が多くみられる。	・経過年数が30年以上の公園が多く、遊具等の劣化に関する意見が多くみられ、利用状況に応じた維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	ほとんどの公園を町内会が利用	・規模の小さい公園では地域活動等の利用は少ない。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・中央部には都市公園が少ない状況であるが、公園の1人当たり面積は市平均以上である。 ・公園以外の利用する施設として文化交流施設等の公共施設の立地がみられる。 ・隣接する校区においても音羽運動公園（スポーツ施設）等が立地しており、量的な不足はない。 ・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園は4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 ・都市公園の利用者数は、赤坂台1号公園が多い。 ・都市公園のリピート率は、赤坂2号公園を除いてすべての公園で高い。 ・一部の公園では利用者数が少ないが、リピート率は高い。 ・1,000㎡未満の小さな街区公園の他、その他緑地の規模の小さな公園が多い。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	5.6㎡/人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は5公園/11公園	
身近な小さな公園 の公園利用者数	市平均以上の都市公園数 公園利用者数 1公園/4公園 リピート率 3公園/4公園	
現況機能タイプ	わんぱく型3箇所、ちびっこ型3箇所、コミュニティ型5箇所	

■赤坂小学校区 公園再編方針

国道1号、音羽川周辺の都市機能誘導区域では公園は少ないが、音羽川の緑地が有効なオープンスペースとしてまちに潤いをもたらしている。公園は開発整備された住宅団地内を中心に配置されている。公園の1人当たり面積は市平均以上であり、公園の数が多い箇所については配置の見直しの余地がある。アンケートでは公園に求める役割として「親子で遊びやすく、健康づくり、災害時対応」との回答が多い。
このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の集約・統合 ・公園誘致圏が重複し面積が狭小の公園について、集約・統合を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。
②公園の利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●音羽川の緑や周辺の山々の緑を軸とした良好な緑地環境の保全 ・地区は市街地内に公園が少なく、配置は住宅団地内が中心である。市街地の中央部には音羽川が流れており、河川敷の緑により潤いの感じられる環境となっている。音羽川等を活用し、市街地における公園量、緑の不足を補完する。 ●スポーツ活動への対応 ・多目的広場を有した公園は少なく、スポーツ活動については隣接地区の音羽運動公園（スポーツ施設）の利用や、学校グラウンド等と連携を図る。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な公園の維持管理とコストの縮減 ・公園植栽、雑草対策として、適正な管理の規模、頻度、方法を見直すとともに管理コストの縮減を検討する。また、音羽川沿いの緑はまちの景観要素として重要であることから景観面を考慮する。 ・地区の公園はすべて50年以上経過しており、計画的な公園施設の修繕、更新、削減に取り組む。

<赤坂小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
赤坂2号公園	1,600	街区公園
赤坂台1号公園	5,080	街区公園
赤坂台3号公園	4,587	街区公園
サンヒル赤坂東山中央公園	967	街区公園
赤坂台2号公園	2,602	緑地・広場
赤坂台4号公園	517	緑地・広場
会下山公園	1,164	緑地・広場
サンヒル赤坂東山展望公園	4,510	緑地・広場
サンヒル赤坂花の広場	921	緑地・広場
赤坂緑地公園(広場)	2,700	緑地・広場
平山公園	142	緑地・広場

- 街区公園
 - 学校教育施設
 - 公共施設緑地
 - 近隣公園
 - 地区市民館・集会所
 - 民間施設緑地
 - 地区公園
 - 文化・交流施設
 - 農業振興地域農用地区域
 - 総合公園
 - 児童福祉施設
 - 保安林
 - 運動公園
 - 高齢福祉施設
 - 地域森林計画対象民有林
 - 広域公園
 - スポーツ施設
 - 自然公園
 - 都市緑地
 - 社寺
 - 地区計画
 - 児童遊園
 - 商店街・ショッピングセンター
 - 河川区域
 - ちびっ子広場
 - 商店街・ショッピングセンター
 - 河川区域(線)
 - 緑地・広場等
 - あかいはね子どもの遊び場
 - 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

25 御津北部小学校区

■御津北部小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	居住誘導区域、その他は市街化調整区域で誘導区域の指定はない	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 23 号名豊道路全線開通に伴う土地利用の変化が予測される。隣接する校区と連携し、各公園には良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。 ・将来の人口密度の低下の変化や高齢化の進行が予測される中で、多世代利用を考慮した公園のニーズへの対応が想定される。
維持管理 (アンケート)	遊具・ベンチの老朽化の意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具等の劣化に関する意見が多くみられ、利用状況に応じた維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	すべての公園を町内会で利用	<ul style="list-style-type: none"> ・各公園の活動は子どもの遊び等の活動や清掃活動を中心に複数の活動をしているところが多い。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・県営東三河ふるさと公園以外の都市公園は設置されていないが、大きな公園として樹林山地タイプの御津山緑地の他、児童遊園やちびっ子広場が配置され、公園の1人当たり面積は市平均以上である。 ・公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。
身近な小さな公園の1人当たり面積	4.7 m ² /人	
身近な小さな公園の誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は0公園/7公園	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の小さな児童遊園・ちびっ子広場が多く、ちびっ子広場では100~200 m²程度の狭小な公園もあり、小規模公園は利用方法の限られることによる利用者数の影響が想定される。
身近な小さな公園の公園利用者数	—	
現況機能タイプ	ちびっこ型6箇所 コミュニティ型1箇所	

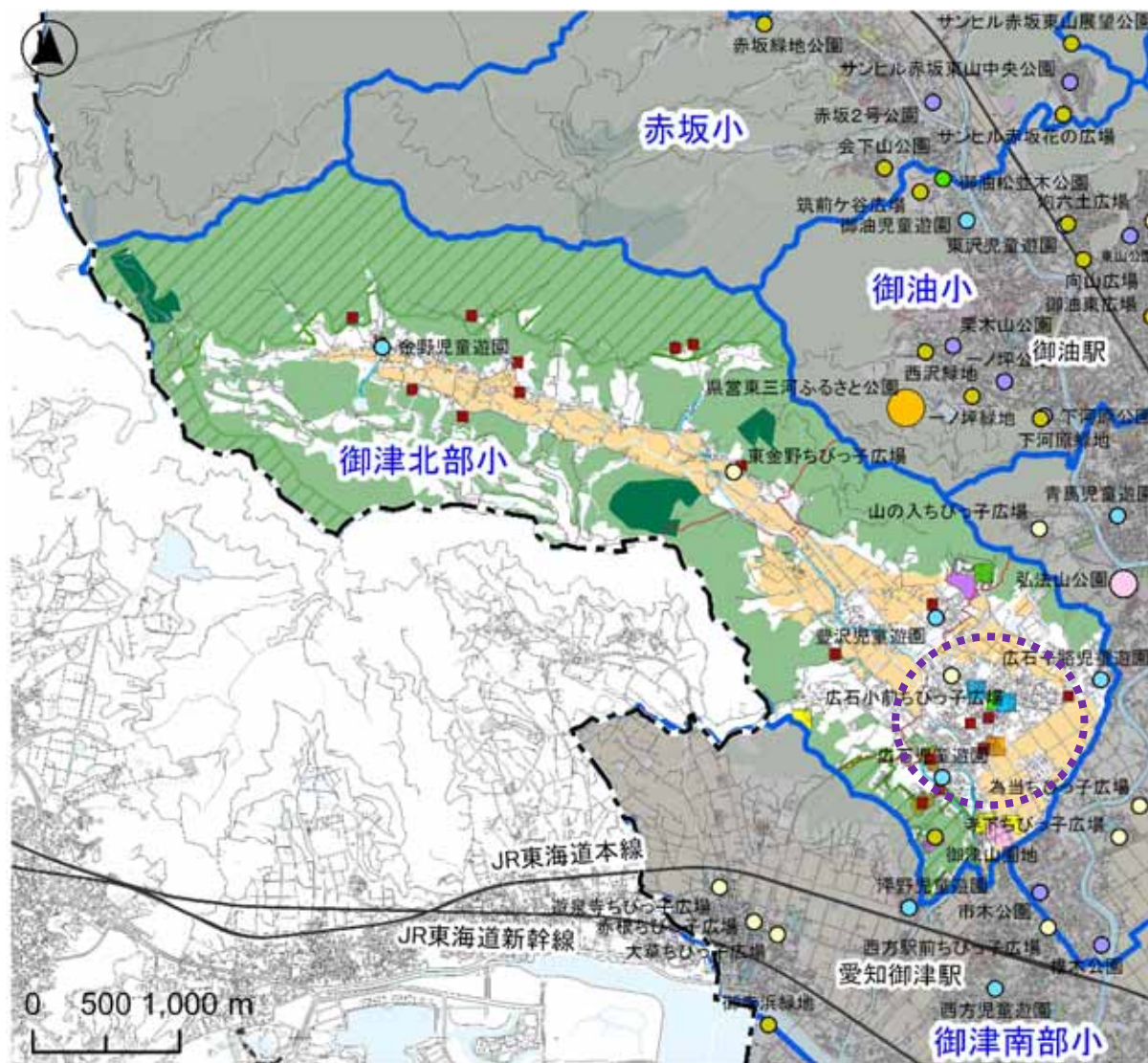
■御津北部小学校区 公園再編方針

県営東三河ふるさと公園以外の都市公園の配置はされていないが、児童遊園やちびっ子広場、緑地・広場が配置されており、1人当たりの公園整備量は市平均以上である。しかし、ボール遊びができる程度の広さを有した公園は配置されていない。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、自然を感じる、災害時対応」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化 <ul style="list-style-type: none"> ・年少人口の減少により遊具利用が少ない公園はコミュニティ型への機能特化を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ・市街化調整区域は、人口密度が低く公園利用頻度も低いが、公園の町内会利用がされている地区の貴重な公共のオープンスペースとして利用を継続する。
②公園の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●運動できる広場は、公共施設のグラウンドや隣接地区の公園や緑地を活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地区には、大きな公園やボール遊びができる広さを有した街区公園は配置されていないため、グラウンドや隣接地区の臨海緑地や近隣公園を活用し、運動できる広場の不足を補う。 ●既存公園の利活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園やちびっ子広場が面積は小規模であるが、主な集落に配置されており、利活用の推進を図る。 ・御津山園地は市街地を望む良好な景観にあり、気持ちよく自然を感じることができるため、適正な維持管理を行う。
③公園の柔軟な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 <ul style="list-style-type: none"> ・劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<御津北部小学校区 現況図>



公園名	面積(m ²)	公園種別
広石児童遊園	700	児童遊園
金野児童遊園	890	児童遊園
広石千路児童遊園	476	児童遊園
豊沢児童遊園	330	児童遊園
東金野ちびっ子広場	135	ちびっ子広場
広石小前ちびっ子広場	244	ちびっ子広場
御津山園地	13,334	緑地・広場

- 街区公園
 - 学校教育施設
 - 公共施設緑地
 - 近隣公園
 - 地区市民館・集会所
 - 民間施設緑地
 - 地区公園
 - 文化・交流施設
 - 農業振興地域農用地区域
 - 総合公園
 - 児童福祉施設
 - 保安林
 - 運動公園
 - 高齢福祉施設
 - 地域森林計画対象民有林
 - 広域公園
 - スポーツ施設
 - 自然公園
 - 都市緑地
 - 社寺
 - 地区計画
 - 児童遊園
 - 商店街・ショッピングセンター
 - 河川区域
 - ちびっ子広場
 - あかいはね子どもの遊び場
 - 河川区域(線)
 - 緑地・広場等
 - 運動広場
- 公園分布を群として捉える
エリアの目安(半径500m程度)

26 御津南部小学校区

■御津南部小学校区 公園の評価

項目	状況	評価
【まちづくり面からの評価】		
上位計画	都市機能誘導区域 居住誘導区域	・都市機能誘導区域があり、中央部は人口密度が高い地区である。各公園には交流の場としての活用や、緑の保全及び公園類似施設等が公園機能を補完する役割がある。その周りの居住誘導区域では良好な生活環境の維持に対応した公園機能の役割がある。
維持管理 (アンケート)	スポーツ活動等、子ども向けや健康遊具の不満の意見が多い	・利用状況に応じた維持管理の適正化に向けた課題がある。
利活用 (町内会利用調査)	すべての公園を町内会で利用	・各公園の活動は子どもの遊び等の活動や清掃活動を中心に複数の活動をしているところが多い。
【公園配置面からの評価】		
相互補完	臨海緑地2箇所 公共施設等の立地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は設置されていないが、児童遊園やちびっ子広場、臨海緑地が立地し、東側は隣接地区に比較的規模の大きな椎木公園（街区）の立地がみられる。 ・公共施設等の公園機能と類似する施設が立地している。 ・公園までの距離が遠く、公園利用の交通手段は自家用車の利用が多い。 ・公園誘致圏の重複率は、50%を超える公園が4割程度であり、一部では公園が密に配置されている。 ・ちびっ子広場では200㎡程度の狭小な公園もみられ、アンケートでは公園の広さが狭いと回答が高いことから、小規模公園は利用方法の限られることによる利用者数の影響がみられる。 ・公園を利用しない割合が7割以上と高い地区である。
身近な小さな公園の 1人当たり面積	0.7㎡/人	
身近な小さな公園の 誘致圏の重複	重複率 50%以上の公園数は5公園/12公園	
身近な小さな公園 の公園利用者数	—	
現況機能タイプ	わんぱく型1箇所 ちびっこ型11箇所	

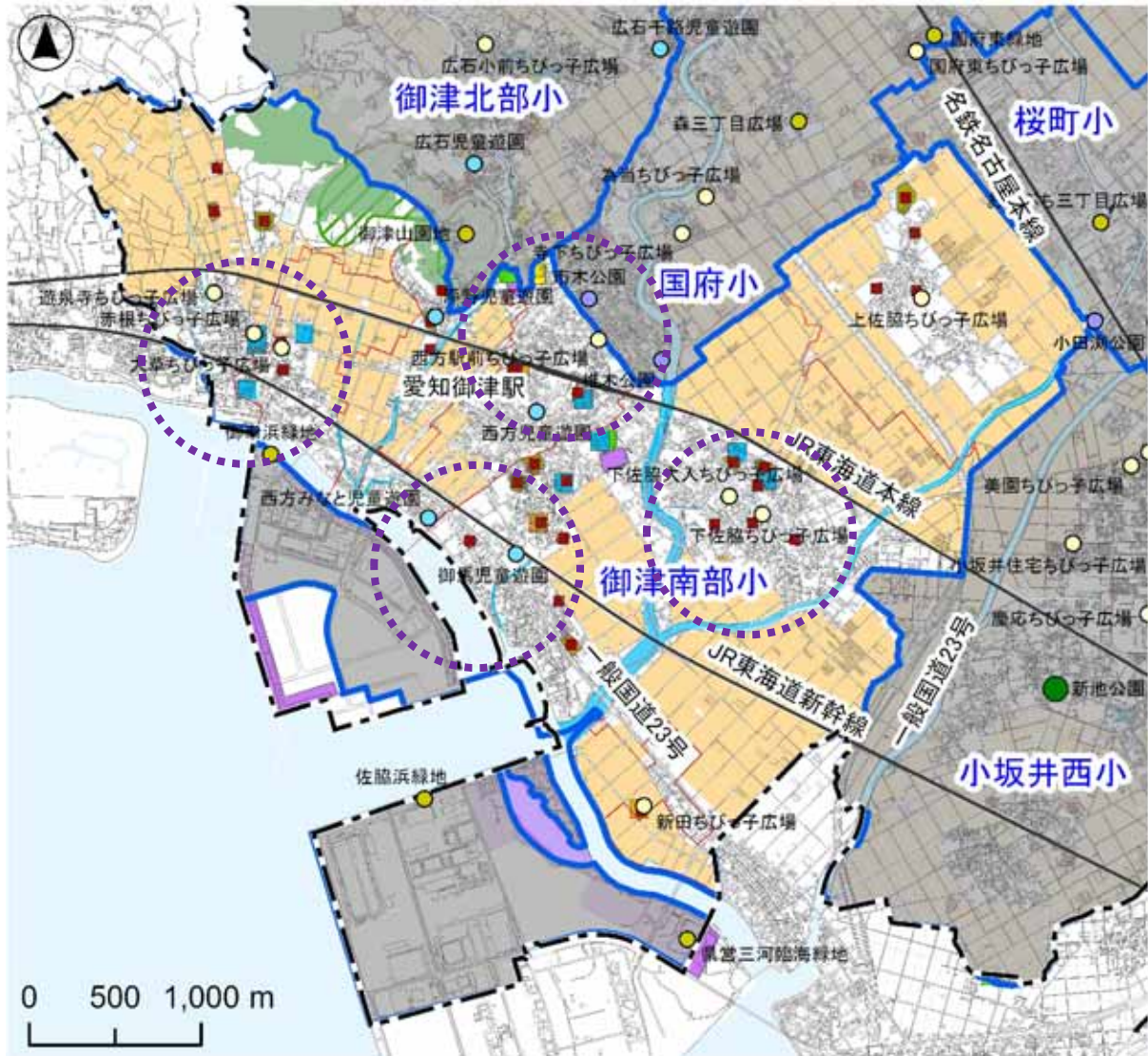
■御津南部小学校区 公園再編方針

地区中央部は、都市機能誘導区域、又は居住誘導区域となっているが、規模の小さい児童遊園やちびっ子広場が多い。公園誘致圏が重複する地区がある一方で、公園が少なく、公園の類似機能を有した施設が周囲にない箇所もあるため、住環境の向上に向けて配置の見直しの余地がある。臨海部には、大きな公園である臨海緑地が整備されている。アンケートでは、公園に求める役割として「親子で遊びやすい、健康づくり、災害時対応、小学生以上が遊びやすい」との回答が多い。

このような状況に即して、以下の方針を設定する。

基本方針	内容
①公園機能の 適正な再配分	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小さな公園の機能特化、集約・統合、配置見直し ・公園誘致圏が重複する身近な小さな公園を対象にコミュニティ型等への機能特化、集約・統合を検討し、地区全体の公園機能の向上を図る。 ・市街地内で公園が不足する箇所は、公共施設等の公園機能と類似する施設の有効活用等による補完、又は都市計画や人口特性を踏まえ、必要な公園機能を検討する。
②公園の利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等の公園機能と類似する施設と連携した公園利用の推進 ・地区の公園配置の特徴として、集会所等に隣接し公園が配置されていることがあげられる。連携した利用により、狭小な公園を補完していく。 ●運動できる広場として、公共施設や臨海緑地の活用推進 ・学校等の公共施設グラウンドや、距離は離れているが地区内に存在している臨海緑地を活用し、運動できる広場の不足を補う。
③公園の柔軟な 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な遊具等の更新と管理 ・劣化がみられる遊具等について、地区のニーズに配慮した上で計画的な更新や新設に取り組む。また、遊具等の見直しに併せて管理コストの縮減に配慮する。

<御津南部小学校区 現況図>



公園名	面積(㎡)	公園種別
平野児童遊園	330	児童遊園
西方みなと児童遊園	535	児童遊園
御馬児童遊園	585	児童遊園
西方児童遊園	792	児童遊園
上佐脇ちびっ子広場	657	ちびっ子広場
赤根ちびっ子広場	774	ちびっ子広場
新田ちびっ子広場	423	ちびっ子広場
遊泉寺ちびっ子広場	709	ちびっ子広場
西方駅前ちびっ子広場	1,227	ちびっ子広場
大草ちびっ子広場	240	ちびっ子広場
下佐脇ちびっ子広場	228	ちびっ子広場
下佐脇大入ちびっ子広場	581	ちびっ子広場
佐脇浜緑地	34,318	緑地・広場
県営三河臨海緑地	124,580	緑地・広場

- 街区公園
- 学校教育施設
- 公共施設緑地
- 近隣公園
- 地区市民館・集会所
- 民間施設緑地
- 地区公園
- 文化・交流施設
- 農業振興地域農用地区域
- 総合公園
- 児童福祉施設
- 保安林
- 運動公園
- 高齢福祉施設
- 地域森林計画対象民有林
- 広域公園
- スポーツ施設
- 自然公園
- 都市緑地
- 社寺
- 地区計画
- 児童遊園
- 商店街・ショッピングセンター
- 河川区域
- ちびっ子広場
- あかいはね子どもの遊び場
- 河川区域(線)
- 緑地・広場等
- 運動広場
- 公園分布を群として捉えるエリアの目安(半径500m程度)

5. 公園の利活用・適正化における推進方策

(1) 再編の効果を確認する指標

本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、誰もが分かりやすく、定量的に把握できる指標を示す必要があることから、基本目標である魅力ある地域の公園に対して「市民満足度の向上」、持続可能な公園に対して「維持管理コストの縮減」の目標指標を設定します。

■目標指標1

指標	現状値 令和7年度	目標値 令和17年度
「公園の状況」の市民満足度	62.9%	67.0%

※豊川市市民意識調査の「公園の状況」に関する満足度の問いについて、「満足」、「まあ満足」と答えた人の割合とする。

※目標値は第7次豊川市総合計画と同値とする。

■目標指標2

指標	現状値 令和5年度	目標値 令和17年度
維持管理コストの縮減率	—	縮減率 20% ※実施した各地区の平均 (令和5年度比)

※維持管理コストは公園施設管理費、植栽管理費等の公園管理費全般を対象とする。

※再編整備は各公園の大規模改修に併せて進めるものとする。

※目標値は再編整備を実施した地区の維持管理コストの縮減率とする。

(2) 推進方策及び施策

次ページの各施策を地区別公園再編方針に基づき適宜実施していきます。

■推進方策及び施策一覧

目指すべき姿	基本目標	基本方針 (対応する主な課題)	推進方策
地域に愛される”暮らしを豊かにする空間”としての公園の再生	魅力ある地域の公園・持続可能な公園	①公園機能の適正な再配分 課題1 量より質を高める公園整備 課題2 公園配置の見直し 課題3 利用実態に適合した機能配置	公園の整備 身近な小さな公園の見直し、集約・統合 長期未整備の都市計画公園の見直し
		②公園の利活用の推進 課題1 量より質を高める公園整備 課題2 公園配置の見直し 課題3 利用実態に適合した機能配置 課題4 公園が使いやすい柔軟な使い方の転換、利用機会づくり 課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減	既存公園の施設改修 学校や公共施設等と連携した公園利活用の促進 地域の団体等による公園利活用の促進 他部局連携による公園の利活用の促進 緑や散策等のネットワークルート形成の検討
		③公園の柔軟な管理運営 課題2 公園配置の見直し 課題3 利用実態に適合した機能配置 課題4 公園が使いやすい柔軟な使い方の転換、利用機会づくり 課題5 更新時期にある公園の再整備 課題6 限られた財源を踏まえた整備、管理運営 課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減	公園の管理水準の向上 地域ニーズを反映した公園の維持管理の促進 柔軟な利活用の推進 賑わい創出のための地域連携 管理運営手法の検討

施 策	目標指標 1. 市民満足度向上 2. 維持管理コストの縮減	進行管理	
		短期 (概ね5年)	中長期 (5～10年)
・既存公園の再整備及び新規公園整備の検討	1・2		
・配置や公園機能の見直し、施設数量の適正化、削減、集約・統合の検討	1・2		
・長期未整備の都市計画公園の今後の方向性、事業化の検討	1・2		
・公園施設長寿命化計画に基づく施設の改修	1・2		
・市民開放等による学校や公共施設等と連携した公園活用の推進を検討 ・コミュニティ施設と連携することにより相乗効果が発揮されるコミュニティ型公園の配置	1・2		
・地域における多様な主体との協働による管理運営	1・2		
・子育て、健康づくり、防災等の事業を展開する場としての利活用推進	1・2		
・主要河川沿い公園について散策路利用の向上を図る一部改修(佐奈川、音羽川、旧東海道沿い)	1		
・劣化した樹木削減等の維持管理しやすい公園施設への見直し	1・2		
・当該公園の利用状況に適合した公園の維持管理を地域と連携	1・2		
・公園利用に関するローカルルール作成 ・ボール遊びに関するルールやマナーについて現状の周知、啓発	1		
・地域の核となる公園でのイベントの実施、実施補助	1		
・公募設置管理制度 (Park-PFI)、指定管理者制度の活用等を含め、効率的で活力のある公園運営につながる新たな管理運営手法の検討	1・2		

6. 公園の利活用・適正化における推進体制

公園は、施設が整備されただけでは完了ではありません。公園に関わるさまざまな立場の人々が協力し、利用することにより、愛着と思いやりを持ち関わることで、暮らしが豊かになり、まちの魅力にもつながります。そのため、再編計画の実現に向けては、行政だけではなく、市民と事業者が主体的かつ積極的、継続的に参加、連携し、本計画を推進していくことが必要です。

6.1 推進体制

①市民・地域団体

- ・市民は公園利用を通して公園の機能である憩いや健康づくり、レクリエーション、景観等により、個々の暮らしの満足感や目的を享受しつつ、地域の共有財産である公園の適正な利活用や維持管理への参画等の意識の向上を図ることが重要です。
- ・公園はまちづくり活動、市民活動の場としての機能も有しているため、町内会やスポーツ団体等の地域団体は、積極的な利用推進や課題解決の場としての活用を促進します。また、関係者と連携し、日常的な管理・運営に関わる等、地域に愛される公園づくりへの取組みが重要です。

②事業者

- ・事業者には、施設管理、清掃・植栽管理等の維持管理に関わる事業者や飲食サービス、広報、イベント企画・実施等の運営管理に関わる事業者が考えられます。各事業者は自己の利益だけではなく、公園の利便増進や地域の課題解決といった公的な観点を踏まえることにより、より地域に密着した持続的な事業につなげていくことができるものとなります。行政や地域と連携しながら事業者の持つノウハウを活かし、関係者がともに協働の関係性となるような事業展開を促進します。

③行政

- ・行政は、本計画の具体的な施策を推進します。本計画の基本方針を踏まえつつ、柔軟に計画の実現に取り組んでいきます。また、さまざまなケースにおいて、市民や事業者との協働体制づくりや公園利活用推進の機会提供、コーディネート等を担うとともに、市民、活動団体、事業者に対し必要な支援を行います。
- ・公園利用の活性化には、利用する者がさまざまな暮らしの中で公園との関わりを増やしていくことが重要です。町内会の代表だけではなく、まちづくりに関心が高い人やキーマンを発掘し地域と連携した取組みを進めていきます。

6.2 再編の実施プロセスについて

公園の再編の実施にあたっては、市民の合意形成を前提とし、各公園の大規模改修と併せて進めていきます。

地域住民や利活用団体との合意形成をそれぞれの段階で行い、実施に移行する必要があります。

合意形成の基本的な流れを以下に示します。

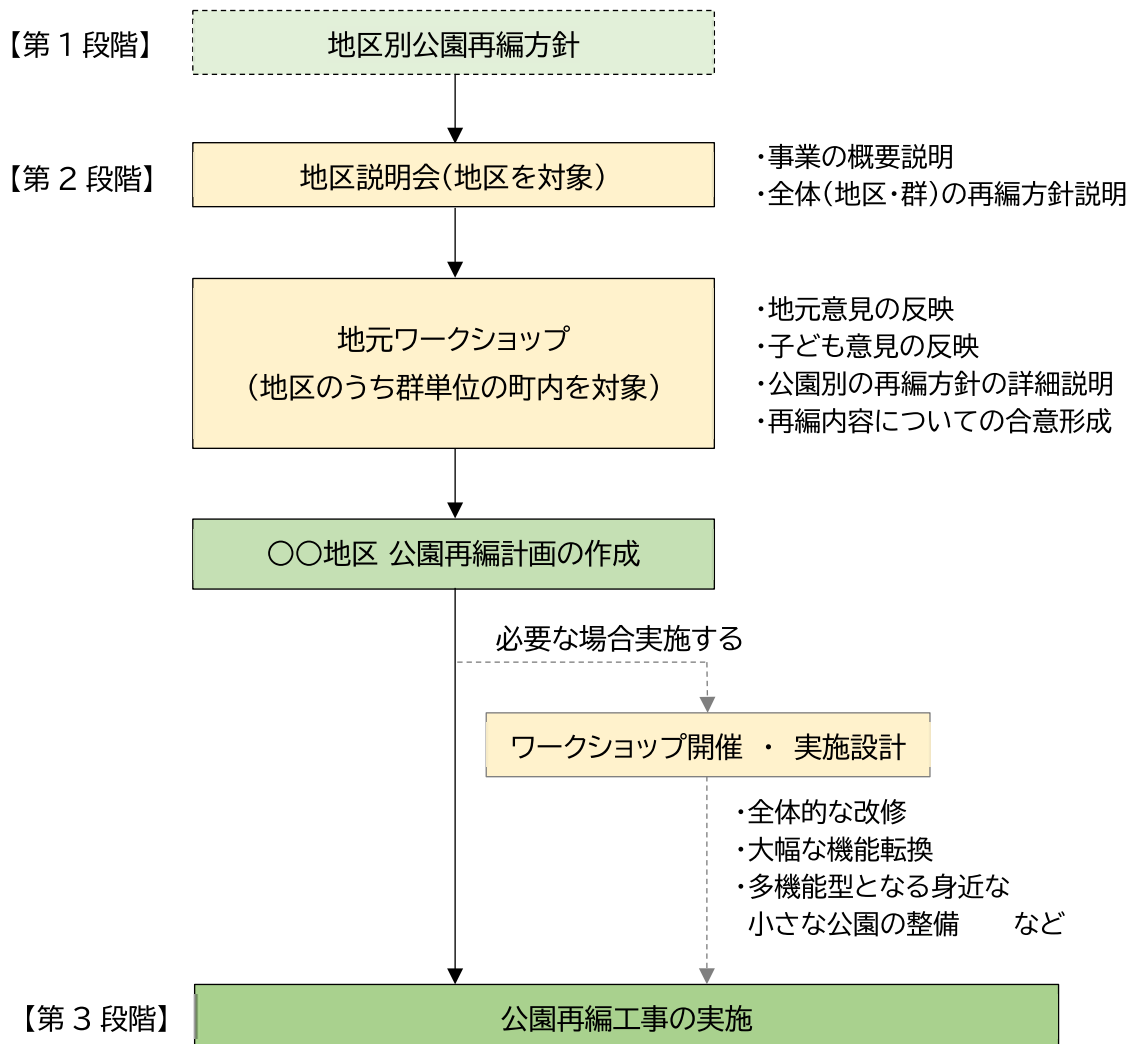


図 再編対象地区ごとの進め方

6.3 再編スケジュールと計画の進行管理

①計画スケジュール

- ・短期的(5年程度)には公園施設長寿命化計画との整合を踏まえ、合意形成がなされた地区から改修を実施していくものとします。
- ・中期的(5年~10年程度)、長期的(10年以降)には、短期で事業化した公園の状況を踏まえつつ、大規模改修の必要性が高い地区から進めるものとします。
- ・管理運営面での官民連携施策(公募設置管理制度(Park-PFI)、指定管理者制度、市民協働による公園管理等)実施や、使いやすい公園活用に向けた公園利用ルールについては、市全体的な管理運営の考え方や地元合意を踏まえ、地区ごとの公園の再編時に検討、運用を進めていきます。

②計画の進行管理

- ・本計画は、上位・関連計画である「豊川市緑の基本計画」の改定が予定されている2030年に取組みの進捗状況や本市の公園を取り巻く社会情勢の変化、まちづくりの状況も踏まえ、進捗状況について確認します。なお、見直し作業に向けては「計画(P)→実行(D)→評価(C)→改善(A)」のサイクルに基づいて行い、状況の確認を行うとともに施策の進め方の見直しを行います。



図 PDCA サイクル

卷末資料

(1) 用語解説

あ行

一級河川

国土保全又は国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等の建物によって覆われていない土地、敷地内の空地の総称。

か行

開発行為

主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更をいう。

既存ストック

整備された道路、公園の都市基盤施設や住宅等の建築物。

基盤整備

道路、鉄道、上下水道等の都市施設や公共施設を整えること。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画に定める区域。

近隣住区

幹線街路等に囲まれたおおむね 1 km 四方(面積 100ha)の居住単位。

広域公園

一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

公募設置管理制度 (Park-PFI)

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利

便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

コミュニティ

地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む地域およびその人々の集団。

さ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自然公園

美しい山河や優れた自然景観に恵まれた地域を保護し、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質等の自然を学ぶことができるように指定した公園。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類がある。国定公園は自然公園法、県立自然公園は愛知県立自然公園条例に定められている。市内には、三河湾国定公園と本宮山県立自然公園がある。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園の分類の1つで、街区公園、近隣公園、地区公園が該当する。

た行

第3次豊川市都市計画マスタープラン

都市計画法（第18条の2）に基づき、「豊川市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、豊川市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めている。

第7次豊川市総合計画

豊川市の目指す都市の将来像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本目標を定め、さまざまな分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画。

都市基幹公園

都市住民全般の利用を目的とした都市公園の分類の1つで、総合公園、運動公園がある。

都市機能

都市に必要とされるさまざまな働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われるもの。

都市機能施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に大きく寄与するもの。

都市機能誘導区域

居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からしてどのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置および管理する公園又は緑地をいう。良好な都市環境の形成、防災、都市の安全性向上、レクリエーション活動の場の確保、都市景観の向上を図ることを目的としている。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。

都市公園

都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項等について定めた法律。

都市構造

都市を形成する上で必要な交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構成。

都市構造の評価に関するハンドブック

各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたもの。

都市マネジメント

都市全体から、地域・街区、個々の施設に至る広狭さまざまな都市空間について、それぞれのレベルで幅広い関係者の総力を結集して整備、管理運営等を行い、効率的・効果的に都市機能を高めていく営みのあり方。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

豊川市環境基本計画

環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要なビジョンや施策を定めた計画。

豊川市公園施設長寿命化計画

都市公園の多種多様で膨大な数の公園施設を対象に調査を行い、今後の計画的な保全・改修計画を策定するもの。豊川市では、市が管理するすべての都市公園を調査対象公園としている。

豊川市公共施設等総合管理計画

本市が所有するすべての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理するための計画。

豊川市市民意識調査

市民の意見や要望を幅広く、正確に捉え、市民参加の市政を進めるために、2年ごとに本市が実施している市民意識調査。

豊川市立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する計画。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

は行

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

ま行

マルシェ

フランス語で「市場」を指す。全国の都市公園で、農作物や飲食物販、ワークショップ等のさまざまな形態の出店を募ったマルシェが行われている。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき策定される緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。

民間活力

民間企業の資金力や事業能力。

や行

誘致圏

公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかとい

う距離。街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m、地区公園では半径 1 km を誘致圏と考える。

ら行

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒すための休養、娯楽。

ローカルルール

法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、特定の地域に固有のルール。

わ行

ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画の考案・それらの評価を行う活動。

(2) 策定の経緯

(令和6年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
8月26日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市公園施設等利活用・適正化計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて ・市民アンケート調査の実施について
9月26日	第1回策定委員会	
10月21日 ～11月20日	市民アンケート調査	(調査概要については21頁を参照)

(令和7年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
4月17日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査、利用状況調査の実施概要について ・現況カルテ・校区別の評価について ・調査の評価まとめについて
4月25日	第2回策定委員会	
7月4日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の利活用・適正化における基本的な考え方について ・公園再編計画・地区別公園再編計画案について
7月25日	第3回策定委員会	
10月17日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（素案）について
10月31日	第4回策定委員会	
1月14日 ～2月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（案）について
3月12日	パブリックコメントの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果を策定委員会委員に報告

(3) 豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 豊川市内の都市公園等において、人口減少や少子高齢化等、時代の変遷に伴う市民ニーズの変化や、経年劣化等による施設更新の必要性の高まりなどの理由から、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した公園の再編計画を策定する。本委員会は、計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。なお、委員会を欠席する場合、委員長が適当と認める者を代理者として出席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、都市整備部公園緑地課長をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するもの

とする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、市長が必要と認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、豊川市都市整備部公園緑地課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定作業部会

部会長	都市整備部公園緑地課長		
構成員	部 名	課 名	備 考
	—	危機管理課	課長補佐又は係長のうち部会長が指名する者
	企画部	企画政策課	
	財務部	財産管理課	
	子ども健康部	子育て支援課	
		保育課	
	市民部	市民協働国際課	
	産業環境部	商工観光課	
	建設部	道路河川管理課	
		建築課	
	都市整備部	都市計画課	
	消防本部	総務課	
	教育委員会	スポーツ課	
その他部会長が必要と認める課			

(4) 豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員名簿

(令和7年度)

区分	策定委員	所属	分野
委員	◎ 岡本 肇	中部大学工学部都市建設工学科 准教授	学識
	○ 臼井 直之	岐阜市立女子短期大学デザイン環境学科 准教授	学識
	落合 利夫	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長	商工業
	市川 勝久	豊川造園建設協同組合 理事	造園
	猿渡 裕子	特定非営利活動法人 とよかわ子育てネット 理事	児童福祉
	櫻井 利夫	豊川市連区長会 代表	町内会
オブザーバー	湯浅 健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課 課長	県職員
	岩田 勝則	愛知県東三河建設事務所 都市施設整備課 課長	県職員

◎：委員長、 ○：副委員長

【前任者】令和6年度

区分	策定委員	所属	分野
委員	大木 健	豊川市連区長会 会長	町内会
オブザーバー	栗田 雅貴	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課 課長	県職員

豊川市公園施設等利活用・適正化計画

発行 令和8年3月

豊川市 都市整備部 公園緑地課

〒442-8601 豊川市 諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-89-2176(直通)

FAX : 0533-89-9570

E-mail : koen@city.toyokawa.lg.jp